

環境保全行政の概要

平成 15 年版

川口市 環境部 環境保全課

はじめに



私たちの生活は、科学技術の進歩により便利で活力に満ちたものになっています。

しかし、その一方で、大気汚染や水質汚濁、自動車交通公害などの都市・生活型公害という身近な問題から、生態系への影響や温暖化、オゾン層の破壊など地球規模の問題にまで、今日の環境問題はます

ます複雑、多様化しています。

これらの原因は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会システムや、私たちの生活様式そのものにあります。この問題を解決するためには、自然の持つ物質的循環を損なうことなく持続的に発展できる社会の構築が緊急の課題となっています。

本市におきましては、環境の保全及び創造に関する枠組みを定めた「川口市環境基本計画」を制定し、潤いと安らぎのある恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐため、様々なかたちで環境行政を展開していく所存でございます。

また、平成14年4月1日に埼玉県生活環境保全条例、平成15年2月15日に土壤汚染対策法が施行され、典型7公害に対応するすべての法令が整いました。これを受けよりきめ細やかな環境行政の推進に努めてまいります。

本書は、平成14年度における川口市の環境・公害の現況と対策をとりまとめたものであります。本市の『環境保全行政』に対するご理解を深めていただくと共に、環境の保全と循環型社会に向けた一人ひとりの取組の参考となれば幸いです。

平成16年 3月

川口市長 国村 章四郎

川口のおいたち

川口に人間が住み始めたのは、今から約1万2000年から1万3000年前といわれています。その頃は東京湾が深く入り込んでいて、川口の南部は海面下にありました。

北東部の台地には、旧石器時代の天神山遺跡や縄文時代の遺跡である小谷場・猿貝・新郷貝塚をはじめ多くの遺跡が残されており、海辺で生活を営んだ祖先の姿をることができます。

川口という名称は、東京湾に流れる旧入間川（現在の荒川）の河口に臨んでいたことから起きているといわれていますが、治承4年（1180）源頼朝の挙兵に加わるため弟義経が鎌倉に向かう途中、川口の渡しで兵をあらためたことが「武藏野国足立郡小川口に着き、兵を閲したところ八十五騎になっていた」と義経記に記されており、これが川口の名を文献にみる最初のものとされています。

川口の地も戦国時代には、太田氏や北条氏の支配を受けましたが、江戸時代に入るとほとんどが幕府直轄領となり、代官の支配下に入りました。見沼溜井や見沼代用水、芝川などの灌漑治水によって農業が一層発展しました。また、日光御成街道は徳川家康の靈廟を日光に移した元和3年（1617）以降、脇街道として整備され、川口にも將軍の日光参詣に伴う休憩所（錫杖寺）や駅逓業務を行う問屋場（本陣）がおかされました。

元和8年（1622）には、將軍秀忠が日光参詣の際、川口村を川口宿と改めており、現在の本町1丁目付近は宿場町として賑わったようです。

更には、享保年間（1716～1735）に見沼用水の開さくによる舟運・陸上交通の整備に伴って商品の流通が盛んになり、今日の川口の発展の基となる種々の産業が起こりました。鋳物産業は、

戦国末期に5名の川口鋳物師がいたと伝えられていますが、江戸中期以降は技術の確かさと江戸市民の需要増大によりますます盛んとなり、その数もさらに増えて発展の一途をたどりました。また、承応年間（1652～1655）に安行の吉田権之丞によって始められたという植木や苗木の栽培は、明暦3年（1657）の江戸大火によって焼野原となった江戸へ、植木や草花を供給して以来発展しました。更に幕末期には、織物・釣竿が江戸を中心に商品として進出するようになりました。やがて明治に入り、川口宿は川口町と呼ばれるようになりましたが、それは今の本町1丁目と金山町を中心に300戸ほどの家が集まっただけの小さな町で、現在の賑やかな川口駅前や栄町・幸町付近は見渡す限りの田畠や湿地帯であったといわれています。明治末期には鋳物工場が150軒ほどになり、荒川や芝川を利用しての製品運搬が行われましたが、その後川口駅・新荒川大橋ができると川口は鋳物産業を中心飛躍的発展をとげ、「鋳物の街川口」の名は全国に知られるようになり、昭和8年4月1日には、川口町・横曽根村・南平柳村・青木村の1町3村が合併し「川口市」が誕生しました。

以来、川口市は、昭和15年に芝・神根・新郷の3カ村を合併し、更に昭和31年に安行村、昭和37年に美園村の一部であった戸塚も合併し、市域は55.75平方キロになり、現在に至っています。

人口は48万人（外国人登録含）を超え、古い伝統を持つ鋳物・植木・釣竿をはじめとする幅広い産業に支えられ、「緑 うるおい 人生生き活き 新産業文化都市」を目指して日々とその歩みを進めています。

川 口 市 民 憲 章

制定 昭和42年4月1日

“ 錄物のまち”としての長い伝統の上に各種産業を加えて、躍進を誇るわが川口市は、新しい時代のいぶきのもと近代都市として大きな発展を期しています。これが市民ひとりひとりの理想であります。

わたくしたちはここに誇りを感じ、明るく健康で豊かな市民生活を築くために、全市民の願いをこめて、この憲章を定めました。

わたくしたちは、

- 1 すすんで環境を浄化し、
きれいな家庭・美しいまちをつくりましょう。
- 1 いつも健康で元気よく働き、
しあわせな家庭・豊かな都市をつくりましょう。
- 1 互いにきまりを守り、助け合って、
なごやかな家庭・明るい社会をつくりましょう。
- 1 文化を育て、教養を高めて、
楽しい家庭・住みよい郷土をつくりましょう。
- 1 力いっぱい両手をひろげ、
伸びゆく家庭・理想の大川口市をつくりましょう。

市 章



川口の紋章である市章は、旧川口町章ですが、これが正式に市章として制定されたのは昭和8年9月18日です。

しかし、市制施行を報じる同年4月1日付の『東京朝日新聞』にすでに市の紋章として旧川口町章が掲載されていますから、この紋章を市章にすることは市制施行前から了解されていたようで、9月市議会で正式に決められました。

市 の 花



「鉄砲ユリ」は、百合科の多年草でその花は明るく清純、川口市内に広く栽培されています。

昭和41年1月27日、川口市の花に「鉄砲ユリ」が決まりました。この市の花の決定は、土地にゆかりの深い花—五色桜、桜草、椿、百合、チューリップ、水仙など多数の候補をあげ、研究・協議の上、他の県・市の花に関係なく、明るく清純で、しかも川口市で広く栽培し愛されている花として決まったものです。また、鉄砲ユリのデザインも6種類つくり、1カ月間公開して広く市民の選択投票にかかり決定しています。

当時は、埼玉国体を2年後に控え、県でも県の花に「桜草」、県の鳥に「しらこばと」を選定（正式指定は、県の花が昭和46年11月、県の鳥が昭和40年11月）され、

また、「国体県民運動の花でかざる運動部会」が「国体の花」（菊、ベコニア、コスモス、バラ、コマギク等）、「準国体の花」（カンナ、ダリア、ゼラニウム等）計24種類の花を選定するなどの社会的背景から、川口市でも「市の花」決定の機運が盛りあがったのでした。

市 の 木



「サザンカ」は、古くから日本国民に親しまれてきたツバキ科の常緑亜喬木で冬に花をつける唯一の花木です。

市の木に「サザンカ」が制定されたのは、昭和49年7月1日です。市では市の木の制定について、川口市緑化推進委員会にはかり、同委員会が市民に親しみやすく、移植が容易で一般家庭や公園などに広く活用でき、市のシンボルとしてふさわしい樹木17種を指定、「市政だより」で市民の投票を呼び掛け、その投票結果を参考に決定したものです。また同委員会では、市の木の選定と並んで緑化推薦樹（ツツジ、キョウチクトウ、ツゲ等12種）も選定し市内の緑化強化をはかりました。

福祉都市宣言

昭和43年12月 宣言

地方自治の本旨は、住民の福祉向上にあることは言をまたない。

本市は鋳物工業を中心として発展してきたが、近年東京都に隣接するという地理的条件と相まって、産業、経済及び文化等にいちじるしい発展を見せております。

しかし反面、産業公害、交通事故、火災、犯罪、水害など、向上の影に発生している各種災害は年々増加の傾向にあり、市民の日常生活をおびやかしている現状を決してゆるがせには出来ない。

又、高度の経済成長は市民生活水準の向上をもたらしたが、一方において社会の進展にいまだおくれた恩恵によくさない市民の存在も見のがしには出来ない事実である。

これら数多くの悲惨な災害や事故を絶滅し、同時に社会保障制度の充実をはかるため、全市民の協力のもとに総力を結集して強力に施策を推進していかねばならない。

市民のすべてが憲法で保障された健康で、文化的な生活を営めますよう全市民が一体となり、明るく住みよい都市の建設を決意し、ここに川口市を「福祉都市」とすることを宣言する。

川口市交通安全都市宣言

昭和58年12月 宣言

交通事故のない明るい街づくりは、全市民の限りない願いであるが、近年交通事故の激増は大きな社会問題となっている。

本市の交通事情は、自動車保有数の増加、通過車両の増大に伴い交通事故多発の傾向にあり、特に幼児、学童、老人が多いことは誠に憂慮すべき事態である。このような事情から、市制施行50周年の記念すべき年にあたり、これを契機に交通安全施策の拡充促進や、更に交通安全思想の徹底を図り、市民の総力を挙げて安全で住みよい川口市を築くため、ここに川口市を「交通安全都市」とすることを宣言する。

川口市平和都市宣言

昭和60年12月 宣言

我が国は、世界唯一の被爆国として、恒久の平和を念願する崇高な理念に基づき、戦後40年、平和の維持と繁栄に努力してきた。

我々は、現在の平和と繁栄のなかで、改めてこの尊さをかみしめ、今なお、世界の一部で繰り返されている悲惨な争いがなくなり、人類共通の願望である核兵器廃絶が成り、文字どおり、世界の恒久平和が確立されることを強く願うものである。

そして、今こそ、これを全世界に訴えていきたいと思う。

川口市民は、未来に向かい、平和で豊かな社会を築き、次代に引き継ぐため、平和への願いを結集し、市民一人ひとりが努力することを誓い、ここに平和都市を宣言する。

人権尊重都市宣言

平成6年12月 宣言

近時、我が国は、社会現象の変化に伴い、国民の中に、人命の軽視、物質中心の社会風潮があらわれ、未だに人権を尊重する思想の定着がみられないところである。

日本国憲法に保障されている基本的人権の尊重は、人類普遍の原理に基づくものであり、世界人権宣言でも「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」と明言されている。

このような基本的理念に基づき、川口市民は、すべての面で、自由で平等な明るい社会の実現に向けて、努力しなければならない。

よって、平和で、人間性豊かな地域社会を築くため、ここに川口市を「人権尊重都市」とすることを宣言する。

目 次

第1章 総 説

第1節 川口市の概要

1 地勢	1
2 人口・世帯数の推移	1
3 土地利用	2
4 交通	2
5 産業	3

第2節 川口市の環境保全行政

1 環境保全（公害）行政の沿革	4
2 行政機構	5
3 事務分掌	6
4 環境保全関係予算	6
5 川口市環境審議会	7
6 分析センター	8

第2章 環境の現況と対策

第1節 大気汚染

1 概況	11
2 一般環境測定期調査結果	13
3 沿道環境（自動車排出ガス）測定期調査結果	18
4 有害大気汚染物質調査結果	22
5 降下ばいじん調査結果	23
6 酸性雨調査結果	24
7 気象調査結果	24
8 ばい煙等の規制	25
9 光化学スモッグ	28

第2節 水質汚濁

1 概況	30
2 公共水域測定結果	32
3 小水路測定結果	38
4 地下水質調査結果	39
5 排出水等の規制	42
6 净化槽の届出事務等	45

第3節 土壌汚染

1 概況	46
2 規制内容	46
3 施行状況	47

第4節 騒音・振動

1 概況	48
2 自動車騒音・道路交通振動	48
3 騒音の規制	54
4 振動の規制	56

第5節 悪臭	
1 概況	59
2 悪臭の規制	59
第6節 地盤沈下	
1 概況	60
2 地盤沈下の現況	60
第7節 ダイオキシン類	
1 概況	61
2 測定結果	62
3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況等	63
4 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく設置者による測定の結果	64
第8節 公害苦情	
1 概況	66

第3章 環境保全対策

第1節 あき地の環境保全	
1 雑草除去の指導	69
2 残土置場の指導	69
第2節 水環境保全事業	
1 合併処理浄化槽設置整備事業	70
2 河川浄化活動	70
第3節 助成等の制度	
1 公害防止資金融資及び利子助成	72
第4節 公害防止組織の整備	
1 公害防止組織の届出	73

資料編

I 環境基準及び規制基準等	
1 大気関係	74
2 水質関係	79
3 土壌汚染関係	85
4 騒音関係	87
5 振動関係	92
6 悪臭関係	95
7 地盤沈下関係	100
8 ダイオキシン類関係	101
II 関係条例等	
1 川口市環境審議会条例	103
2 川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例	105
3 同条例施行規則	108
4 川口市あき地の環境保全に関する条例	111
5 同条例施行規則	112
6 川口市環境基本条例	114

第1章

総 説

第1節 川口市の概要

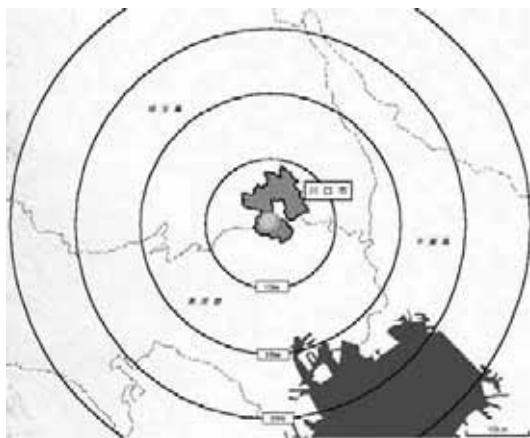
1 位 置

川口市は埼玉県の南端に位置し、荒川を隔てて東京に接しており、また県内では戸田・蕨・岩槻・越谷・草加・鳩ヶ谷・さいたまの各市と接している。面積は 55.75km² となり、県内 90 市町村中 21 番目、41 市中 13 番目の広さがあり、また、市の大部分が都心から 10 ~20km 圏内に含まれる。

表 1-1-1 市役所の所在地

地名	川口市青木 2-1-1
東経	139 度 43 分 38 秒
北緯	35 度 48 分 17 秒

図 1-1-1 川口市位置図



2 人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成 15 年 4 月 1 日現在、480,796 人（住民基本台帳及び外国人登録）で県内有数の人口規模の大きな都市である。

近年も人口増加は続いており、自然動態、社会動態でみた変動比率は、ほぼ同じとなってい

表 1-1-2 人口・世帯数・面積の推移

年次	面積(km ²)	人口	世帯数
S 8 年	19.40	45,573	9,103
S20 年	48.64	97,709	21,168
S30 年	42.44	130,545	26,185
S40 年	55.75	231,193	61,188
S50 年	55.75	335,864	107,639
S60 年	55.75	401,931	134,059
H7 年	55.75	455,770	174,251

H11 年	55.75	463,334	184,843
H12 年	55.75	466,242	188,207
H13 年	55.75	470,590	192,066
H14 年	55.75	476,220	196,943
H15 年	55.75	480,796	201,176

3 土地利用

市制施行時（昭和8年4月）の市域は 19.40 km^2 であったが、その後の合併・分離により、現在は 55.75 km^2 となっている。

このうち 48.45 km^2 は市街化区域、 7.30 km^2 は市街化調整区域となっている。

表 1-1-3 用途地域別面積

単位： km^2

都市計画区域	55.75
市街化区域	48.45
第1種低層住居専用地域	7.74
第2種低層住居専用地域	0.04
第1種中高層住居専用地域	2.73
第2種中高層住居専用地域	3.42
第1種住居地域	8.54
第2種住居地域	9.86
準住居地域	0.36
近隣商業地域	1.15
商業地域	1.22
準工業地域	9.76
工業地域	3.33
工業専用地域	0.30
市街化調整区域	7.30

表 1-1-4 地目別面積

単位： km^2

宅地総数	26.53
住宅用地	16.09
非住宅用地	8.57
非課税宅地	1.87
田	0.69
畠	6.22
山林	0.74
雜種地	7.41
その他	14.16

◎ 平成14年版 川口市統計書 より

4 交 通

鉄道はJR京浜東北線、JR武蔵野線が通っており川口駅から東京駅まで約30分、上野、大宮駅へは約20分で到達する。また、埼玉高速鉄道では、東川口駅でJR武蔵野線と結ばれ、市内の4駅から常磐地下鉄南北線へも直接乗り入れができる。

道路は、市内を南北に国道122号線、東北自動車道、首都高速川口線が通っている。平成4年には市内を東西に貫く、国道298号線および東京外かく環状道路が開通し、都市交通の円滑化が図られ、また、これらの道路を結ぶ川口ジャンクションは交通の要となっている。そのほか、県道川口一上尾線、さいたまー草加線などの主要道路が通っている。

5 産業

本市は、古くから“鑄物のまち”として全国に知られているとおり、鑄物工業が主要産業であり、鑄物工業の隆盛が関連産業である機械工業・木型工業の発展をも促し、首都圏域の特異な工業都市を形成し、今日の市勢の発展を位置づけた。

また、伝統と技術を誇る織物工業・釣竿工業、近代産業としての食品工業・化学工業・特殊金属工業、特産品として名をなす「安行」を中心とする植木・盆栽・花卉等、多種多様な業種の集積した一大産業都市として大きく変貌している。

しかしながら、地場産業の大半は中小零細企業で、特に鑄物・機械工業にあっては下請けによるものが圧倒的であり、国内の景気に左右されやすい構造をもっている。



第2節 川口市の環境保全行政

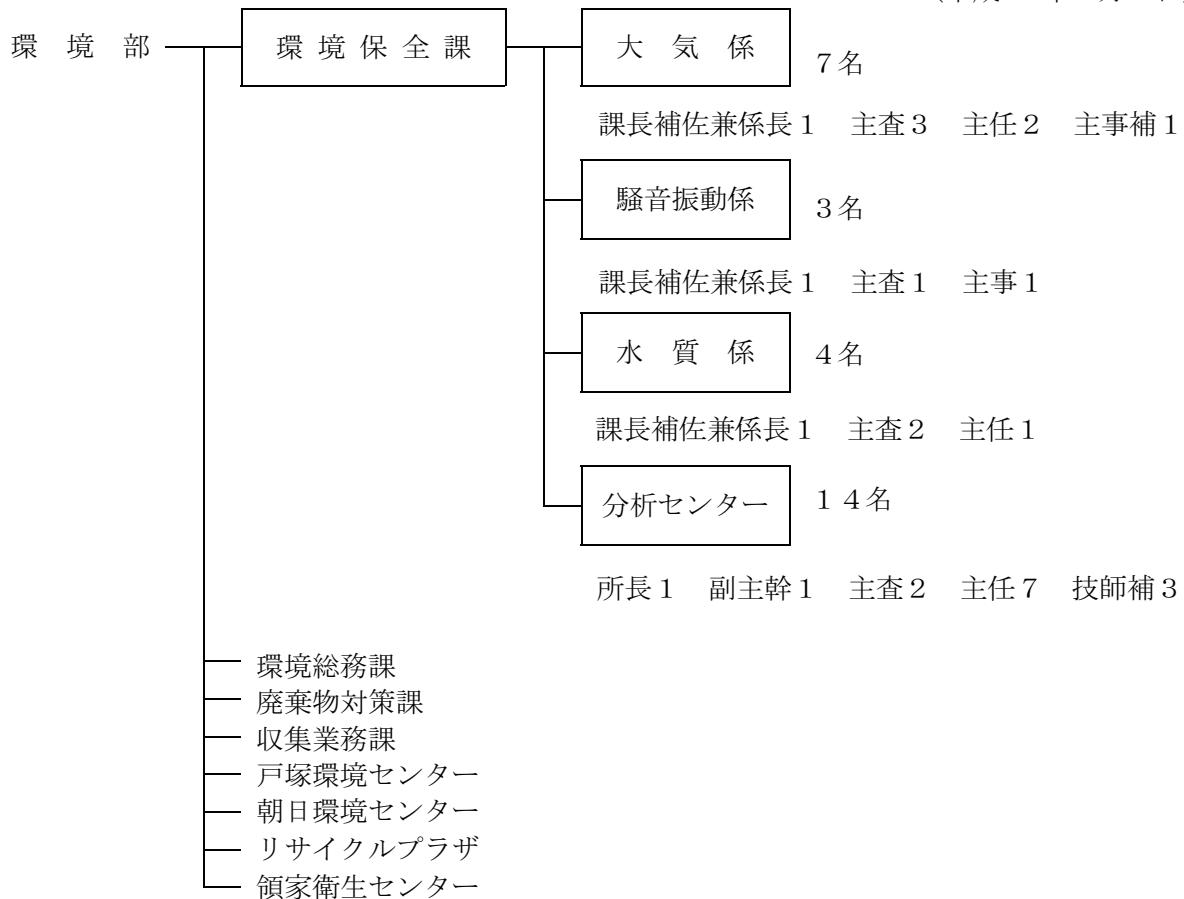
1 環境保全（公害）行政の沿革

- 昭和 37. 6. 6 『埼玉県公害防止条例』制定
42. 8. 3 『公害対策基本法』制定
43. 6. 10 『大気汚染防止法』制定
43. 6. 10 『騒音規制法』制定
43. 12. 26 「川口市あき地の環境保全に関する条例」制定
45. 4. 1 「川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例」制定
45. 7. 18 市内に初の光化学スモッグ発生
45. 7. 25 光化学スモッグによる初の被害者発生
45. 7. 31 『埼玉県光化学スモッグ暫定対策要綱』制定
45. 10. 15 公害部設置（交通災害対策課・公害調査課・公害対策課の3課）
45. 12. 25 『水質汚濁防止法』制定
45. 12. 25 『農用地の土壤の汚染防止等に関する法律』制定
46. 4. 1 「川口市公害対策審議会設置条例」制定
46. 4. 1 大気汚染常時監視観測室を市内3カ所に設置（市民会館・消防本部・南平柳分署）
46. 6. 1 『悪臭防止法』制定
46. 7. 1 公害検査室設置、水質分析を開始
46. 10. 1 大気汚染防止法第31条に基づく政令市となる（事業場に対する規制等事務委任）
47. 3. 31 独立した観測室を市内5カ所（中央・横曽根・南平柳・新郷・芝）に設置
47. 6. 10 『埼玉県大気汚染緊急時対策要綱』制定
47. 10. 1 組織改正により公害部2課（公害調査課・公害対策課）となる
48. 4. 1 沿道環境観測室として本町観測室（中央公民館内）を設置
49. 5. 1 水質汚濁防止法政令市指定（事務委任）
50. 4. 7 公害分析センター設置（各担当課で行っていた分析作業を一本化する）
51. 6. 10 『振動規制法』制定
51. 10. 30 災害連絡室が公害部へ組織替え、2課1室となる
54. 1. 20 南平柳観測室を南平柳公民館から元郷中学校に移設
56. 6. 1 『埼玉県環境影響評価に関する指導要綱』施行
57. 4. 1 公害部と衛生部が統合、環境部となる
61. 4. 1 公害調査課と公害対策課が統合し、公害課となる（3係、1公害分析センター）
62. 9. 1 芝観測室を芝支所から樋ノ爪児童公園に移設
62. 9. 1 沿道環境観測室として安行観測室を慈林小学校内に設置
平成 2. 3. 1 南平観測室、元郷中学校から東スポーツセンターに移設
3. 9. 14 地球環境問題啓発を公害課で所管する
3. 12. 25 沿道環境観測室として、神根観測室を乙女山住宅地内に、芝第2観測室を芝西小学校内に設置
5. 11. 19 『環境基本法』公布・施行
6. 8. 1 「川口市公害対策審議会」を「川口市環境審議会」に改名
7. 4. 1 組織改正により環境保全課となる（4係、1分析センター）
7. 4. 1 『埼玉県環境基本条例』施行
9. 12. 1 『大気汚染防止法施行令』が一部改正され、有害大気汚染物質対策にダイオキシン類を指定、施行される
10. 9. 28 「川口市環境基本条例」公布
11. 1. 29 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、フッ素並びにホウ素の3項目が『公共用水域及び地下水の人の健康の保護に関する水質環境基準』が施行される
11. 2. 22 『土壤・地下水汚染に係る調査・対策指針』を定める

11. 4. 1 『埼玉県公害防止条例』が一部改正され、小型焼却炉の規制が強化される
 11. 4. 1 騒音に係る環境基準が改正される
 11. 4. 1 「川口市環境基本条例」が施行される
 12. 1. 15 『ダイオキシン類対策特別措置法』が施行される
 13. 3. 1 「川口市環境基本計画」が策定される
 13. 4. 1 特例市へ移行する（騒音・振動・悪臭の一部権限移譲）
 『P R T R 法』が施行される
 14. 4. 1 『埼玉県生活環境保全条例』が施行される
 14. 4. 1 組織改正により、環境保全課が3係・1分析センターとなる
 14. 4. 1 「彩の国中核都市」指定を受ける
 15. 2. 15 『土壤汚染対策法』が施行される

2 行政機構

図 1－2－1 (平成 15 年 4 月 1 日)



3 事務分掌

・環境保全課

- (1) 大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭並びにダイオキシン類の対策等に関すること。
- (2) 公害関係法令に基づく届出等に関すること。
- (3) 凈化槽の届出等に関すること。
- (4) あき地の環境保全に関すること。
- (5) 公害防止資金の融資のあっせんに関すること。

・分析センター

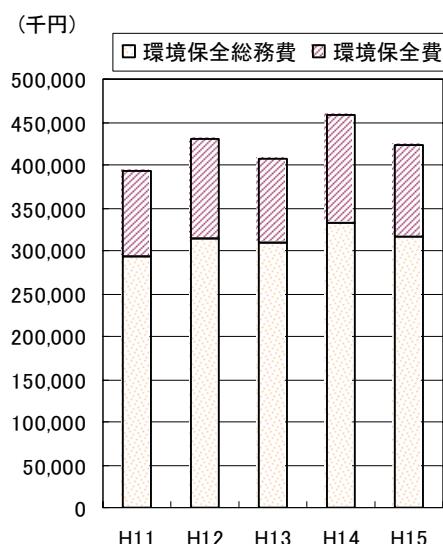
- (1) 大気汚染物質の常時監視及び調査測定に関すること。
- (2) 河川等の常時監視及び調査測定に関すること。
- (3) 水道水の水質検査に関すること。
- (4) 工場、事業場等の排水検査に関すること。
- (5) 有害大気汚染物質の測定分析に関すること。
- (6) 騒音及び振動の調査測定に関すること。
- (7) 悪臭、土壤、産業廃棄物等の測定分析に関すること。

4 環境保全関係予算

本市の平成15年度当初の環境保全関係予算は423,239千円で、歳出科目は環境保全総務費と環境保全費からなり、環境保全総務費は人件費を含む総務関係支出で構成され、環境保全費は各種事業・調査・分析等の支出で構成している。

環境保全総務費における財源構成が100%一般財源であるのに対し、環境保全費に占める財源構成は、特定財源が70,128千円(65.5%)、一般財源は、36,887千円(34.5%)となっている

図1-2-2



5 川口市環境審議会

市域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議するため、環境基本法第44条の規定に基づき「川口市環境審議会」を設置し、15名の委員に委嘱している。

表1-2-1 川口市環境審議会委員

(平成15年8月1日現在)

選出区分	現職等	選出区分	現職等
知識経験者	川口市議会議員（3名）	民間団体の代表	C E W女性会議副議長
知識経験者	川口商工会議所中小企業振興部長	業界関係者	川口機械工業協同組合副理事長
知識経験者	駒沢大学教授	業界関係者	川口鋳物工業協同組合理事
知識経験者	（株）東京久栄 係長	業界関係者	埼玉県鍍金工業組合第7支部長
民間団体の代表	（財）埼玉県生態系保護協会 川口・鳩ヶ谷支部副支部長	関係行政機関の職員	川口警察署生活安全課長
民間団体の代表	埼玉県自動車整備振興会川口支部長	関係行政機関の職員	川口保健所 担当部長
民間団体の代表	川口環境保全協議会会长		

表1-2-2 平成14年度開催状況

期日	審議内容
平成14年 8月 1日	・本市の環境行政の現況について ・環境基本計画推進委員会の委員の選任について
平成14年 9月 30日	・環境基本計画推進委員会の委員の推薦状況について ・家庭用小型焼却炉の無料回収事業について ・臭気指数による悪臭の規制等について

表1-2-3 視察研修先一覧

年度	視察先	視察内容等
4	八戸市	大規模鋳物工場の公害防止対策及び魚加工所の悪臭対策
5	苫小牧市	公害行政全般、王子製紙視察、ウトナイ湖のバードサンクチュアリ
6	山形市	公害・環境行政一般、（株）日立工機山形工場（地下水人工涵養施設）視察
7	長野市	生活環境思想及び普及啓発、マルコメ（株）視察
8	岐阜市	公害・環境行政一般、J T キャニング視察
10	新潟市	環境基本計画、環境行政一般、エコプラザ視察
12	豊橋市	環境基本計画、環境行政一般、地下資源館視察
14	盛岡市	環境基本計画、環境モニター、クリーンセンター及び余熱利用施設

6 分析センター

名 称 川口市分析センター
所 在 地 埼玉県川口市大字石神854-1 (石神配水場内)
建 物 概 要 鉄筋・鉄骨コンクリート造 3階建て 477.7 m²
業 務 内 容 主として大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壤、産廃などに関する調査・測定
分析を行っている。

大 気 • 大気汚染物質の常時監視及び調査

• 有害大気汚染物質の調査

• 酸性雨の調査

• 降下ばいじんの調査

水 質 • 河川等の常時監視及び調査測定

• 特定事業場、指定事業場等の排水検査

• 各部局からの依頼を受けた水質検査

• 水道水の水質検査

騒 音 ・ 振 動 • 自動車騒音の常時監視及び調査

• 道路交通公害の調査

悪 臭 • 悪臭物質の調査

土 壤 ・ 産 廃 • 河川底質、土壤、産業廃棄物等の調査

排水処理施設

目 的 分析センターにおいて排出される、排出水中の酸、アルカリの中和処理
装 置 名 中和処理装置
貯 水 槽 量 3 m³
処 理 能 力 0.5 ~ 1.0 m³/h



表1-2-4 測定・分析機器等の保有状況

区分	機 器 の 名 称	台数	区分	機 器 の 名 称	台数
大 気	二酸化硫黄自動測定記録計	5	水	ウォーターバス	2
	オキシダント自動測定記録計	5		恒温水槽	2
	窒素酸化物自動測定記録計	8		乾燥機	4
	一酸化炭素自動測定記録計	4		インキュベーター	2
	浮遊粒子状物質自動測定記録計	8		熱風乾燥機	1
	炭化水素自動測定記録計	2		超音波洗浄器	2
	オキシダント計動的校正装置	1		冷蔵庫	3
	風向・風速計	6		純水製造装置	2
	温度・湿度計	1		超純水製造装置	1
	簡易テレメータシステム	1		廃液中和装置	1
	ハイボリュームエアサンプラー	2		廃液処理装置	1
	ロー ボリュームエアサンプラー	3		分光光度計	1
	硫黄分析装置	1		I C P 発光分光分析装置	1
	自動ガスサンプリング装置	1		フレーム/ファーネス原子吸光分析装置	1
水 質	小 計	48		フローインジェクションシステム	1
	産廃溶出振とう機	2	質 騒 音 騒 音 悪 臭	ガスクロマトグラフ	2
	シェーカー	1		ガスクロマトグラフ質量分析装置	2
	採泥器	1		高速液体クロマトグラフ分析装置	1
	遠心分離器	1		イオンクロマトグラフ分析装置	1
	電気炉	1		排気ガス洗浄装置付ドラフトチャンバー	1
	アンモニア蒸留装置	1		ドラフトチャンバー	3
	フェノール蒸留装置	3		ダクトレスフィルタリングフード	2
	フッ素蒸留装置	3		小 計	71
	シアノ蒸留装置	1		普通騒音計	5
	水銀分解装置	2		低周波騒音計	1
	水銀分析装置	1		自動騒音計	3
	オートクレーブ	2		振動計	4
	感熱滅菌器	1		レベルレコーダー	5
質 騒 音 騒 音 悪 臭	pHメーター	2		周波数分析器	1
	色度・濁度計	1		データ処理機	2
	導電率計	1		騒音テレメータシステム	1
	溶存酸素計	2		小 計	22
	直示天秤	2		悪臭採取装置	1
	流速計	2		悪臭濃縮装置	1
	ホットプレート	2		小 計	2
	恒温槽	2		合 計	143

表1-2-5 測定分析件数

区分	年 度	H10		H11		H12		H13		H14	
		検体	項目								
大 気	環 境 部	400	794	351	762	397	1,005	359	1,010	330	848
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	400	794	351	762	397	1,005	359	1,010	330	848
水 質	環 境 部	501	5,929	529	5,849	654	6,563	526	5,819	492	6,040
	水 道 部	575	8,567	511	7,930	576	8,029	670	8,906	649	9,017
	経 済 部	61	226	66	256	60	216	54	219	63	252
	教 育 局	911	3,276	871	3,061	872	3,053	798	3,151	936	3,924
	下 水 道 部	388	2,154	388	2,038	402	2,536	367	2,420	373	2,429
	建 設 部	50	300	111	666	98	588	105	630	67	402
	都市計画部	35	125	40	181	56	191	73	268	12	120
	保健福祉部	356	491	338	446	363	471	306	414	292	1,048
	医療センター	10	32	10	32	10	32	10	32	13	35
	そ の 他	3	21	0	0	3	3	1	6	0	0
	小 計	2,890	21,121	2,864	20,459	3,094	21,682	2,910	21,865	2,897	23,267
騒 音 ・ 振 動	環 境 部	576	576	1,038	1,038	1,100	1,100	1,328	1,328	1,344	1,344
	そ の 他	240	240	240	240	240	240	0	0	0	0
	小 計	816	816	1,278	1,278	1,340	1,340	1,328	1,328	1,344	1,344
悪 臭	環 境 部	12	24	12	24	12	24	12	24	6	24
	下 水 道 部	75	150	84	168	92	224	101	242	40	208
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	87	174	96	192	104	248	113	266	46	232
土 壤 ・ 底 質 他	環 境 部	192	1,211	207	1,324	212	1,299	4	55	8	62
	下 水 道 部	13	159	10	126	7	170	7	129	16	336
	そ の 他	0	0	1	3	0	0	56	649	2	46
	小 計	205	1,370	218	1,453	219	1,469	67	833	26	444
総 合 計		4,398	24,275	4,807	24,144	5,154	25,744	4,777	25,302	4,643	26,135

第2章

環境の現況と対策

第1節 大気汚染

1 概 况

本市では「大気汚染防止法第22条」に基づき市内9ヶ所に測定局（一般環境測定局5局、自動車排出ガス測定局4局）配置し、大気汚染の常時監視を実施している。

本市の大気汚染の状況は、平成14年度の測定結果によると二酸化硫黄及び二酸化窒素については全ての測定局で環境基準を達成し、光化学オキシダントについては全国的傾向と同様に全ての測定局で環境基準を達成出来なかった。また、二酸化窒素は全ての測定局で環境基準を達成したが、浮遊粒子状物質については、短期的評価は全ての測定局、長期的評価は3測定局で非達成であった。なお、このうち非達成局の新郷測定局については黄砂の影響が見られたことにより環境基準の長期的評価が非達成となった。一酸化炭素については引き続き全測定局で環境基準を達成している。全般的には穏やかな改善傾向を示しているが、沿道局を中心に依然高濃度状態が継続している。

また、平成8年5月に改正された「大気汚染防止法」では、人の健康被害を将来にわたって未然に防止する観点から、微量でも継続的に摂取することによって、発ガン性や慢性毒性などの影響が懸念される物質を有害大気汚染物質と定め、その汚染状況を把握するためモニタリング調査を実施している。

工場、事業場のばい煙等の規制に対しては、「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」により規制及び指導をしている。

図2-1-1 測定地点図

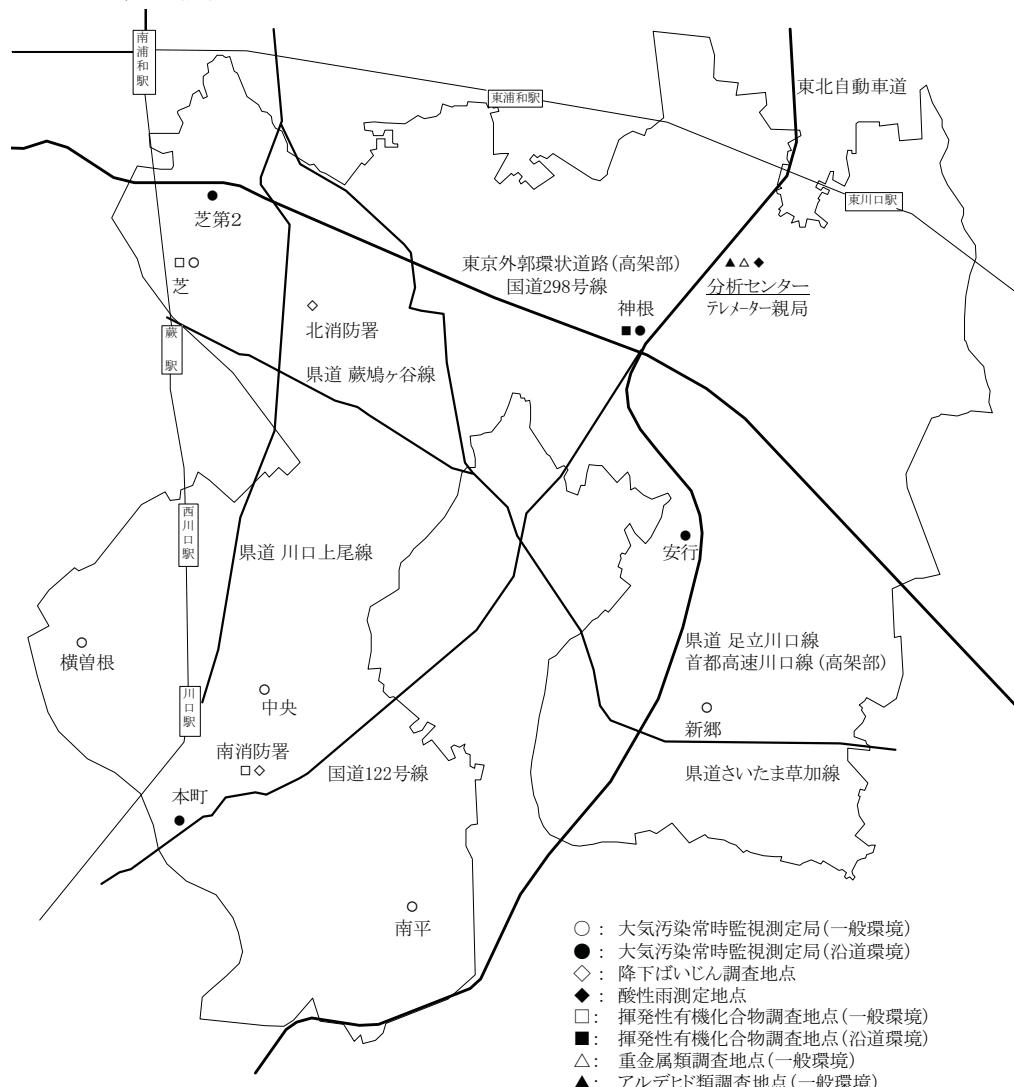


表2-1-1 一般環境測定局

(H15年3月31日現在)

測定局	所 在 地	用途 地域	採取口 高さ	測 定 項 目	周 围 の 状 況
中央	青木 2-1-1 市役所屋上	準工	2.7m	二酸化硫黄(乾式) 浮遊粒子状物質 窒素酸化物(乾式) 光化学オキシダント(乾式) 炭化水素 風向・風速・温度・湿度	西約70mに県道東京-川口線 東約900mに国道122号線
横曽根	宮町 16-1 西中学校校庭	二住	6.6m	二酸化硫黄(乾式) 浮遊粒子状物質 窒素酸化物(乾式) 光化学オキシダント(乾式) 風向・風速	東約30mに 県道本町-西川口停車場線
南平	東領家 2-27-1 東ホーツセンター	準工	4.0m	二酸化硫黄(乾式) 浮遊粒子状物質 窒素酸化物(乾式) 光化学オキシダント(乾式)	南東約500mに 県道東京-川口線
新郷	大字東本郷 1316 新郷浄水場敷地	一住	4.0m	二酸化硫黄(乾式) 浮遊粒子状物質 窒素酸化物(湿式) 光化学オキシダント(乾式) 風向・風速	西約250mに首都高速川口線
芝	芝樋の爪 2-9 樋の爪児童公園	二住	5.0m	二酸化硫黄(乾式) 浮遊粒子状物質 窒素酸化物(湿式) 光化学オキシダント(乾式)	北西約1kmに国道298号線

表2-1-2 自動車排出ガス測定局(沿道局)

(H15年3月31日現在)

測定局	所 在 地	用途 地域	採取口 高さ	測 定 項 目	周 围 の 状 況
本町	本町 1-17-1 中央公民館内	商業	2.0m	一酸化炭素	国道122号線 本町交差点から5m
安行	大字安行慈林 356 慈林小学校校庭	二住	5.0m	一酸化炭素 浮遊粒子状物質 窒素酸化物(湿式) 炭化水素 風向・風速	県道足立-川口線から5m 首都高速川口線 道路端から10m
芝第2	芝西 2-20-3 芝西小学校校庭	二住	4.0m	一酸化炭素 浮遊粒子状物質 窒素酸化物(乾式) 風向・風速	東京外郭環状道路、 国道298号線 道路端から22m
神根	大字神戸 461 乙女山市営住宅地内	調整	5.0m	一酸化炭素 浮遊粒子状物質 窒素酸化物(乾式) 風向・風速	東京外郭環状道路、 国道298号線 道路端から22m

2 一般環境測定局調査結果

(1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄は主に石油・石炭などの燃料中の硫黄分が燃焼したときに発生するものである。

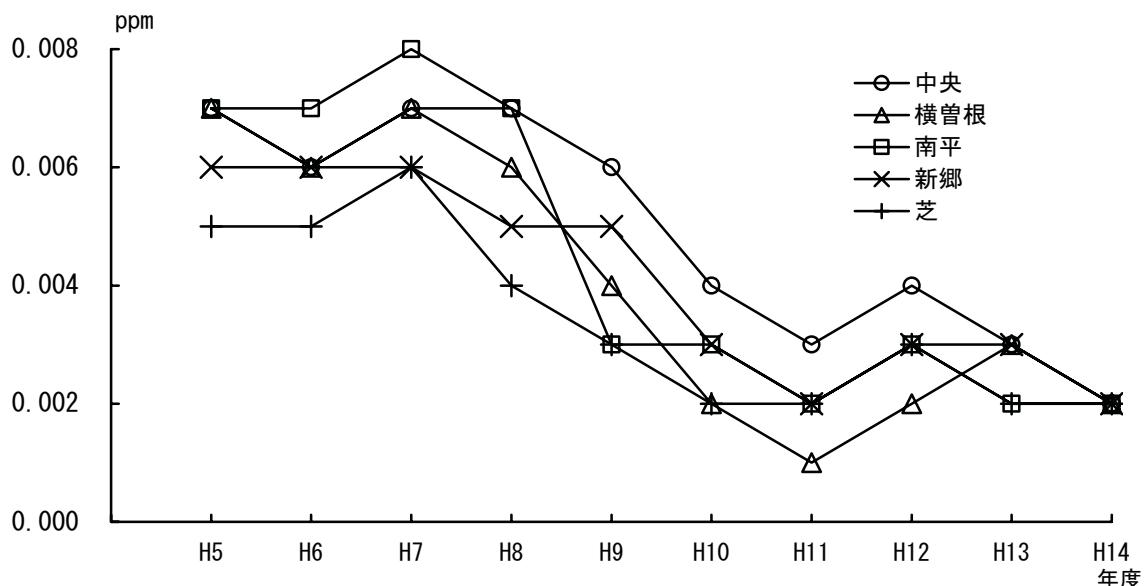
主な発生源は工場・事業場であるが、その他にディーゼル車や一般家庭、または火山等の自然現象によるものもある。二酸化硫黄は直接あるいは粉じんに付着して人体に入り、喘息、気管支炎などの呼吸器系疾患を引き起こすとされている。

平成14年度は一般環境5測定局全てで環境基準を達成した。

表2-1-3 環境基準適合状況

年度	測定局	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	1時間値が0.04ppm を超えた日が2日 以上連続した日の 有無 (有×・無○)	環境基準の長期的 評価による日平均 値が0.04ppmを超 えた日数 (日)	環境基準適合状況	
						短期的 評価	長期的評 価
14	中央	0.002	0.007	○	0	○	○
	横曽根	0.002	0.004	○	0	○	○
	南平	0.002	0.006	○	0	○	○
	新郷	0.002	0.005	○	0	○	○
	芝	0.002	0.004	○	0	○	○

図2-1-2 年平均値の経年変化



(2) 浮遊粒子状物質

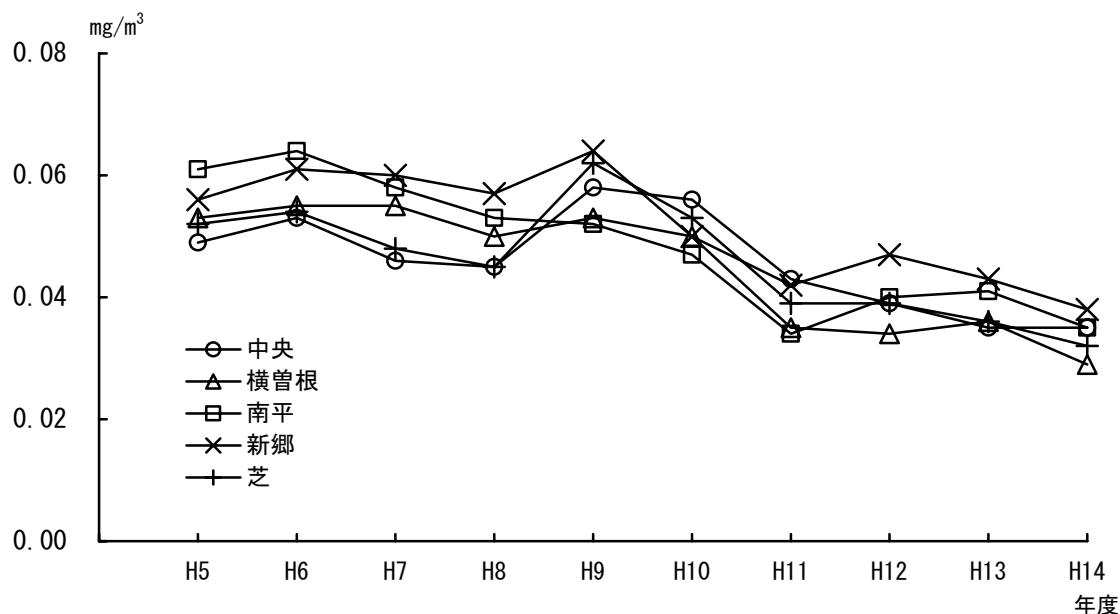
浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊している物質のうち、粒径 $10 \mu\text{m}$ 以下のものをいう。工場・事業場の燃焼施設や自動車より発生するもの、炭化水素類が大気中で二次的に生成するものの他、土壤粒子等の自然由来によるものなど多岐にわたっているが、本市では自動車による割合が一番高いと考えられる。

平成14年度においては、環境基準の長期的評価は新郷測定局以外は達成し、短期的評価は全て非達成となった。

表2-1-4 環境基準適合状況

年度	測定局	年平均値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が0.10mg/ m ³ を超えた日が 2日以上連続した日 の有無 (有×・無○)	環境基準の長期的評 価による日平均値が 0.10mg/m ³ を超 えた日数 (日)	環境基準適合	
						短期的 評価	長期的 評価
14	中央	0.035	0.091	○	0	×	○
	横曽根	0.029	0.070	○	0	×	○
	南平	0.035	0.091	○	0	×	○
	新郷	0.038	0.097	×	2	×	×
	芝	0.032	0.095	○	0	×	○

図2-1-3 年平均値の経年変化



(3) 光化学オキシダント

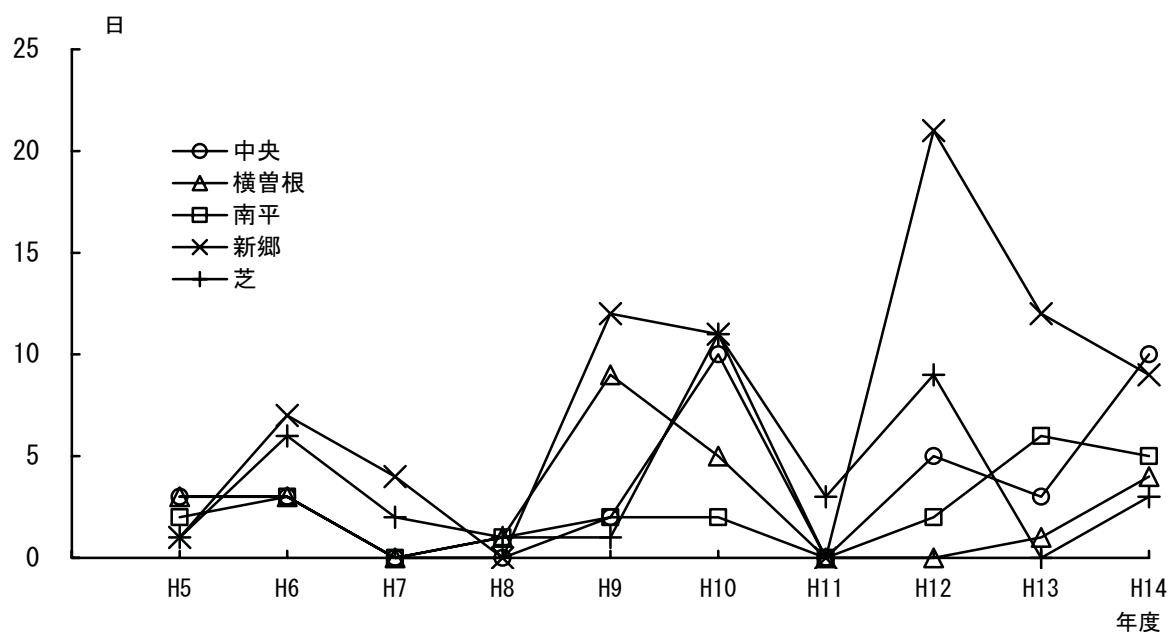
光化学オキシダントは、窒素酸化物や炭化水素類などが、太陽光線（紫外線）により光化学反応を起こし生成された酸化性物質の集合体であり、人の目や呼吸器を刺激したり、植物の葉を枯らす等の被害を起こすとされている。

光化学オキシダントの環境基準は、全国ほとんどの測定局で非達成の状況が継続している。本市の平成14年度測定結果も一般環境5測定局全てで環境基準非達成であった。

表2-1-5 環境基準適合状況

年度	測定局	昼間の1時間値の年平均値	昼の1時間値が0.12ppm以上となった日数	昼の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	環境基準適合
		(ppm)	(日)	(ppm)	(ppm)	(適○・否×
14	中央	0.028	10	0.203	0.047	×
	横曽根	0.023	4	0.158	0.039	×
	南平	0.023	5	0.175	0.041	×
	新郷	0.027	9	0.213	0.046	×
	芝	0.022	3	0.135	0.039	×

図2-1-4 1時間値が0.12ppm以上となった日数の経年変化



(4) 二酸化窒素

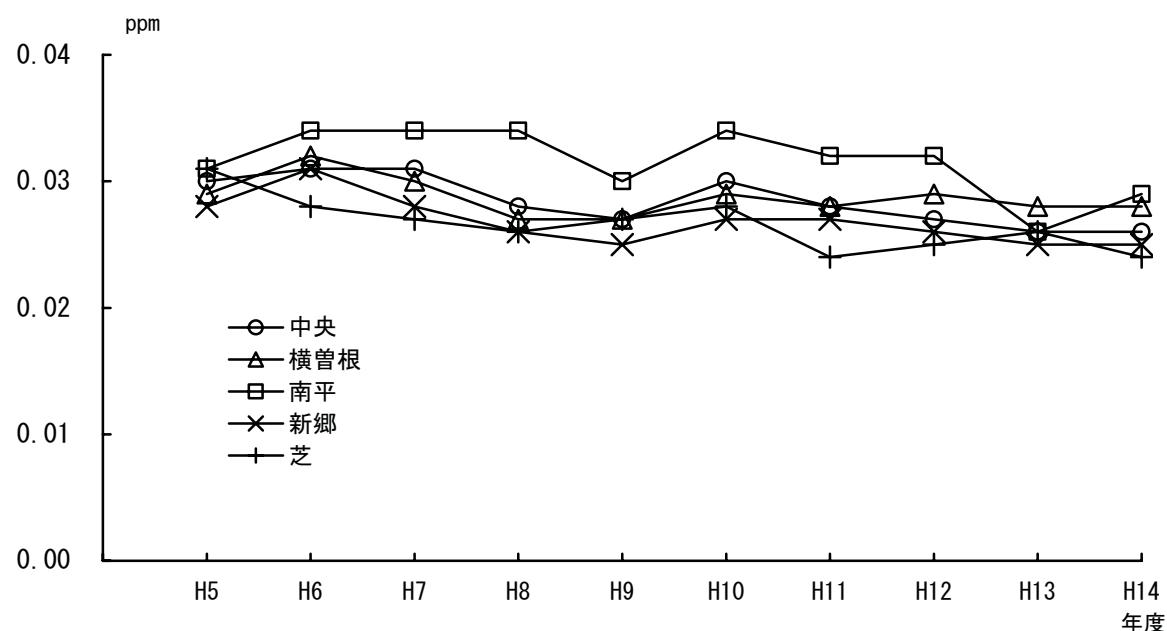
空気中でものを燃焼させると、窒素酸化物が発生する。大部分が一酸化窒素として排出され、大気中で酸化され二酸化窒素となる。主な発生源は工場、事業場、自動車である。二酸化窒素は、人の呼吸器に影響を与える他、光化学スモッグの原因物質の一つでもある。

平成14年度は一般環境5測定局全てで、環境基準を達成している。

表2-1-6 環境基準適合状況

年度	測定局	年平均値	日平均値の年間 98%値	日平均値が 0.06ppmを超えた 日数	98%値評価による 日平均値が0.06ppm を超えた日数	環境基準適合 (適○・否×)
		(ppm)	(ppm)	(日)	(日)	
14	中央	0.026	0.053	2	0	○
	横曽根	0.028	0.057	4	0	○
	南平	0.029	0.054	4	0	○
	新郷	0.025	0.047	0	0	○
	芝	0.024	0.047	0	0	○

図2-1-5 年平均値の経年変化



(5) 非メタン炭化水素

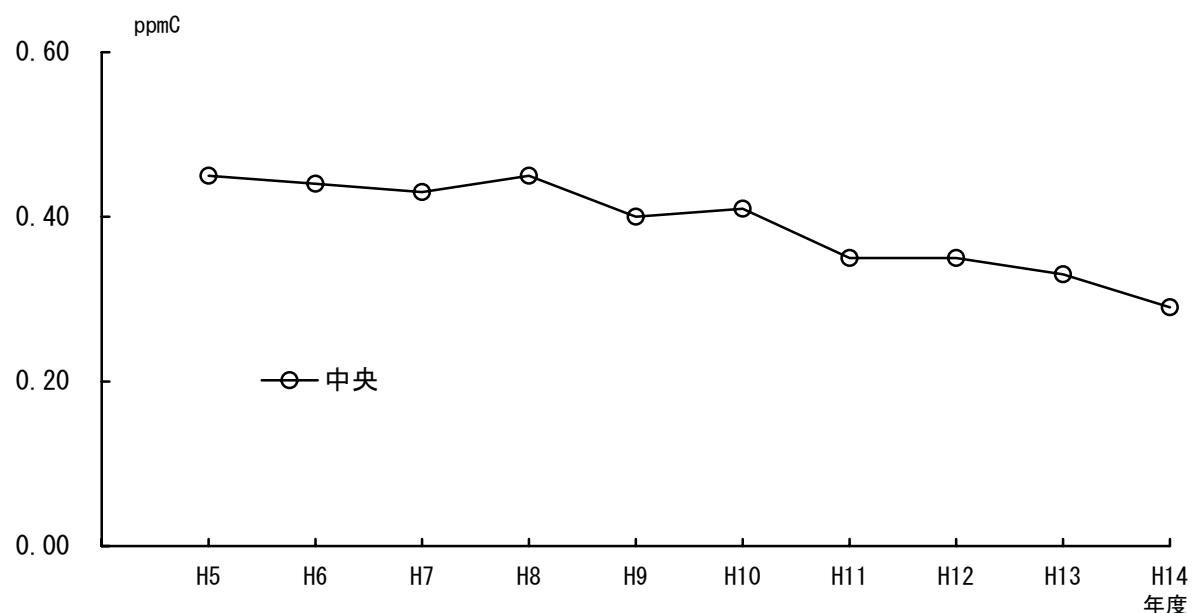
非メタン炭化水素は、各種の炭化水素からメタンを除いたものの総称である。有機溶剤を使用する工場等の固定発生源や自動車排出ガスに含まれる等、多種多様な発生源から排出されている。大気中の炭化水素濃度は光化学オキシダントの生成に関係することから、非メタン炭化水素レベルについて指針値が定められている。

年平均値の経年変化でみると、やや減少傾向にある。

表2－1－7 測定結果

年度	測定局	年平均値 (ppmC)	午前6時から9時までの3時間平均値		
			年平均値 (ppmC)	最高値 (ppmC)	0.31ppmCを超えた日数
			(日)		
14	中央	0.29	0.29	1.22	114

図2－1－6 年平均値の経年変化



3 沿道環境（自動車排出ガス）測定局調査結果

(1) 一酸化炭素

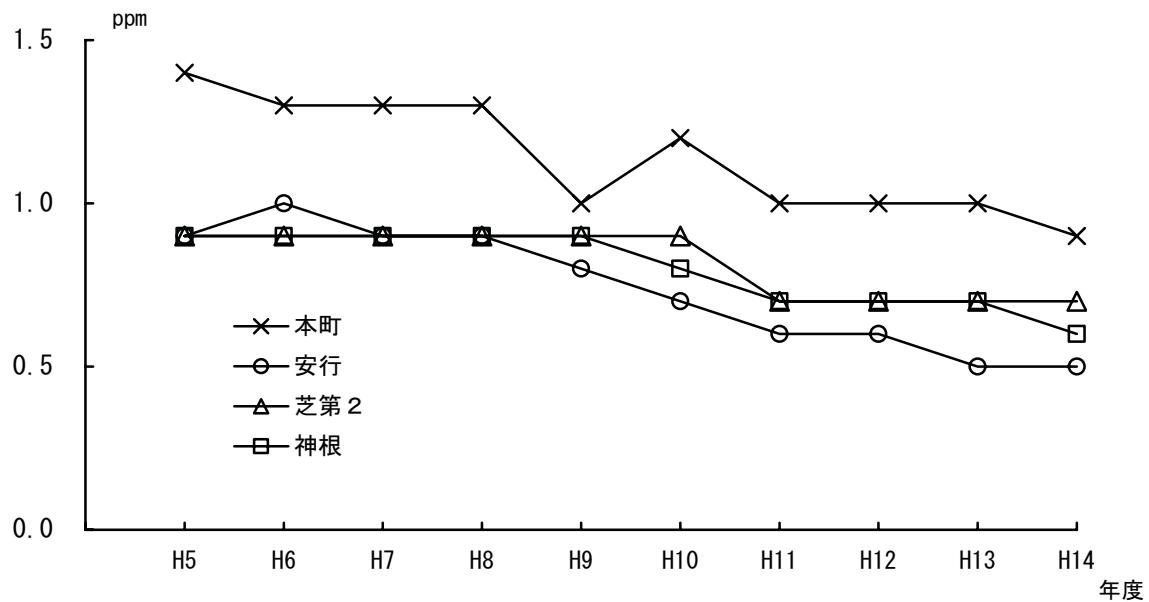
一酸化炭素は主として不完全燃焼によって発生し、都市部ではその60～70%は、自動車に起因するとされている。血液中のヘモグロビンと結合し、中枢神経の障害等を引き起こすとされている。

一酸化炭素は長期にわたって環境基準に比べて低い濃度で推移しており、平成14年度も環境基準を達成した。

表2-1-8 環境基準適合状況

年度	測定局	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	日平均が10ppmを 超えた日 (日)	環境基準の長期的評 価による日平均値が 10ppmを超えた日数 (日)	環境基準適合状況	
						短期的 評価	長期的評 価
14	本町	0.9	1.9	0	0	○	○
	安行	0.5	1.6	0	0	○	○
	芝第2	0.7	1.5	0	0	○	○
	神根	0.6	1.6	0	0	○	○

図2-1-7 年平均値の経年変化



(2) 浮遊粒子状物質

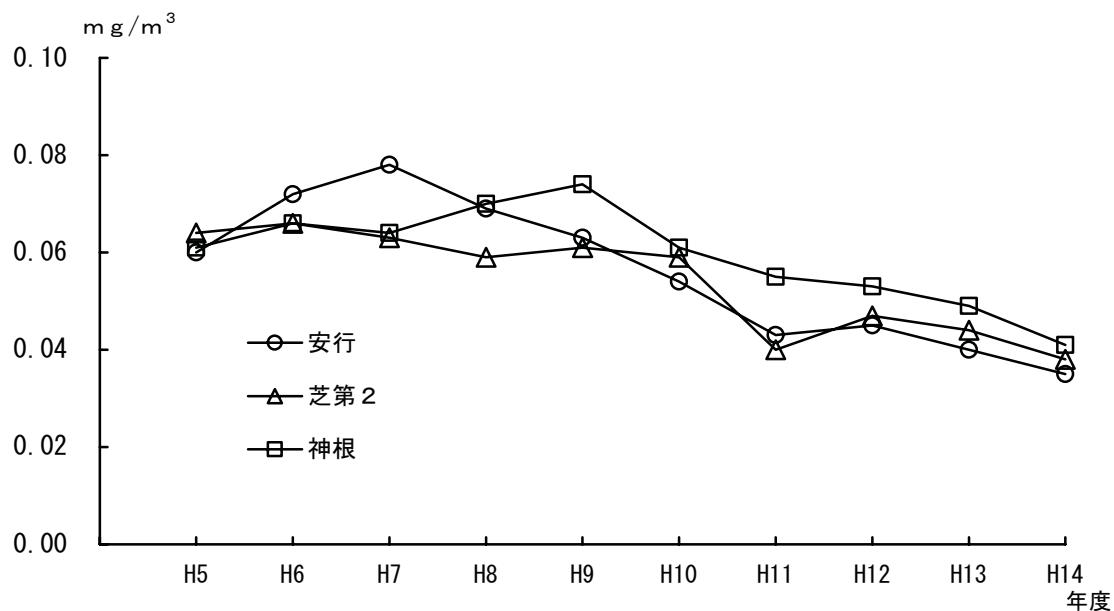
沿道環境では3測定局で浮遊粒子状物質の測定を行っている。

浮遊粒子状物質の汚染状況は、環境基準は達成していないものの、穏やかではあるが改善の傾向を示している。また、黄砂の飛来による自然要因で浮遊粒子状物質の濃度が上昇し、環境基準が不適合となるケースもみられる。

表2-1-9 環境基準適合状況

年度	測定局	年平均値 (mg/m^3)	日平均値の 2%除外値 (mg/m^3)	日平均値が $0.10 \text{ mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続した日の有無 (有×・無○)	環境基準の長期的評価による日平均値が $0.10 \text{ mg}/\text{m}^3$ を超えた日数 (日)	環境基準適合	
						短期的評価	長期的評価
14	安行	0.035	0.087	○	0	×	○
	芝第2	0.038	0.091	×	4	×	×
	神根	0.041	0.102	×	5	×	×

図2-1-8 年平均値の経年変化



(3) 二酸化窒素

二酸化窒素は沿道環境の3測定局で測定をしている。

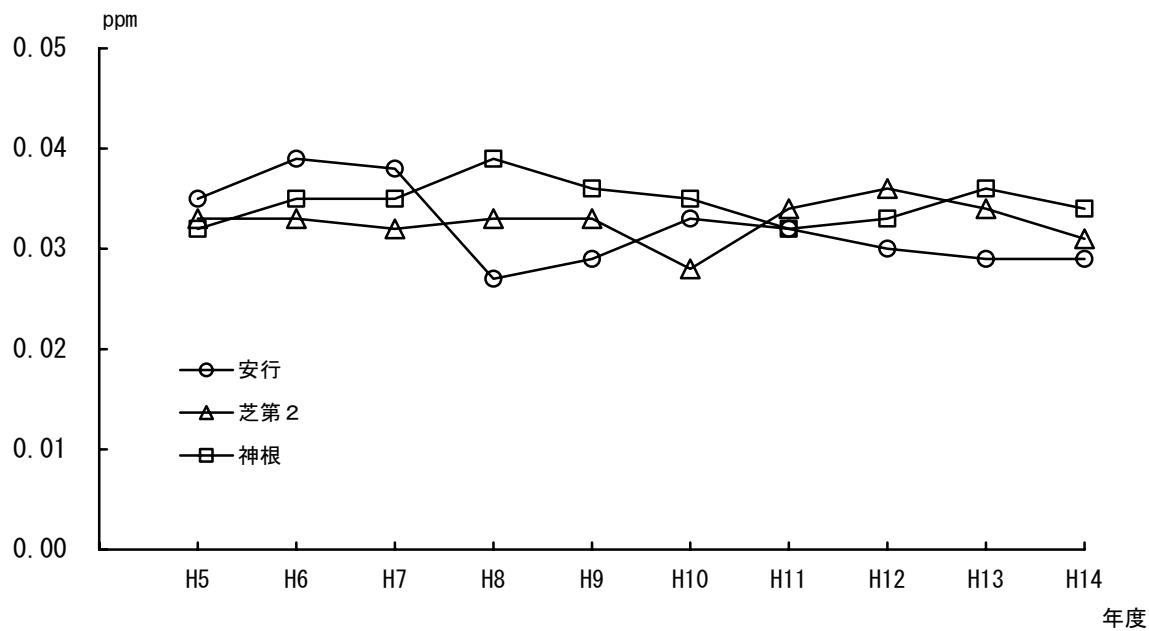
日平均値が0.06 ppmを超えた日数は、神根測定局で7日と他の2局と比べ多く突出している。東北自動車道、東京外環自動車道、首都高速道路の合流地点に近く、日交通量が最も多い神根測定局において日平均値、98%値等の全ての評価値が一番高い値となっている。

平成14年度は全ての測定局で環境基準を達成したが対象交通量の最も多い神根測定局においては「日平均値の年間98%値」が0.06 ppmと依然として高濃度であった。

表2-1-10 環境基準適合状況

年度	測定局	年平均値	日平均値の年間 98%値	日平均値が 0.06 ppmを超えた 日数	98%値評価による 日平均値が0.06 ppm を超えた日数	環境基準適合 (適○・否×)
		(ppm)	(ppm)	(日)	(日)	
14	安行	0.029	0.054	3	0	○
	芝第2	0.031	0.052	1	0	○
	神根	0.034	0.060	7	0	○

図2-1-9 年平均値の経年変化



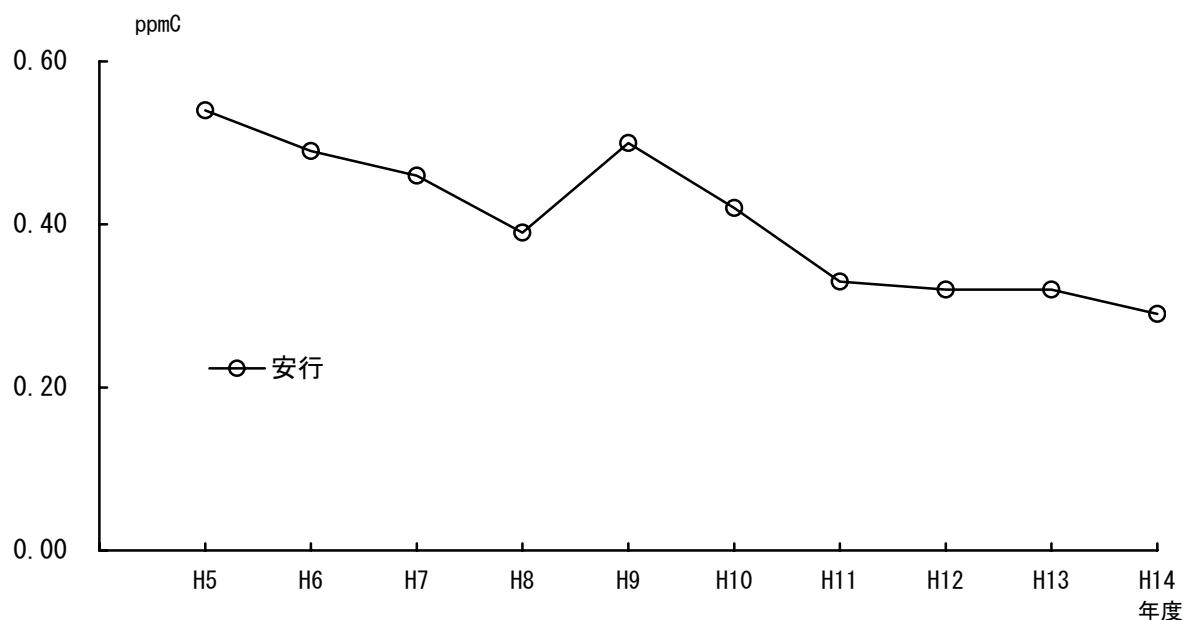
(4) 非メタン炭化水素

安行測定局における非メタン炭化水素は平成9、10年度にやや高くなつたが、全体としては、穏やかな減少傾向を示している。

表2-1-11 測定結果

年度	測定局	年平均値 (ppmC)	午前6時から9時までの3時間平均値		
			年平均値 (ppmC)	最高値 (ppmC)	0.31ppmCを超えた日数
			(日)		
14	安行	0.27	0.29	1.43	126

図2-1-10 年平均値の経年変化



4 有害大気汚染物質調査結果

本市では、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタンの環境基準の定められている4物質を含む揮発性有機化合物9物質を平成9年度から、また、平成11年度からは重金属類、平成12年度からはアルデヒド類についても測定を実施している。

平成14年度においては、全て環境基準を達成した。

表2-1-12 挥発性有機化合物

年 度	測定地点	測定項目	年平均値	最大値	最小値	環境基準適合
			($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(適○・否×
14	芝測定局	塩化ビニルモナー	0.067	0.21	<0.012	—
		1,3-ブタジエン	0.44	1.1	0.11	—
		アクリロニトリル	0.12	0.52	0.013	—
		ジクロロメタン	4.1	12	0.63	—
		クロロホルム	0.25	0.48	0.084	—
		1,2-ジクロロエタン	0.090	0.21	0.025	—
		ベンゼン	2.3	4.8	0.78	○
		トリクロロエチレン	2.4	6.6	0.39	○
		テトラクロロエチレン	1.1	2.7	0.35	○
14	神根測定局	1,3-ブタジエン	0.65	1.4	0.19	—
		ベンゼン	2.9	6.2	1.3	○
14	南消防署	塩化ビニルモナー	0.070	0.22	<0.012	—
		1,3-ブタジエン	0.42	0.94	0.13	—
		アクリロニトリル	0.079	0.23	<0.012	—
		ジクロロメタン	5.5	15	1.3	—
		クロロホルム	0.25	0.47	0.11	—
		1,2-ジクロロエタン	0.097	0.28	0.031	—
		ベンゼン	2.3	4.8	1.0	○
		トリクロロエチレン	3.9	9.7	0.62	○
		テトラクロロエチレン	0.95	2.6	0.20	○

表2-1-13 重金属類

年 度	測定地点	測定項目	年平均値	最大値	最小値
			($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
14	分析センター	ベリリウム	0.038	0.22	<0.019
		クロム	5.4	14	2.1
		マンガン	44	150	18
		ニッケル	5.1	11	2.8
		ひ素	1.2	2.9	0.31

表2-1-14 アルデヒド類

年 度	測定 地 点	測定項目	年平均値	最大値	最小値
			($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
14	分析 セン ター	ホルムアルデヒド	4.0	7.3	1.4
		アセトアルデヒド	3.6	5.9	2.1

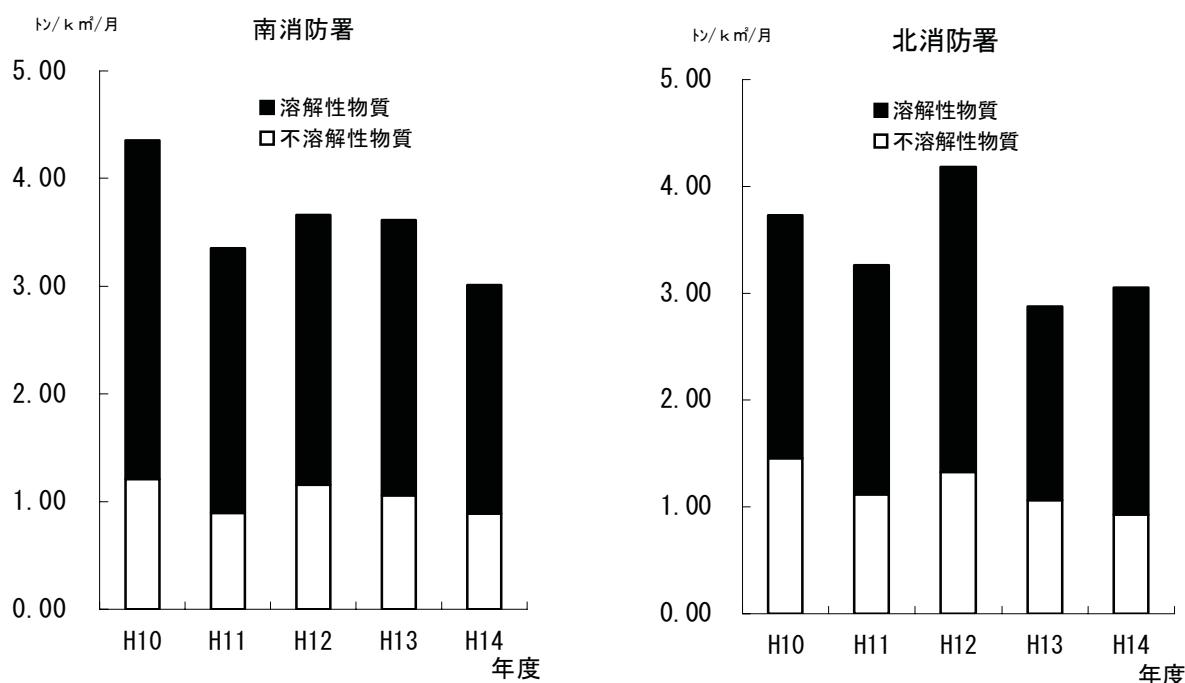
5 降下ばいじん調査結果

降下ばいじんとは、大気中に浮遊する物質のうち自己の重量や雨などにより降下するものをいう。1ヶ月単位で測定容器（デポジットゲージ）に降下物を捕集し、不溶解性物質（水に溶けないもの）と溶解性物質に分け、その重量を測定し、1 km²当たりに換算した重量（トン）で表す。本市では南消防署及び北消防署の2地点で測定を行っている。最近はほぼ横ばいの傾向にある。

表2－1－15 調査結果

測定地点	年 度	捕集雨量	不溶解性物質	溶解性物質	降下ばいじん量
		(リットル)	(トン/km ² /月)	(トン/km ² /月)	(トン/km ² /月)
南消防署	平成 10 年	9.2	1.21	3.14	4.36
	平成 11 年	9.1	0.90	2.46	3.35
	平成 12 年	8.8	1.16	2.50	3.66
	平成 13 年	7.7	1.06	2.55	3.61
	平成 14 年	7.5	0.89	2.12	3.01
北消防署	平成 10 年	7.8	1.46	2.27	3.73
	平成 11 年	7.9	1.12	2.15	3.26
	平成 12 年	8.9	1.33	2.86	4.18
	平成 13 年	7.2	1.06	1.81	2.87
	平成 14 年	7.9	0.93	2.12	3.05

図2－1－11 経年変化



6 酸性雨調査結果

雨は本来、空気中の二酸化炭素が溶け込み、pH 5.6 前後である。しかし、雨滴中に大気中の窒素酸化物や二酸化硫黄などが溶け込み pH 5.6 を下回ることがある。これを酸性雨という。

その発生原因は、噴火等自然現象に由来するもの、工場からのばい煙、自動車の排出ガス等人为的原因によるものなどがあるが、その主たるものは後者である。

本市では降雨ごとに初期降雨から 5 mm 目の降雨まで 1 mm ごとに pH 及び導電率を測定している。また pH 4.0 以下の場合には、硫酸イオン、硝酸イオンの測定をあわせて実施している。

平成 14 年度の測定回数は 68 回で pH 4.0 以下の降雨は 14 回、うち 1 回は pH 3.5 以下の降雨で、最低値は pH 3.38 であった。

表 2-1-16 調査結果

年度	測定地点	測定回数	pH 3.00 以下	pH 3.01 ~3.50	pH 3.51 ~4.00	pH 4.01 ~4.50	pH 4.51 ~5.00	pH 5.01 ~5.50	pH 6.01 ~6.50	pH 7.00 以上	最低値
14	分析センター	68	0	1	13	21	20	7	5	1	3.38

7 気象調査結果

大気汚染物質の測定とともに気象の観測もあわせて実施している。風向・風速は 6 局、温度・湿度は 1 局で観測している。

表 2-1-17 調査結果

年度	測定期	平均風速	最大風速	最多風向	平均気温	最高気温	最低気温	平均湿度
		(m/sec)	(m/sec)	(方位)	(°C)	(°C)	(°C)	(%)
14	中央	2.4	≥10	NNW	15.4	36.8	-1.6	64
	横曾根	1.8	9.7	NNW	-	-	-	-
	新郷	2.4	≥10	NW	-	-	-	-
	安行	1.7	≥10	NNW	-	-	-	-
	芝第 2	0.8	5.2	ENE	-	-	-	-
	神根	1.5	≥10	NNW	-	-	-	-

8 ばい煙等の規制

工場・事業場に設置されるばい煙発生施設、粉じん発生施設等については、「大気汚染防止法」、「埼玉県生活環境保全条例」によって排出規制が行われている。

また、本市は工場、事業場が集中しているため、硫黄酸化物の総量規制等の対象地域に指定されており、より厳しい規制がかけられている。

平成14年4月1日に、埼玉県公害防止条例が大幅に改正され「埼玉県生活環境保全条例」が施行されたことに伴い、大気汚染の防止として、廃棄物焼却炉の規制強化、指定粉じん発生施設の対象の追加、及び指定炭化水素類の規制等が追加され、また、大気汚染防止法等に係る工場の規制事務が県から移譲された。

(1) 届出状況

表2-1-18 平成14年度ばい煙関係届出件数

届出の種類	大気汚染防止法				埼玉県生活環境保全条例			
	工場		事業場		工場		事業場	
	工場数	施設数	事業場数	施設数	工場数	施設数	事業場数	施設数
設 置	5	7	16	29	6	6	3	3
使 用	1	1	0	0	15	15	6	6
廢 止	16	18	10	12	31	32	34	34

表2-1-19 ばい煙発生施設数（大気汚染防止法）

(平成15年3月31日現在)

項	施 設 名	工 場	事 業 場	計
1	ボイラー	25	117	142
	小型ボイラー	75	23	98
	小 計	100	140	240
5	金属溶解炉	64	0	64
6	金属加熱炉	18	0	18
11	乾燥炉	アスファルトプラント	2	2
		その他の乾燥炉	4	4
12	電気炉	2	0	2
13	廃棄物焼却炉	0	7	7
14	銅、鉛、亜鉛の溶解炉	3	0	3
29	ガスタービン	4	16	20
30	ディーゼル機関	2	62	64
31	ガス機関	4	4	8
合 計		203	229	432
事 業 所 数		76	138	214

(電気・ガス工作物を含む)

表2-1-20 指定ばい煙発生施設数（埼玉県生活環境保全条例）

(平成15年3月31日現在)

項	施 設 名	工 場	事 業 場	計
2	金属溶解炉	9	0	9
7	廃棄物焼却炉	58	64	122
合 計		67	64	131
事 業 所 数		64	59	123

表2-1-21 平成14年度粉じん関係届出件数

届出の種類	大気汚染防止法				埼玉県生活環境保全条例			
	工場		事業場		工場		事業場	
	工場数	施設数	事業場数	施設数	工場数	施設数	事業場数	施設数
設 置	0	0	0	0	0	0	0	0
使 用	0	0	0	0	0	0	0	0
廃 止	0	0	0	0	0	0	0	0

表2-1-22 一般粉じん発生施設数 (大気汚染防止法)

(平成15年3月31日現在)

項	施 設 名	工場	事業場	計
1	堆積場	0	2	2
3	コンベア	13	0	13
4	破碎機・摩碎機	4	0	4
5	ふるい	1	0	1
合 計		18	2	20
事業所数		6	2	8

表2-1-23 指定粉じん発生施設数 (埼玉県生活環境保全条例)

(平成15年3月31日現在)

項	施 設 名	工場	事業場	計
1	堆積場	3	2	5
2	コンベア	17	0	17
3	破碎機・摩碎機	6	0	6
6	ふるい	3	0	3
8	ホッパー・バッチャープラント	12	0	12
合 計		41	2	43
事業所数		16	2	18

表2-1-24 平成14年度指定炭化水素類届出件数

届出の種類	給油用地 下タンク	ドライクリ ーニング用 乾燥機	製造設備	使用施設			
				塗装	印刷	接着	その他
設 置	0	0	0	0	0	0	0
使 用	140	12	70	1	6	1	11
廃 止	0	0	0	0	0	0	0

表2-1-25 指定炭化水素類発生・使用施設数 (埼玉県生活環境保全条例)
(平成15年3月31日現在)

項	施設名	工場	事業場	計	
2	給油用地下タンク	0	140	140	
4	ドライクリーニング用乾燥機	0	12	12	
5	製造設備	70	0	70	
6	使用 施設	1 塗装	1	0	
		2 印刷	6	0	
		3 接着	1	0	
		4 その他	11	0	
合 計		89	152	241	
事業所数		7	47	54	

(2) 工場・事業場の立入検査

本市では、「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、ばい煙発生施設、粉じん発生施設等を設置している工場・事業場について、立入検査を実施している。

表2-1-26 立入検査件数

区分	大気汚染防止法				県条例	
	ばい煙	粉じん	特定粉じん		指定ばい煙	指定粉じん
			解体作業	改造・補修 作業		
事業所数	95 (2)	1	2	2	106	2
施設数	212 (5)	7	2	2	103	9

()内は電気工作物の立入検査状況 (内数)

(3) 家庭用焼却炉無料回収の実施

平成14年4月1日に施行された「埼玉県生活環境保全条例」で廃棄物焼却炉の規制が強化され、一般家庭において焼却炉を使用することが困難となったことから、一般家庭での焼却炉使用中止を促すため、市が無料で回収を行った。

回収は委託業者が行い、10月23日から10月30日の期間で398基を回収した。

9 光化学スモッグ

光化学スモッグ注意報等の発令については、「埼玉県大気汚染緊急時対策要綱」により緊急時の発令措置を行っている。なお、※ 注意報などの発令があった場合は、「注意報発令中」の表示板を公共施設に掲示するとともに、防災行政用無線を通じて市民に周知し、被害の未然防止を呼びかけている。

平成14年度の光化学スモッグに係る注意報発令回数は13回、7月20日の関東地方の梅雨明け後に集中し、平成13年度と比較して2日減少したもの、依然として多発傾向が続いている。また、今年度は光化学オキシダント濃度が高く、7月4日に川口市立新郷南小学校でプールの授業中に6年生64人と女性教諭1人が、光化学スモッグが原因とみられる喉の痛みや息苦しさを訴え、市教育委員会から保健所へ被害届が出された。

県では一定規模以上の工場・事業場に同時通報受信装置を設置し、燃料使用量の削減を要請するなどの対策を講じている。

※ 注意報等発令基準・・・各地区内の基準測定局の光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるととき発令することとしている。同様に警報は濃度が0.20ppm以上の状態が継続すると認めるとき発令することとしている。

表2-1-27 平成14年度光化学スモッグ注意報発令状況

回数	月日	曜	県南中部発令時最大濃度(ppm)	被害届出者数(人)
1	6月8日	土	0.133	
2	7月4日	木	0.137	65
3	7月12日	金	0.133	
4	7月21日	日	0.122	
5	7月23日	火	0.131	
6	7月27日	土	0.133	
7	7月30日	火	0.141	
8	7月31日	水	0.126	
9	8月1日	木	0.121	
10	8月4日	日	0.127	
11	8月5日	月	0.127	
12	8月6日	火	0.129	
13	8月7日	水	0.140	

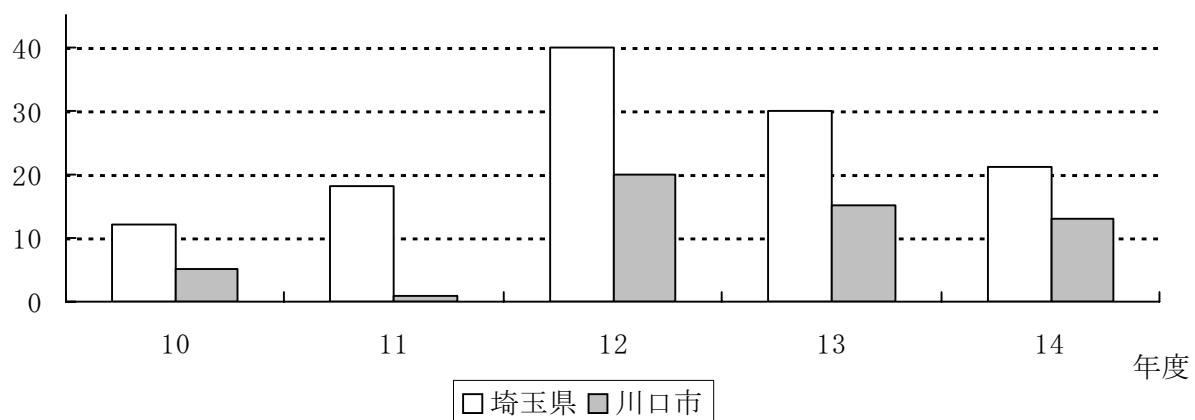
表2-1-28 年度別光化学スモッグ緊急時発令状況及び被害者届出者数

年度	地区別	発令状況		月別注意報発令回数								被害届出者数
		最初の発令日	最後の発令日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計	
10	埼玉県	4月22日	7月9日	2	2	3	5	0	0	0	12	22
	川口市	4月29日	7月9日	1	0	0	4	0	0	0	5	0
11	埼玉県	5月9日	10月12日	0	3	5	3	3	3	1	18	1
	川口市	6月2日	6月2日	0	0	1	0	0	0	0	1	0
12	埼玉県	5月22日	9月22日	0	5	8	12	14	1	0	40	5
	川口市	5月23日	9月22日	0	1	4	9	5	1	0	20	0
13	埼玉県	5月14日	8月25日	0	3	5	17	5	0	0	30	0
	川口市	6月4日	8月25日	0	0	4	8	3	0	0	15	0
14	埼玉県	5月23日	8月14日	0	2	3	9	7	0	0	21	466
	川口市	6月8日	8月7日	0	0	1	7	5	0	0	13	65

(警報の発令はなかった)

図2-1-12 光化学スモッグ発令日数

注意報発令回数



第2節 水質汚濁

1 概況

公共用水域については、埼玉県知事が作成した「公共用水域の水質の測定に関する計画」に基づき環境基準点1地点、同補助地点1地点及び本市が独自に定めた自主地点10地点の計12地点において毎月1回人の健康の保護に関する項目、生活環境の保全に関する項目等について常時監視を実施している。

また、芝川等主要河川に流入する7小水路についても、季節毎に年4回生活環境項目の測定を実施し、河川の汚濁状況や実態の把握に努めている。

平成14年度の測定結果では、健康項目については全12地点において環境基準を達成した。有機汚濁の代表的指標であるBODについて近年、全体的に僅かに減少もしくはほぼ横ばいの傾向を示しているが、未だ環境基準値及び目標値を超過している地点も少なくない。

地下水についても、前述同様に作成された「地下水の水質の測定に関する計画」に基づき、県内山間部を除く地域を4kmの区画に区分し、さらに4分割した2kmの区画の中から1区画を抽出し、人の健康の保護に関する項目について常時監視を実施している。

平成14年度の調査では、概況調査3地点、定期モニタリング調査5地点を実施した。また、概況調査の1地点から環境基準を超過する硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されたことに伴い、汚染井戸周辺地区調査5地点についても調査を実施した。

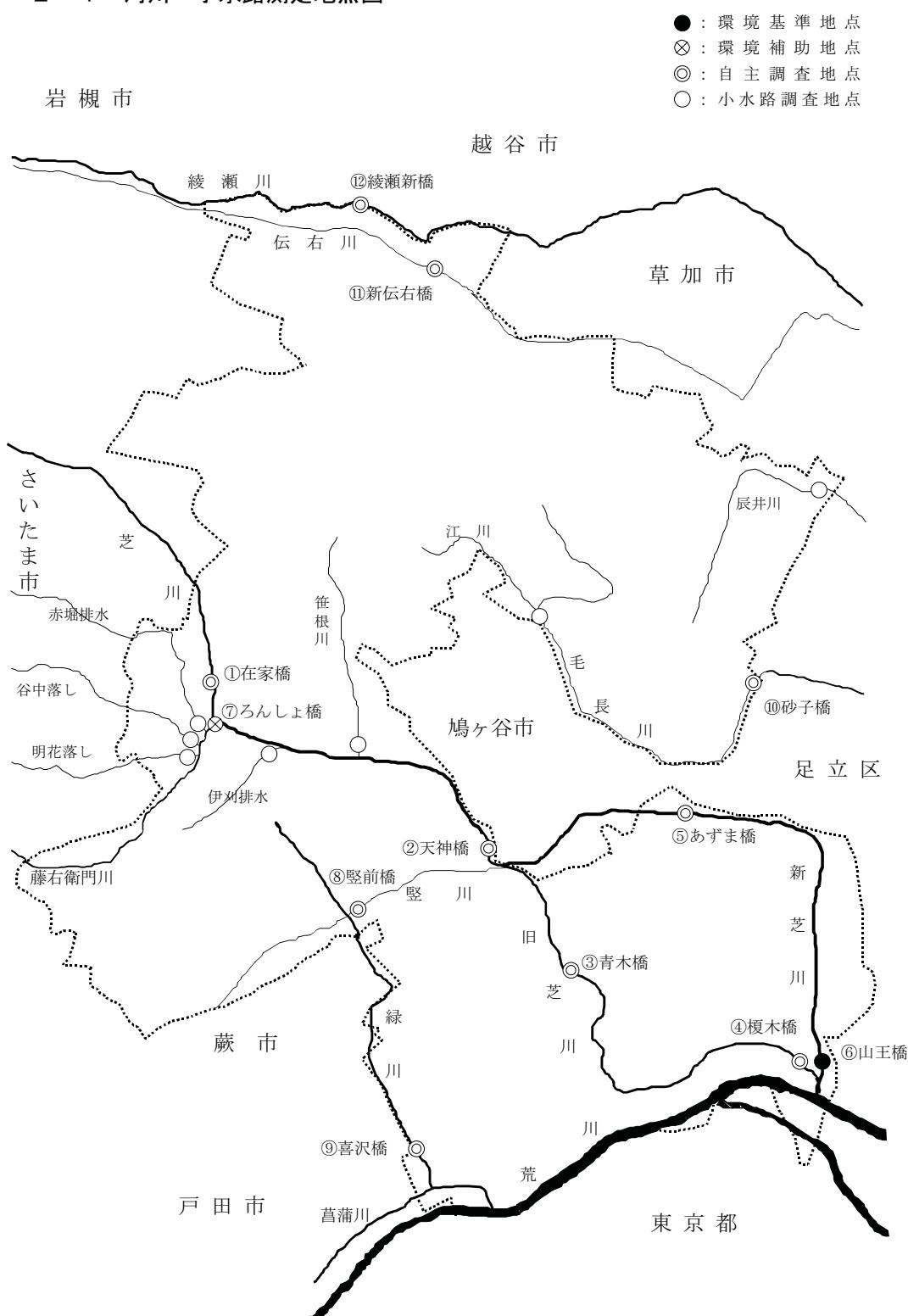
現在までに確認された汚染井戸については、汚染原因調査等を実施しているが、汚染源の特定には至っておらず、今後も調査を継続し早急な対策が必要と考えている。

規制については、「水質汚濁防止法」で、特に汚水の発生する恐れのある施設を特定施設として定め、その施設を設置し、汚水等を排出する工場・事業場（特定事業場）を対象としている。そして、施設の設置等についての届出義務や、排水基準の遵守も定めている。また、「埼玉県生活環境保全条例」においても、同様の届出義務や、規制が定められている。

なお、東京湾などの閉鎖性水域では、汚濁物質が滞留しやすく、環境基準の達成が困難であることから、従来の濃度規制に加え、日平均排水量50m³以上の特定事業場（指定地域内事業場）を対象に総量規制制度が導入されている。



図2-2-1 河川・小水路測定地点図



河川名	類型	地点番号	調査地点名
芝川	E類型	①	在 家 橋
		②	天 神 橋
		③	青 木 橋
		④	榎 木 橋
		⑤	あ づ ま 橋
新芝川	指定なし	(6) (環境基準地点)	山 王 橋
藤右衛門川		⑦ (環境補助地点)	ろんしょ橋
堅川		⑧	堅前橋
緑川		⑨	喜沢橋
毛長川		⑩	砂子橋
伝右川		⑪	新伝右橋
綾瀬川	C類型	⑫	綾瀬新橋

環境基準（生活環境項目）等		
C類型	p H	6.5以上8.5以下
	B O D	5mg/l以下
	S S	50mg/l以下
	D O	5mg/l以上
E類型	p H	6.0以上8.5以下
	B O D	10mg/l以下
	S S	ごみ等の浮遊が認められないこと
	D O	2mg/l以上

なお、類型の指定されていない地点についてはE類型の環境基準値及び要監視項目の指針値を目標としている。

2 公共用水域測定結果

(1) 健康項目測定結果

人の健康の保護に関する項目（26項目）については、測定を実施した12地点全てにおいて環境基準を達成した。前年度超過した毛長川・砂子橋のジクロロメタンについては汚染事業者を把握し、指導したことにより改善が見られた。

表2-2-1 芝川・新芝川健康項目調査結果（年度平均）

河 川 名	芝 川				新 芝 川	
	地 点 名	在 家	天 神	青 木	榎 木	あ づ ま
カドミウム						<0.001
全シアン						ND
鉛						0.001
六価クロム						<0.005
砒素						0.001
総水銀						<0.0005
アルキル水銀						—
P C B						<0.0005
ジクロロメタン	0.002	0.009	<0.002	0.014	0.003	0.002
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1, 2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0007
1, 1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1, 2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1, 1, 2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	<0.003	<0.003
テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1, 3-ジクロロブロヘン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	<0.0006					<0.0006
シマジン	<0.0003					<0.0003
チオベンカルブ	<0.002					<0.002
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン						<0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素						1.5
ふつ素						0.12
ほう素						0.13

表2-2-2 藤右衛門川等その他の河川の健康項目調査結果（年度平均）

河 川 名	藤右衛門川	堅 川	緑 川	毛長川	伝右川	綾瀬川
	地 点 名	ろんしょ	堅前	喜沢	砂子	新伝右
カドミウム	<0.001					
全シアン	ND			ND		
鉛	0.001					
六価クロム	<0.005			<0.005		
砒素	0.001					
総水銀	<0.0005					
アルキル水銀	—					
P C B	<0.0005					
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1, 2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1, 1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1, 1, 2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	<0.003	<0.003	<0.003	0.004	<0.003	<0.003
テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1, 3-ジクロロブロヘン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	<0.0006					
シマジン	<0.0003					
チオベンカルブ	<0.002					
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	<0.001					
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.3					
ふつ素	0.11					
ほう素	0.06					

(2) 生活環境項目測定結果

類型指定されている芝川、新芝川、綾瀬川については芝川・天神橋、青木橋及び新芝川・あずま橋のBODが環境基準に適合しなかった。また、芝川・青木橋のDOについても同様、適合しなかった。

表2-2-3 環境基準適合状況

(単位 mg/ℓ : pHを除く)

河川名	芝 川				新芝川		藤右衛門川	豊 川	緑 川	毛長川	伝右川	綾瀬川
類型	E				E		—	—	—	—	—	C
地点名	在 家	天 神	青 木	榎 木	あずま	山 王	ろんしょ	豊 前	喜 沢	砂 子	新伝右	綾瀬新
pH	7.3	7.3	7.2	7.4	7.4	7.4	7.6	7.5	7.5	7.6	7.6	7.4
DO	4.1	3.3	1.5	6.4	3.1	3.7	4.0	6.9	5.2	3.6	3.2	5.9
BOD(75%値)	10	12	23	10	12	7.9	14	6.9	12	20	24	5.9
SS	10	9	9	6	7	7	4	6	9	6	13	9

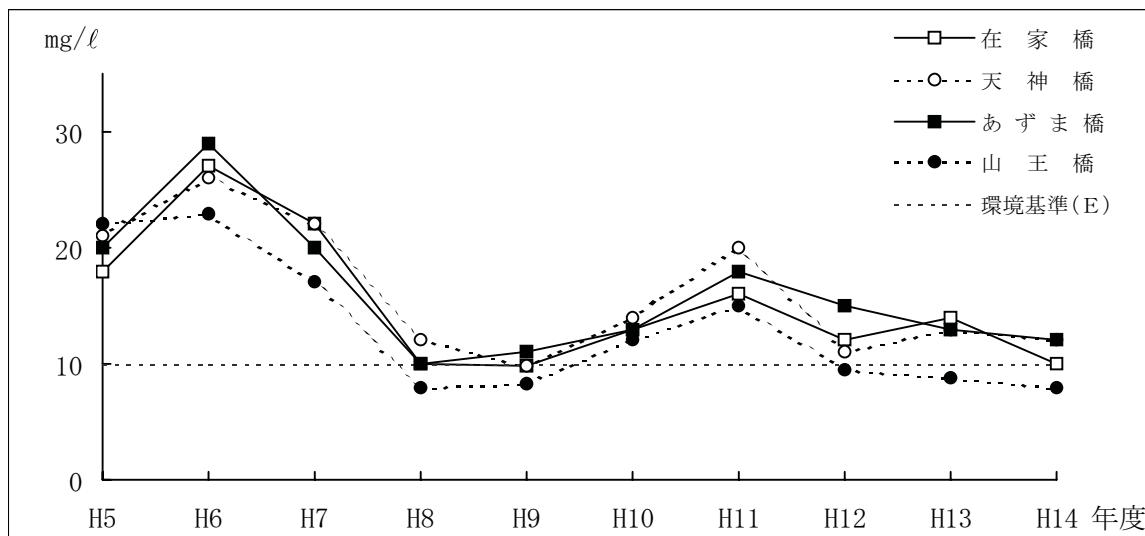
表2-2-4 BOD(生物化学的酸素要求量) 75%値の推移

(単位 mg/ℓ)

河 川 名	調査地点名	年 度										
		H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	
芝 川	① 在 家 橋	18	27	22	10	9.9	13	16	12	14	10	
	② 天 神 橋	21	26	22	12	9.8	14	20	11	13	12	
	③ 青 木 橋	76	74	29	29	36	35	47	36	27	23	
	④ 榎 木 橋	30	27	17	7.7	6.9	22	23	24	19	10	
新 芝 川	⑤ あ ず ま 橋	20	29	20	10	11	13	18	15	13	12	
	⑥ 山 王 橋	22	23	17	8.0	8.3	12	15	9.4	8.8	7.9	
藤右衛門川	⑦ ろんしょ橋	54	71	36	25	32	36	45	24	20	14	
豊 川	⑧ 豊 前 橋	24	37	33	15	13	16	18	12	19	6.9	
緑 川	⑨ 喜 沢 橋	7.4	20	20	15	9.5	11	16	10	8.7	12	
毛 長 川	⑩ 砂 子 橋	27	41	42	24	16	25	37	20	19	20	
伝 右 川	⑪ 新 伝 右 橋	43	63	41	37	27	25	58	39	23	34	
綾瀬川	⑫ 綾瀬新橋	—	—	—	—	—	10	13	10	6.8	7.0	

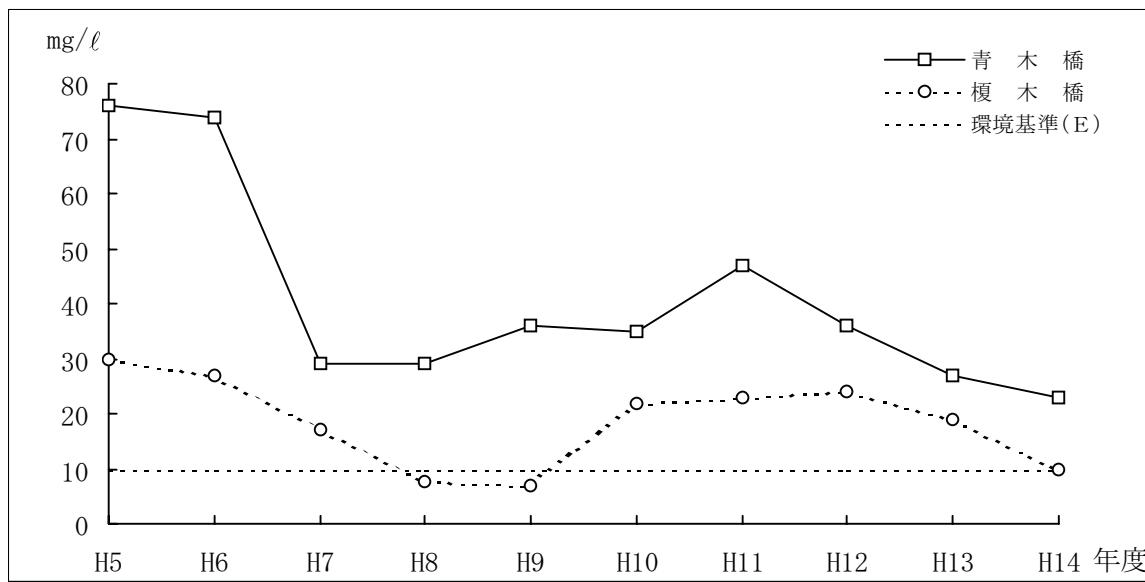
ア 芝川（天神橋より上流部）・新芝川・綾瀬川のBOD75%値の推移
 芝川（天神橋より上流部）及び新芝川におけるBOD75%値は6地点中3地点で環境基準を超過した。平成8年度以降、ほぼ横ばい状態で推移している。

図2-2-2 芝川（天神橋より上流部）・新芝川のBOD75%値経年変化



イ 芝川（青木橋・榎木橋）のBOD75%値の推移
 芝川（青木橋・榎木橋）の区間は青木水門と領家水門で閉ざされた閉鎖性水域であるため、流速も緩慢で、加えて生活排水の流入も多くBODは例年高い値で推移していた。しかし、ここ数年は両地点共に僅ながら改善の方向で推移している。

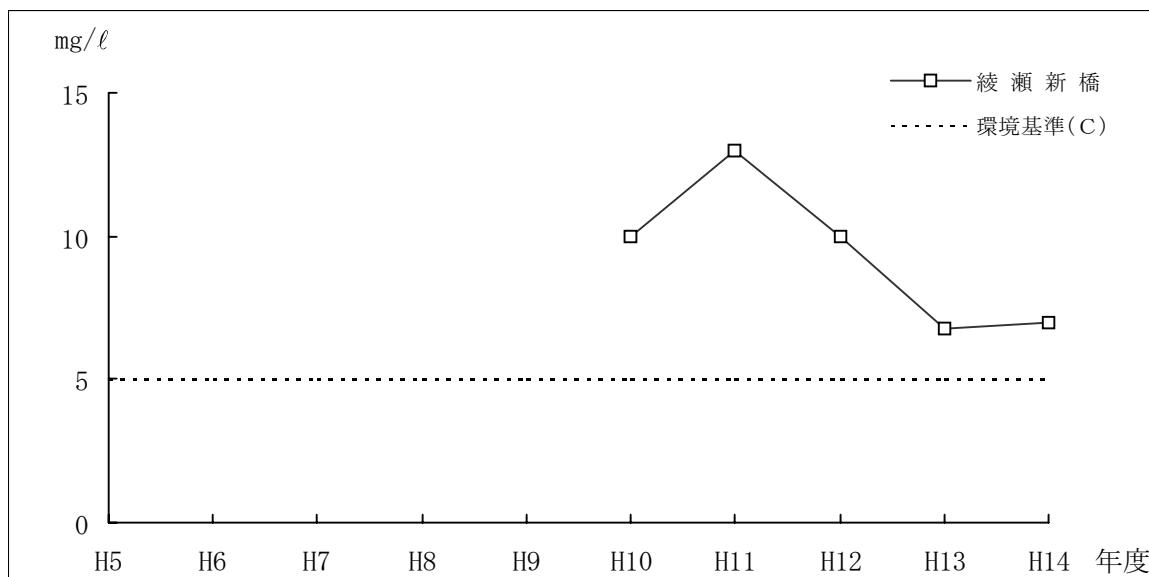
図2-2-3 芝川（青木橋・榎木橋）のBOD75%値経年変化



ウ 綾瀬川のBOD75%値の推移

綾瀬川は本市の河川の内では比較的汚濁の少ない河川に属するがC類型ということもありBOD75%値は環境基準を超過している。

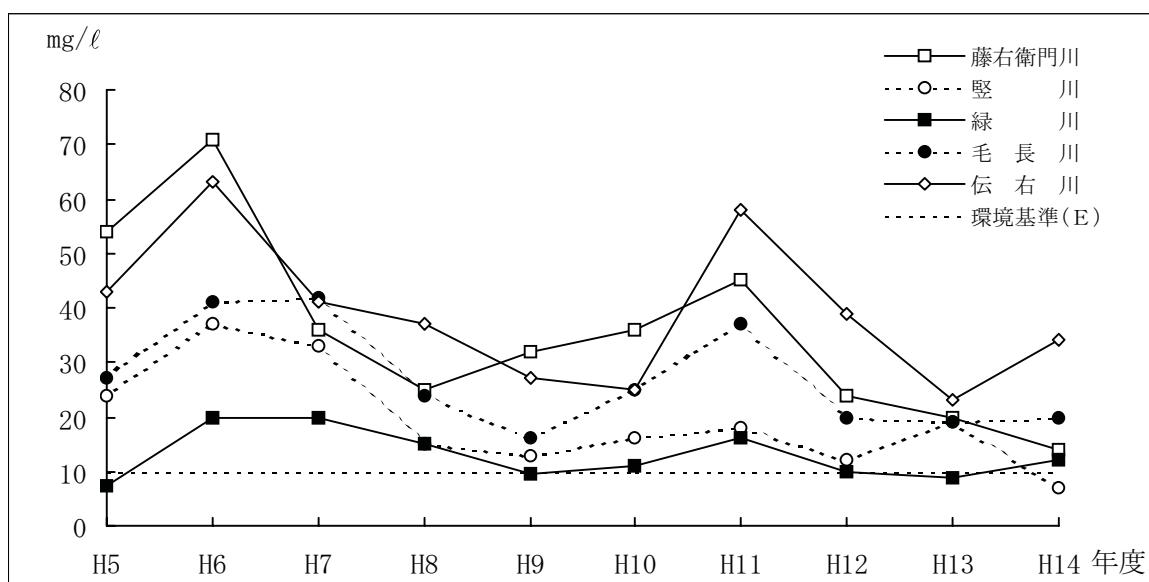
図2-2-4 綾瀬川のBOD75%値経年変化



エ 藤右衛門川等その他河川のBOD75%値の推移

藤右衛門川等の5河川については、平成13年度と比較して全般的に横ばいで推移している。

図2-2-5 藤右衛門川等その他河川のBOD75%値経年変化



(3) その他の項目（陰イオン界面活性剤・全リン）の測定結果

汚濁の指標となる物質はBOD等の環境基準項目以外にも、窒素・リン等の栄養塩類があり、これらは海域での赤潮、河川水の富栄養化、さらに、湖沼でのアオコの発生の主要因となっている。

また、陰イオン界面活性剤は泡立ちの原因となり、前述の物質同様に汚濁の指標として重要なである。これらの汚濁物質は生活雑排水による影響が大きな割合を占めている。

表2－2－5 全リンの年平均値の推移

(単位 mg/ℓ)

河川名	調査地点名	年 度				
		H10	H11	H12	H13	H14
新芝川	⑥ 山王橋	0.40	0.60	0.31	0.45	0.45
藤右衛門川	⑦ ろんしょ橋	0.70	0.84	0.55	0.54	0.56

表2－2－6 陰イオン界面活性剤（メチレンブルー活性物質）の年平均値の推移

(単位 mg/ℓ)

河川名	調査地点名	年 度				
		H10	H11	H12	H13	H14
芝川	① 在家橋	0.70	0.85	0.80	0.74	0.68
	② 天神橋	0.80	0.94	0.93	0.79	0.76
	③ 青木橋	1.1	0.91	0.85	1.1	0.65
	④ 檜木橋	0.50	0.43	0.22	0.49	0.26
新芝川	⑤ あずま橋	0.90	0.71	0.66	0.79	0.70
	⑥ 山王橋	0.40	0.38	0.46	0.23	0.43
藤右衛門川	⑦ ろんしょ橋	1.4	1.6	1.2	0.91	0.78
豊川	⑧ 豊前橋	1.3	1.2	1.4	1.0	0.54
緑川	⑨ 喜沢橋	0.30	0.21	0.23	0.23	0.28
毛長川	⑩ 砂子橋	1.9	2.8	2.2	1.9	1.8
伝右川	⑪ 新伝右橋	3.4	3.5	3.7	2.2	2.1
綾瀬川	⑫ 綾瀬新橋	0.30	0.28	0.45	0.26	0.23

(4) 底質調査結果

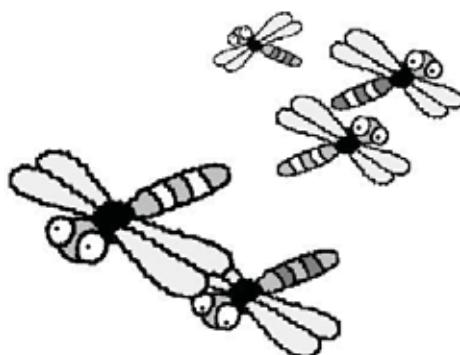
新芝川（山王橋）及び藤右衛門川（ろんしょ橋）において底質調査を実施し、その結果は下表のとおりであった。有害物質については暫定除去基準を超えて検出されたものはなかった。

表2-2-7 底質調査結果の推移

河 川 名 調査地点名	新 芝 川 山 王 橋					藤右衛門川 ろんしょ橋				
	年 度	H10	H11	H12	H13	H14	H10	H11	H12	H13
測 定 項 目										
カドミウム (mg/kg乾泥)	0.31	0.22	0.23	0.23	0.35	0.92	0.29	0.43	0.47	0.25
鉛 (mg/kg乾泥)	27	7.1	11.0	7.5	25.0	65	26	24	30	28
六価クロム (mg/kg乾泥)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
砒 素 (mg/kg乾泥)	5.5	11.0	4.5	8.9	6.1	9.9	4.3	7.8	6.6	5.1
総 水 銀 (mg/kg乾泥)	0.080	0.050	0.031	0.043	0.11	0.24	0.08	0.160	0.17	0.11
アルキル水銀 (mg/kg乾泥)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
P C B (mg/kg乾泥)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.15	0.55	0.44	0.44	0.15	0.24
銅 (mg/kg乾泥)	31	28	30	25	48	190	65	81	150	86
クロム (mg/kg乾泥)	34	11	14	20	35	54	18	12	24	22
強 烈 減 量 (%)	3.6	1.6	3.3	2.3	3.2	15.7	5.6	18.5	6.6	5.2

※ 暫定除去基準 水銀 : 25mg/kg乾泥以上
P C B : 10mg/kg乾泥以上

※ アルキル水銀ND <0.05
六価クロムND <1.7



3 小水路測定結果

水質浄化対策の一貫として、主要河川に流入する7つの小水路の水質調査を平成8年度から実施している。

表2-2-8 平成14年度調査結果

項目		p H	D O (mg/ℓ)	B O D (mg/ℓ)	C O D (mg/ℓ)	S S (mg/ℓ)	透視度 (cm)	導電率 (mS/m)
明花落し	春	7.3	5.3	23	10	14	28	26
	夏	7.3	3.3	17	10	4	30	60
	秋	7.7	3.7	11	9.4	4	>50	32
	冬	7.7	5.2	28	16	8	49	44
	平均	7.5	4.4	20	11	8	36	41
藤谷中落し	春	8.6	11	4.2	4.2	7	>50	18
	夏	8.7	12	11	7.6	8	32	24
	秋	8.2	11	10	6.3	8	>50	33
	冬	8.0	9.5	22	14	8	>50	30
	平均	8.4	11	12	8.0	8	46	26
赤堀排水	春	8.3	10	9.5	8.4	6	38	31
	夏	7.9	6.1	18	14	8	29	40
	秋	7.8	3.2	12	9.3	7	>50	44
	冬	7.6	3.1	9.7	10	5	>50	46
	平均	7.9	4.0	12	10	7	42	40
芝根川	春	7.5	2.1	19	9.4	22	22	34
	夏	7.4	2.4	6.8	7.6	8	31	37
	秋	欠測	欠測	欠測	欠測	欠測	欠測	欠測
	冬	7.6	2.7	15	11	3	>50	46
	平均	7.5	2.4	14	9.3	11	34	39
川伊刈排水	春	7.4	<0.5	56	26	24	13	46
	夏	7.2	2.3	9.2	8.2	9	24	38
	秋	7.5	1.7	49	26	21	17	36
	冬	7.6	4.0	53	29	20	20	57
	平均	7.4	2.1	42	22	19	19	44
毛長川江川	春	7.4	1.1	36	18	11	22	44
	夏	7.5	1.5	20	16	6	28	45
	秋	7.7	2.3	23	14	6	>50	47
	冬	7.5	2.9	30	21	17	36	51
	平均	7.5	2.0	27	17	10	34	47
辰井川	春	7.6	3.6	49	22	17	16	49
	夏	7.5	2.7	25	20	11	17	48
	秋	7.7	2.5	27	19	14	23	51
	冬	7.6	5.1	24	20	14	43	54
	平均	7.6	3.5	31	20	14	25	51

4 地下水質調査結果

(1) 概況調査

概況調査とは地域の全体的な地下水質の状況の把握を目的とした調査で、平成14年度は3本の井戸について、人の健康の保護に関する項目（26項目）を調査した。その結果、赤山地区の井戸については、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過した。

表2-2-9 概況調査結果

(単位 mg/ℓ)

地 区 名	西川口	道合	赤山	環境基準
測 定 区 分	概況(新)	概況(新)	概況(新)	
井 戸 番 号	032805	052804	053006	
井 戸 深 度 (m)	130.0	7.0	15.0	
測 定 年 月 日	H14.5.14			
カドミウム	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
全 シ ア ン	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
六 僮 ク ロ ム	<0.04	<0.04	<0.04	0.05
砒 素	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
総 水 銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005
アルキル水銀	—	—	—	検出されないこと
P C B	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
四 塩 化 炭 素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
1, 2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004
1, 1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
シス-1, 2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
1, 1, 1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
1, 1, 2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.03
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01
1, 3-ジクロロプロパン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
チ ウ ラ ム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006
シ マ ジ ン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003
チオベンカルブ	<0.001	<0.001	<0.001	0.02
ベ ン ゼ ン	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
セ レ ン	<0.002	<0.002	<0.002	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<0.1	4.6	11	10
ふつ素	0.09	<0.08	<0.08	0.8
ほう素	0.02	0.02	0.04	1
(亜硝酸性窒素)	<0.05	<0.05	<0.05	
(硝酸性窒素)	<0.05	4.6	11	

(2) 汚染井戸周辺地区調査

汚染井戸周辺地区調査とは概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲等を確認するための調査で、本年度の概況調査により赤山地区の井戸について硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の汚染が確認されたため、汚染井戸から半径 500 m 以内の 5 地点を対象に調査を実施した。その結果、2 地点からは、環境基準を超過した値で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出された。

表 2-2-10 汚染井戸周辺地区調査結果

(単位 mg/ℓ)

地 区 名	赤山	赤山	赤山	赤芝新田	赤山	環境基準
測 定 区 分	周辺	周辺	周辺	周辺	周辺	
井 戸 番 号	053007	053008	053009	053010	053011	
井 戸 深 度 (m)	不明	7.0	40.0	不明	不明	
測 定 年 月 日	H14. 6. 25					
測定結果	カドミウム					0.01
	全 シ ア ン					検出されないこと
	鉛					0.01
	六 倍 ク ロ ム					0.05
	砒 素					0.01
	総 水 銀					0.0005
	アルキル水銀					検出されないこと
	P C B					検出されないこと
	ジクロロメタン					0.02
	四 塩 化 炭 素					0.002
	1, 2-ジクロロエタン					0.004
	1, 1-ジクロロエチレン					0.02
	シス-1, 2-ジクロロエチレン					0.04
	1, 1, 1-トリクロロエタン					1
	1, 1, 2-トリクロロエタン					0.006
	トリクロロエチレン					0.03
	テトラクロロエチレン					0.01
	1, 3-ジクロロプロペン					0.002
	チ ウ ラ ム					0.006
	シ マ ジ ン					0.003
	チオベンカルブ					0.02
	ベ ン ゼ ン					0.01
	セ レ ン					0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6.3	16	<0.1	14	3.6
	ふつ素					10
	ほう素					0.8
	(亜硝酸性窒素)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	(硝酸性窒素)	6.3	16	<0.05	14	3.6

(3) 定期モニタリング調査

定期モニタリング調査とは過去に概況調査等により、汚染が確認された井戸について継続的な監視を目的とした調査で平成14年度現在、有機塩素化合物（トリクロロエチレン等）2地点、砒素1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素2地点の計5ヶ所の井戸について実施した。

表2-2-11 定期モニタリング調査結果

(単位 mg/ℓ)

地 区 名	本町	朝日	上青木	柳崎	東貝塚	環境基準
測 定 区 分	定期	定期	定期	定期	定期	
井 戸 番 号	022907	032900	042805	062804	043102	
井 戸 深 度 (m)	100.0	110.0	100.0	10.0	5.0	
測 定 年 月 日	H14.5.14					
カドミウム						0.01
全 シ アン						検出されないこと
鉛						0.01
六 億 ク ロ ム						0.05
砒 素			0.024			0.01
総 水 銀						0.0005
アルキル水銀						検出されないこと
P C B						検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002				0.02
四 塩 化 炭 素	<0.0002	<0.0002				0.002
1, 2-ジクロロエタン	0.0023	<0.0004				0.004
1, 1-ジクロロエチレン	0.024	0.004				0.02
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.15	0.035				0.04
1, 1, 1-トリクロロエタン	0.0038	0.0013				1
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.0014	<0.0006				0.006
トリクロロエチレン	0.53	0.12				0.03
テトラクロロエチレン	0.020	0.0027				0.01
1, 3-ジクロロプロペン	0.0010	<0.0002				0.002
チ ウ ラ ム						0.006
シ マ ジ シ ン						0.003
チオベンカルブ						0.02
ベ ン ゼ ン	<0.001	<0.001				0.01
セ レ ン						0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素				21	10	10
ふつ素						0.8
ほう素						1
(亜硝酸性窒素)				<0.05	<0.05	
(硝酸性窒素)				21	10	

5 排出水等の規制

(1) 届出状況

「水質汚濁防止法」に基づき届け出されている特定事業場は、平成15年3月31日現在で、253件である。

このうち法及び埼玉県の上乗せ条例により排水規制の適用を受けるのは、84件である。

また、「埼玉県生活環境保全条例」に基づき届け出されている指定排水工場等数は、平成15年3月31日現在で4件あり、このうち排水規制の適用を受けるものは2件である。

表2-2-12 平成14年度特定施設関係届出件数

種類 根拠	設置	使用	構造 変更	氏名 変更	廃止	承継
水質汚濁 防止法	1	1	0	2	6	0
埼玉県生活 環境保全条例	0	0	0	0	0	0

表2-2-13 特定事業場数(水質汚濁防止法)

(平成15年3月31日現在)

施設名	特定事業場数		
	規制	未規制	計
102 畜産食料品製造業に供する施設	1	0	1
3 水産食料品製造業に供する施設	0	1	1
4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業に供する施設	0	2	2
16 めん類製造業に供する施設	0	1	1
17 豆腐又は煮豆の製造業に供する施設	0	28	28
19 紡績業又は繊維製品製造業若しくは加工業に供する施設	0	1	1
2302 新聞業・出版業・印刷業又は製版業に供する施設	1	1	2
27 無機化学工業製品製造業に供する施設	1	1	2
28 カーバイト法アセチレン誘導品製造業に供する施設	0	1	1
35 有機ゴム薬品製造業に供する施設	2	0	2
38 石けん製造業に供する施設	0	1	1
46 有機化学工業製品製造業に供する施設	0	1	1
47 医薬品製造業に供する施設	1	0	1
53 ガラス又はガラス製品製造業に供する施設	0	1	1
55 生コンクリート製造業に供するバッチャープラント	0	9	9
61 鉄鋼業に供する施設	1	0	1
62 非鉄金属製造業に供する施設	0	1	1
63 金属製品製造業又は機械器具製造業に供する施設	1	2	3
6402 水道施設のうち浄水施設	0	2	2
65 酸又はアルカリによる表面処理施設	10	15	25
66 電気メッキ施設	11	6	17
6602 旅館業に供する施設	3	7	10
6603 共同調理場に設置されるちゅう房施設	1	0	1
67 洗たく業に供する洗浄施設	8	49	57
68 写真現像業に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	6	6
71 自動式車両洗浄施設	1	29	30
7102 科学技術に関する研究、試験等を行う事業場に設置される施設	2	4	6
7103 一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0	1
7105 トリクロロエチレン等による洗浄施設	1	0	1
72 し尿処理施設	9	0	9
2001 指定地域特定施設(し尿浄化槽)	29	0	29
合計	84	169	253

表2-2-14 指定排水工場等数（埼玉県生活環境保全条例） (平成15年3月31日現在)

施設名	指定排水工場等数		
	規制	未規制	計
イ 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	2	0	2
ニ コルゲートマシン	0	2	2
合 計	2	2	4

(2) 立入検査及び指導

平成14年度に水質汚濁防止法第22条及び埼玉県生活環境保全条例第120条に基づき実施した立入検査は、総件数106件である。うち、排水基準を超過した件数は14件あり、その内容は業種（施設）別で見ると、電気メッキ施設3件、集合住宅のし尿処理施設2件、学校のし尿処理施設2件、その他7件となっている。又、項目別の調査結果では、し尿処理施設におけるBOD、大腸菌群数の違反が多い。

主な違反の原因是、処理施設の故障1件、日常の維持管理の不徹底13件となっている。

これらの違反事業場に対しては、改善勧告4件、改善注意5件、改善通知5件の行政措置を行い、改善計画書を提出させ、処理施設の保守点検、維持管理徹底等の指導を行った。

表2-2-15 特定事業場等立入検査結果及び措置

区分 年度	立入件数	基準適合 のべ件数	適合率 (%)	基準不適合 のべ件数	不適合率 (%)	措置内容		
						命令	勧告	注意等
H 7	207	164	79.2	43	20.8	0	25	18
H 8	199	141	70.9	58	29.1	0	32	26
H 9	203	161	79.3	42	20.7	0	23	19
H 10	204	153	75.0	51	25.0	0	19	32
H 11	228	165	72.4	63	27.6	0	16	47
H 12	231	179	77.5	52	22.5	0	14	38
H 13	185	145	78.4	40	21.6	0	13	27
H 14	106	92	86.8	14	13.2	0	4	10

表2-2-16 特定事業場等項目別水質検査結果

項目	内 容	H 1 2			H 1 3			H 1 4		
		件数	排水基準超過件数	超過率(%)	件数	排水基準超過件数	超過率(%)	件数	排水基準超過件数	超過率(%)
生活環境項目	p H	224	7	3.1	179	8	4.5	95	2	2.1
	B O D	126	23	18.3	104	15	14.4	31	6	19.4
	S S	133	3	2.3	108	0	0.0	53	1	1.9
	大腸菌群数	125	16	12.8	96	10	10.4	39	6	15.4
	N-ヘキサン(鉱物油)	58	1	1.7	56	3	5.4	37	1	2.7
	N-ヘキサン(動植物油)	34	1	2.9	28	1	3.6	14	1	7.1
	全窒素	112	0	0.0	120	0	0.0	47	1	2.1
	全リン	106	0	0.0	120	2	1.7	47	2	4.3
健康項目	カドミウム	8	0	0.0	5	0	0.0	3	0	0.0
	シアン	44	1	2.3	37	0	0.0	20	0	0.0
	鉛	35	1	2.9	24	0	0.0	16	0	0.0
	六価クロム	47	1	2.1	44	1	2.3	21	1	4.8
	砒素	4	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0
	総水銀	5	0	0.0	4	0	0.0	2	0	0.0
	トリクロロエチレン	19	0	0.0	20	0	0.0	19	0	0.0
	テトラクロロエチレン	19	0	0.0	20	0	0.0	19	0	0.0
	1, 1, 1-トリクロロエタン	19	0	0.0	20	0	0.0	19	0	0.0
	ベンゼン	5	0	0.0	4	0	0.0	3	0	0.0
特殊項目	ジクロロメタン	9	3	33.3	3	1	33.3	4	0	0.0
	亜鉛	41	6	14.6	33	6	18.2	16	0	0.0
	溶解性マンガン	5	0	0.0	3	0	0.0	1	0	0.0
	溶解性鉄	64	0	0.0	53	0	0.0	33	0	0.0
	フェノール	14	0	0.0	16	1	6.3	8	0	0.0
	銅	57	2	3.5	47	1	2.1	29	0	0.0
	全クロム	47	2	4.3	44	2	4.5	23	0	0.0
合 計		1, 384	67	4.8	1, 203	51	4.2	607	21	3.5

(3) 総量規制

多数の汚濁発生源が集中する広域の閉鎖性水域では、生活環境項目に係る環境基準の達成が困難な状態にあり、これらの水域を指定地域と定め、水質改善を図るため、総量規制が施行されている。

本市は、その指定地域にあり、日平均排水量50m³以上の特定事業場は、化学的酸素要求量(COD)を、指定項目とし、総量規制の遵守、汚濁負荷量の測定、記録が義務付けられている。

また、平成14年10月1日より窒素(N)、リン(P)が指定項目に追加され、新たに規制が行われている。

表2-2-17 総量規制対象特定事業場数

(平成15年3月31日現在)

施設名	日平均排出量(m ³ /日)	50以上	100以上	200以上	300以上	計
		100未満	200未満	300未満		
61 鉄鋼業に供する施設	0	0	0	1		1
65 酸又はアルカリによる表面処理施設	1	1	0	0		2
66 電気メッキ施設	2	0	0	0		2
66③ 共同調理場に設置されるちゅう房施設	1	0	0	0		1
72 し尿処理施設	3	4	2	0		9
2001 指定地域特定施設	7	0	0	0		7
合 計	14	5	2	1		22

6 淨化槽の届出事務等

平成14年度から埼玉県より事務の移譲を受け届出等の事務処理を行っている。

表2-2-18 平成14年度届出受理件数

届出種類	受理件数
廃止届	140
設置届(建築審査を伴わないもの)	5
使用開始届	50

第3節 土壤汚染

1 概況

近年、顕在化してきている土壤汚染は、いわゆる典型七公害（大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）のうち、唯一法規制がなかったため、人の健康等への影響が懸念されていた。

しかし、平成14年4月1日に施行された「埼玉県生活環境保全条例」の中で規制されるようになり、また平成15年2月15日には「土壤汚染対策法」が施行され、近隣の健康被害の防止を目的とした法体系が整備された。

2 規制内容

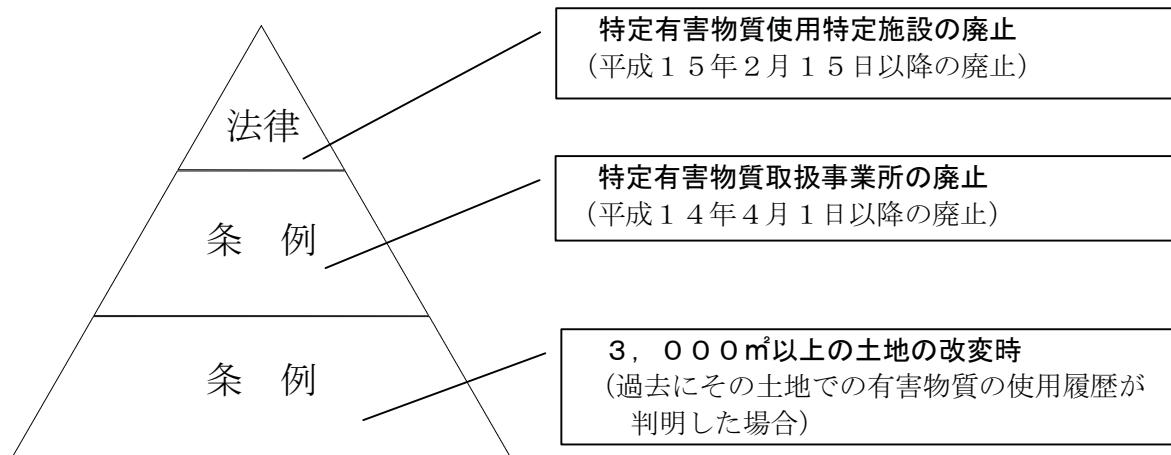
(1) 土壤汚染対策法

主に土壤汚染状況調査をし、報告をしなければならぬのは、「水質汚濁防止法」に該当する特定有害物質使用特定施設の廃止時とされている。調査報告の結果、対象物質が基準値を超過していた場合、その土地は「指定区域」として公示され、汚染の除去（浄化または搬出）が完了されるまでは、「指定区域」の解除はされず、その土地の形質変更は制限されることとなる。

(2) 埼玉県生活環境保全条例

土壤汚染状況調査をし、報告をしなければならぬのは、特定有害物質取扱事業所の廃止時又は、3,000m²以上の土地の改変時に過去の土地の利用履歴を調査し、有害物質の使用履歴が判明した場合等となっている。調査報告の結果、対象物質が基準値を超過していた場合は汚染拡散防止計画を作成し、対策をしなければならない。

図2-3-1 規制概念図



3 施行状況

施行初年度の平成14年度は、条例に基づく汚染状況調査報告件数は9件で、法に基づく報告はなかった。

表2-3-1 土壤汚染状況調査実施件数

内訳 根拠	土壤汚染状況 調査実施件数	うち、汚染が確認 された件数
法に基づく報告数	0件	0件
条例に基づく報告数	9件	4件

※ 自主調査による報告は含まない

第4節 騒音・振動

1 概況

騒音・振動は、人によって音、揺れの感じ方が様々で、日常生活への影響も大きい感覚公害の1つである。

また、大気汚染などと違い、発生しても蓄積されることはないが、極めて局所的、多発的であるという特性をもっている。騒音の発生源は大別すると工場・事業場騒音、建設作業騒音、深夜営業騒音、近隣騒音、自動車騒音等、多種多様である。振動についても同様に、工場・事業場振動、建設作業振動、道路交通振動等がある。

2 自動車騒音・道路交通振動

自動車は物資の輸送や日常生活における大切な交通手段であり、今や生活とは切り離せない存在となっている反面、沿道住民には騒音、振動等の影響を及ぼす大きな要因となっている。

本市では、自動車騒音の実態を把握するため、首都高速川口線と県道足立一川口線の1地点、また、東京外環自動車道と国道298号線の2地点に自動騒音計を設置し、年間を通して騒音の常時測定を実施している。また、平成13年度から面的評価システムを導入し、平成14年度は国道122号線をはじめ主要幹線道路6路線9評価区間の騒音の評価を行った。

図2-4-1 測定地点図

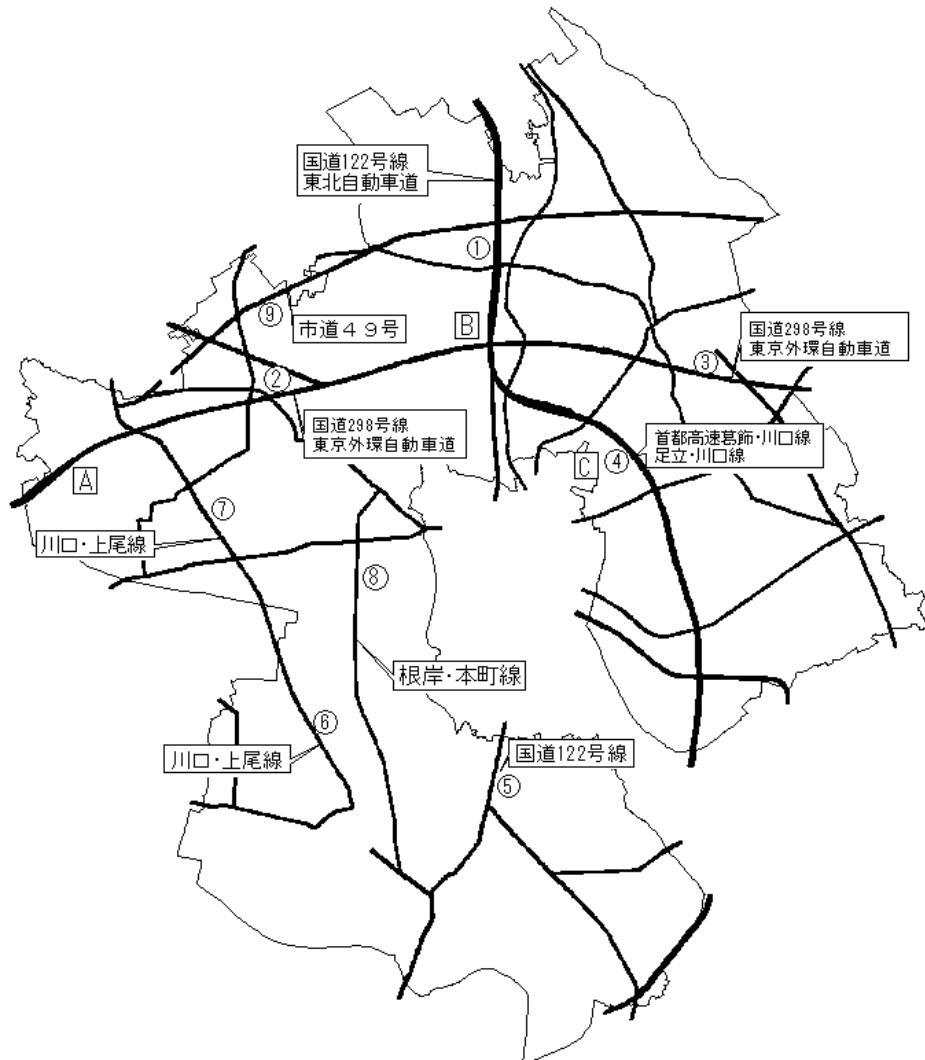


表2-4-1 騒音常時監視測定局

地点番号	測定地点	道路名	用途地域	環境基準に係る地域の類型	車線数	騒音規制法に係る区域の区分
A	安行測定局 大字安行慈林356	首都高速川口線	二住	B	4	第2種
					4	
B	芝第2測定局 芝西2-20-3	東京外環自動車道	二住	B	4	第2種
		国道298号線			4	
C	神根測定局 大字神戸461	東京外環自動車道	調整	B	4	第2種
		国道298号線			4	

表2-4-2 自動車騒音・道路交通振動の常時監視測定地点

地点番号	測定地点	道路名	用途地域	環境基準に係る地域の類型	車線数	騒音規制法に係る区域の区分	振動規制法に係る区域の区分
①	石神814-2地先 (石神配水場付近)	東北自動車道	二住	B	6	第2種	第1種
		国道122号線			4		
②	安行領根岸970地先 (芝川根岸大橋付近)	東京外環自動車道	二住	B	4	第2種	第1種
		国道298号線			4		
③	安行出羽1-4地先 (ときめきランド付近)	東京外環自動車道	二住	B	4	第2種	第1種
		国道298号線			4		
④	大字安行慈林356地先 (安行測定局付近)	首都高速川口線	二住	B	4	第2種	第1種
		県道足立川口線			4		
⑤	朝日3-1-2地先	国道122号線	準住	B	4	第2種	第1種
⑥	並木1-26-1地先 (県陽高校前)	県道川口上尾線	準工	C	2	第3種	第2種
⑦	芝3-24-24地先	県道川口上尾線	二住	B	4	第2種	第1種
⑧	上青木西3-1-40地先 (川口総合高校付近)	県道根岸本町線	準工	C	2	第3種	第2種
⑨	柳崎4-48-17地先	市道幹線49号線	二住	B	4	第2種	第1種

(1) 自動車騒音の常時測定

市内3測定地点で騒音の常時測定を行っている。年平均値と環境基準を比較すると、安行測定局では昼夜二時間帯ともこれを超過し、一方、芝第2測定局、神根測定局では二時間帯ともこれを下回った。

表2-4-3 環境基準・要請限度

	昼	夜
環境基準	70	65
要請限度	75	70

表2-4-4 安行測定局測定結果 (L_{eq})

項目	測定時間	平成14年										平成15年			年間値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
測定時間	時間	717	743	718	742	740	708	685	717	741	744	670	744	8,669	
月平均値	dB	73	73	73	73	72	73	73	73	73	73	73	73	73	
月最大値	dB	76	76	76	76	76	76	78	76	77	77	77	77	78	
月最小値	dB	65	65	66	66	65	65	66	66	64	64	66	65	64	
昼平均値	dB	74	73	73	73	73	74	74	74	74	73	74	74	74	
夜平均値	dB	71	71	71	71	71	71	71	71	71	70	71	71	71	
昼	環境基準超過日数	日	30	31	29	31	30	30	29	30	31	31	28	31	361
	要請限度超過日数	日	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	2	6
	測定日数	日	30	31	30	31	31	30	29	30	31	31	28	31	363
	環境基準超過時間数	時間	477	474	458	480	469	466	457	473	487	477	444	491	5,653
	要請限度超過時間数	時間	9	17	12	4	3	12	19	14	20	20	28	42	200
	測定時間数	時間	478	495	479	495	494	471	459	477	495	496	447	496	5,782
夜	環境基準超過日数	日	30	31	30	31	31	30	29	30	31	31	28	31	363
	要請限度超過日数	日	22	21	18	23	19	22	25	24	24	14	24	25	261
	測定日数	日	30	31	30	31	31	30	29	30	31	31	28	31	363
	環境基準超過時間数	時間	238	246	239	247	243	236	226	240	243	243	223	246	2,870
	要請限度超過時間数	時間	131	133	124	131	124	145	133	139	163	105	152	155	1,635
	測定時間数	時間	239	248	239	247	246	237	226	240	246	248	223	248	2,887

表2-4-5 芝第2測定局測定結果 (L e q)

項目			平成14年									平成15年			年間値
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
測定時間	時間		715	735	712	739	654	705	738	712	733	730	665	699	8,537
月平均値	d B		62	62	62	61	62	62	62	61	62	61	62	62	62
月最大値	d B		66	66	67	66	69	67	68	67	65	66	66	66	69
月最小値	d B		56	56	56	56	56	55	56	56	56	54	56	57	54
昼平均値	d B		62	62	62	62	62	62	63	62	63	62	63	63	62
夜平均値	d B		60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
昼	環境基準超過日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	要請限度超過日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	測定日数	日	30	31	30	31	29	30	31	30	31	31	28	31	363
	環境基準超過時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	要請限度超過時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	測定時間数	時間	476	488	475	494	433	470	493	476	488	487	443	463	5,686
夜	環境基準超過日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	要請限度超過日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	測定日数	日	30	31	30	31	29	30	31	30	31	31	28	31	363
	環境基準超過時間数	時間	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
	要請限度超過時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	測定時間数	時間	239	247	237	245	221	235	245	236	245	243	222	236	2,851

表2-4-6 神根測定局測定結果 (L e q)

項目			平成14年									平成15年			年間値
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
測定時間	時間		716	742	712	735	728	709	736	559	598	728	660	728	8,351
月平均値	d B		62	62	62	62	62	62	63	62	63	62	64	63	62
月最大値	d B		66	66	66	66	65	66	67	66	69	69	70	69	70
月最小値	d B		56	56	55	56	56	57	57	57	57	56	57	57	55
昼平均値	d B		63	63	63	63	62	63	64	63	63	63	64	64	63
夜平均値	d B		60	60	60	60	60	60	61	60	61	60	62	61	60
昼	環境基準超過日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	要請限度超過日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	24	26	31	28	31	354
	環境基準超過時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	要請限度超過時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	測定時間数	時間	477	496	473	490	486	475	493	372	400	483	443	486	5,574
夜	環境基準超過日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	要請限度超過日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	24	26	31	28	31	354
	環境基準超過時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	要請限度超過時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	測定時間数	時間	239	246	239	245	242	234	243	187	198	245	217	242	2,777

(2) 自動車交通騒音評価結果

平成14年度においては、6路線9測定区間総延長33.6kmの騒音評価を行なった。環境基準の達成状況は、全戸数11,558戸の内、9,977戸(86.3%)が昼・夜とも、802戸(6.9%)が昼のみ、9戸(0.1%)が夜のみ環境基準以下であり、770戸(6.7%)が昼・夜とも環境基準を超過していた。

個別に評価区間を見ると、特に評価区間番号101_010、101_040(国道122号線)及び、201_010(首都高速川口線・県道足立川口線)では、昼・夜とも環境基準以下であるのは、およそ20%とかなり低い状況であった。

表2-4-7 平成14年度評価結果

地点番号	評価区間番号	評価対象道路	車線数	評価区間の延長 (km)	評価対象住居等戸数 (戸)	昼間・夜間とも基準値以下 (戸) (%)	昼間のみ基準値以下 (戸) (%)		夜間のみ基準値以下 (戸) (%)		昼間・夜間とも基準値超過 (戸) (%)	
							(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
①	101_040	東北自動車道	6	2.8	123	36 29.3	69 56.1	0 0.0	18 14.6			
		国道122号線	4									
②	102_020	東京外環自動車道	4	4.1	774	745 96.3	29 3.7	0 0.0	0 0.0			
		国道298号線	4									
③	102_030	東京外環自動車道	4	3.7	110	82 74.5	18 16.4	0 0.0	10 9.1			
		国道298号線	4									
④	201_010	首都高速川口線	4	4.0	562	119 21.2	194 34.5	0 0.0	249 44.3			
		県道足立川口線	4									
⑤	101_010	国道122号線	4	3.5	1,251	293 23.4	492 39.3	0 0.0	466 37.3			
⑥	204_035	県道川口上尾線	2	1.1	1,276	1,276 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0			
⑦	204_020	県道川口上尾線	4	2.3	952	950 99.8	0 0.0	2 0.2	0 0.0			
⑧	217_010	県道根岸本町線	2	4.4	5,094	5,093 100.0	0 0.0	0 0.0	1 0.0			
⑨	301_010	市道幹線49号線	4	7.7	1,416	1,383 97.7	0 0.0	7 0.5	26 1.8			
計				33.6	11,558	9,977 86.3	802 6.9	9 0.1	770 6.7			

(3) 自動車騒音・道路交通振動・交通量調査結果

表2-4-8 平成14年度測定結果

地 点 番 号	測定地点	時間帯	騒 音			振 動			日交通量	
			等価騒音 レベル (dB)	時間帯 交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	振動 レベル (dB)	時間帯 交通量 (台)	大型車 混入率 (%)		
	対象道路									
①	石神814番2号地先	昼間	74	59,034	34.3	52	41,436	37.4	適	72,030
	東北自動車道 国道122号線	夜間	74	12,996	49.8	51	30,594	36.6	適	
②	安行領根岸970番地先	昼間	61	32,298	15.9	42	22,926	16.8	適	38,064
	東京外環自動車道 国道298号線	夜間	58	5,766	22.9	39	15,138	17.3	適	
③	安行出羽1丁目4番地先	昼間	64	45,534	29.2	40	30,900	32.3	適	54,834
	東京外環自動車道 国道298号線	夜間	61	9,300	33.2	38	23,934	26.8	適	
④	安行慈林356番地先	昼間	73	24,372	26.0	43	17,952	28.9	適	27,576
	首都高速川口線 県道足立川口線	夜間	70	3,204	38.0	40	9,624	24.5	適	
⑤	朝日3丁目1番2号地先	昼間	76	28,176	8.4	49	20,622	9.2	適	32,718
	国道122号線	夜間	74	4,542	6.9	46	12,096	6.4	適	
⑥	並木1丁目26番1地先	昼間	68	42,330	24.5	43	29,316	26.0	適	51,006
	県道川口上尾線	夜間	63	8,676	35.9	36	21,690	27.0	適	
⑦	芝3丁目24番24号地先	昼間	68	19,392	8.7	47	14,262	9.2	適	23,430
	県道川口上尾線	夜間	63	4,038	5.9	41	9,168	6.6	適	
⑧	上青木3丁目1番40番地先	昼間	68	12,492	9.5	43	9,762	9.9	適	13,764
	県道根岸本町線	夜間	63	1,272	6.6	33	4,002	7.6	適	
⑨	柳崎5丁目48番17号地先	昼間	69	21,462	9.8	46	15,510	10.6	適	24,198
	市道幹線49号線	夜間	64	2,736	5.9	38	8,688	7.3	適	

※ 交通量及び大型混入率は、①は国道122号線、②. ③は国道298号線、④は県道足立川口線のみの値

3 騒音の規制

工場・事業場に関しては、著しく騒音を発生する施設を設置又は使用するにあたり、「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づいて届出及び規制基準を遵守するよう指導を行っている。

届出は、法律では、金属加工機械及び空気圧縮機等で全体の6割以上を占め、特に近年においては空気圧縮機等が増加の傾向にある。また条例では、木材加工機械が大半を占めている。

なお、平成14年度4月1日に施行された「埼玉県生活環境保全条例」により規制が強化され、資材置場（150m²以上）、駐車場（20台以上）及びトラックターミナルにおいても特定工場と同様の規制基準が適用されるようになった。

(1) 「騒音規制法」に基づく届出状況

表2-4-9 平成14年度届出件数

設置 (6条)	使用 (7条)	数等変更 (8条)	氏名等変更 (10条)	使用全廃 (10条)	承継 (11条)	電気工作物等 (21条)	計
30	0	1	21	14	3	0	69

表2-4-10 特定施設数

(平成15年3月31日現在)

区分	特定施設の種類	施設数	区分	特定施設の種類	施設数
1 金属加工機械		1,820	4 織機		666
	圧延機械	14		5 建設用資材製造機械	16
	製管機械	5		コンクリートプラント	12
	ベンディングマシン	149		アスファルトプラント	4
	液圧プレス	185		6 穀物用製粉機	0
	機械プレス	795		7 木材加工機械	121
	せん断機	250		ドラムバーカー	0
	鍛造機	41		チッパー	1
	ワイヤーフォーミングマシン	3		碎木機	0
	ブラスト	281		帶のこ盤	15
2 空気圧縮機等	タンブラー	80		丸のこ盤	48
	切断機	17		かんな盤	57
3 土石用破碎機等		1,920	8 抄紙機		5
	空気圧縮機	901		9 印刷機械	376
	送風機	1,019	10 合成樹脂用射出成形機		569
		41	11 鋳型造型機		477
	破碎機	34	合 計		
	摩碎機	0			6,011
	ふるい	7	事 業 所 数		
	分級機	0			1,353

(2) 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく届出状況

表2-4-11 平成14年度届出件数（指定騒音施設関係）

設置 (52条)	使用 (53条)	数等変更 (54条)	氏名等変更 (54条)	使用全廃 (54条)	承継 (58条)	計
6	1	1	11	2	3	24

表2-4-12 平成14年度届出件数（指定騒音作業関係）

開始 (52条)	実施 (53条)	種類等変更 (54条)	氏名等変更 (54条)	作業全廃 (54条)	承継 (58条)	計
1	0	0	0	0	0	1

表2-4-13 指定騒音施設数
(平成15年3月31日現在)

指定騒音施設の種類	施設数
木材加工機械	535
合成樹脂用粉碎機	168
ペレタイザー	11
コルゲートマシン	3
シェイクアウトマシン	18
ダイカスト機	76
冷却塔	331
計	1,142
事業所数	371

表2-4-14 指定騒音作業工場数

(平成15年3月31日現在)

指定騒音作業の種類	工場数
業として金属板のつち打加工を行う作業	0
業としてハンドグラインダーを使用する作業	164
業として電気のこぎり 又は電気かんなを使用する作業	139
計	303

※ 指定騒音作業の「業として高速切断機を使用する作業」は騒音規制法の特定施設となったため、条例改正時に除外された。

(3) 特定建設作業騒音

特定建設作業は、建設作業の中でも著しく騒音を発生させる作業で、「騒音規制法」に基づき建設機械を使用する作業について届出を義務づけられており、届出の際、工期・工法・作業時間等に関する近隣説明を行うように指導をしている。

届出状況では、さく岩機を使用する作業の届出が多い。

表2-4-15 特定建設作業実施届出件数

特定建設作業の種類	H10	H11	H12	H13	H14
くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	4	9	1	1	1
びよう打機を使用する作業	0	0	0	0	0
さく岩機を使用する作業	82	95	82	87	88
空気圧縮機を使用する作業	5	3	0	2	0
コンクリートブロント又はアスファルトブロントを設けて行う作業	0	0	0	0	0
バックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーを使用する作業	12	3	12	0	0
計	103	110	95	90	89

(4) 深夜営業騒音

「埼玉県生活環境保全条例」において深夜営業騒音について規制を行っているが、近年、飲食店内のカラオケ、楽器演奏などの音響機器による騒音問題が増加の傾向にある。

なお、昭和59年10月からカラオケを設置する飲食店に対して、申請時に騒音の防止の指導を行っている。

表2-4-16 深夜営業騒音指導件数

年 度	H10	H11	H12	H13	H14
指導件数	102	96	64	48	42

(5) 近隣騒音

最近は、一般家庭におけるピアノやCDプレーヤーなどの音響機器、犬猫などのペットの鳴き声、マンションの住戸間の生活音など近隣騒音の問題も増加傾向にある。

この問題は、法的に規制指導の対象とならないが、近隣住民との日常のコミュニケーションの重要性や、日常生活における騒音防止意識の高揚に関する啓発に努めている。

4 振動の規制

工場・事業場に関しては、著しく振動を発生する施設の設置又は使用にあたり、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づいて届出及び規制基準を遵守するよう指導を行っている。

届出は、法律では、金属加工機械が4割以上を占めているが、近年において圧縮機が増加の傾向にある。

なお、平成14年度4月1日に施行された「埼玉県生活環境保全条例」により規制が強化され、資材置場（150m²以上）、駐車場（20台以上）及びトラックターミナルにおいても特定工場と同様の規制基準が適用されるようになった。

(1) 「振動規制法」に基づく届出状況

表2-4-17 平成14年度届出件数

設置 (6条)	使用 (7条)	数等変更 (8条)	氏名等変更 (10条)	使用全廃 (10条)	承継 (11条)	電気工作物等 (21条)	計
16	0	0	6	3	3	1	29

表2-4-18 特定施設数

(平成15年3月31日現在)

区分	特定施設の種類	施設数	区分	特定施設の種類	施設数
1 金属加工機械	1,575	4 織機	502		
	液圧プレス	199	5 建設用資材製造機械	3	
	機械プレス	1,104	コンクリートブロックマシン	0	
	せん断機	254	コンクリート管・柱製造機械	3	
	鍛造機	18	6 木材加工機械	1	
	ワイヤーフォーミングマシン	0	ドラムバーカー	0	
2 圧縮機	735	チッパー	1		
3 土石用破碎機等	15	7 印刷機械	288		
	破碎機	12	8 ゴム練用又は合成樹脂用ロール機	32	
	摩碎機	1	9 合成樹脂用射出成形機	353	
	ふるい	2	10 鋳型造型機	190	
	分級機	0	合 計	3,694	
			事 業 所 数	750	

(2) 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく届出状況

表2-4-19 平成14年度届出件数

設置 (52条)	使用 (53条)	数変更 (54条)	氏名等変更 (54条)	使用全廃 (54条)	承継 (58条)	計
0	0	0	1	1	0	2

表2-4-20 指定振動施設数

(平成15年3月31日現在)

指定振動施設の種類	施設数
シェイクアウトマシン	13
オシレイティングコンベア	35
計	48
事業所数	19

(3) 特定建設作業振動

法に基づき、振動を発生させる特定建設作業は届出が義務づけられており、届出の際当該申請者に対し、工期・工法・作業時間等に関する近隣説明を行うように指導をしている。
届出状況としては、ブレーカーを使用する作業の届出が多い。

表2－4－21 特定建設作業実施届出件数

特定建設作業の種類	H10	H11	H12	H13	H14
くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	6	14	10	12	5
鋼球を使用して建築物等を破壊する作業	0	0	0	0	0
舗装版破碎機を使用する作業	1	0	0	0	1
ブレーカーを使用する作業	38	45	47	43	42
計	45	59	57	55	48

第5節 悪臭

1 概況

平成14年度の苦情件数のうち悪臭に関するものは71件で苦情総数の17.9%を占めている。このなかで、「埼玉県生活環境保全条例」の悪臭指定工場による苦情は11件である。悪臭の測定及び事業者に対する改善勧告は無かった。

苦情については、苦情者からの事情聴取、発生源事業場への立入調査をし、作業の改善・施設の改善等の指導を行い解決に努めているが、小規模事業場等が多く解決に長時間を要することが多いため、完全解決に苦慮しているのが現状である。

今後臭気指数による規制が導入されれば、すべての事業所が規制対象となるため苦情対応が容易となる。個人生活起因の悪臭苦情は増加傾向にありこれは規制対象とならないため今後の課題と思われる。

2 悪臭の規制

平成13年4月1日から特例市への移行に伴い、悪臭規制地域の指定、規制基準の設定及び関係機関への協力要請等の事務が委譲された。

(1) 悪臭防止法による規制

「悪臭防止法」による規制は悪臭物質による濃度規制か臭気指数による規制の選択となり本市では悪臭物質による濃度規制を行っている、規制基準については次のとおり。

- 1号規制、敷地境界（特定悪臭物質として22物質）
- 2号規制、煙突もしくは気体排出口。（アンモニアを含む13物質ただし、メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸を除く）
- 3号規制、事業活動に伴って発生する排出水（メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルの4物質）

(2) 埼玉県生活環境保全条例による規制

「埼玉県生活環境保全条例」では、指定悪臭工場等を13業種指定し悪臭を臭気濃度により規制している。本市は全域規制区域に入る。臭気濃度は三点比較式臭袋法により算出されるもので、臭気指数=10×log(臭気濃度)の関係がある。

第6節 地盤沈下

1 概況

地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げによる地下水位の低下によって生じ、建築物の損壊などの被害をもたらしているこのため「工業用水法」、「建築物用地下水採取の規制に関する法律」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づいて規制などの対策がとられている。

2 地盤沈下の現況

本市には地盤沈下の傾向を把握するため22カ所（国：2ヶ所、県：20ヶ所）の観測点が設定されており、国及び県で調査を実施している。過去10年間の年次変動量をみると平成6年度の渴水による影響を除いて沈静化の傾向が続いている。

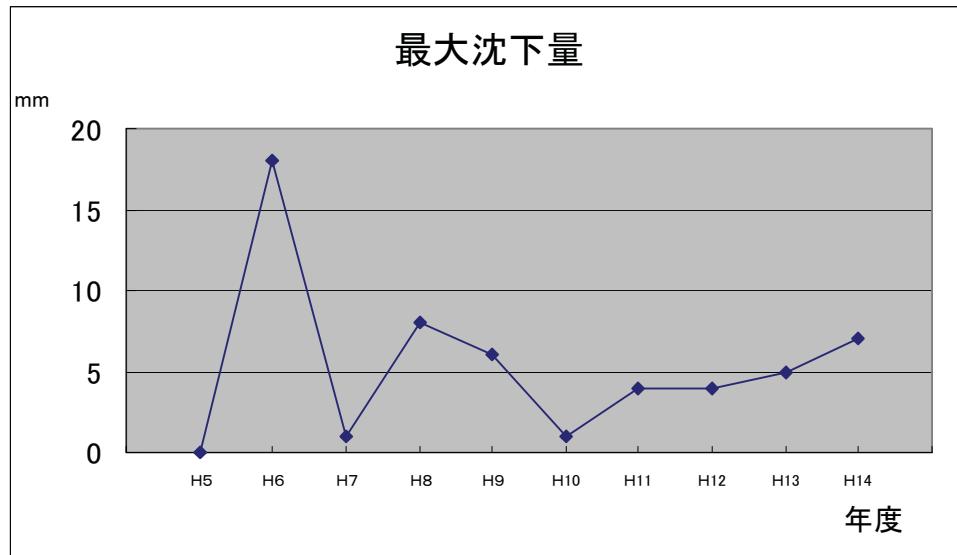
表2-6-1 地盤沈下年次別最大沈下量

(単位:mm)

年度 変動	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
最大沈下量	-	18	1	8	6	1	4	4	5	7

注) 平成5年度は観測地点で沈下は認められなかった。

図2-6-1 年間変動量の推移



第7節 ダイオキシン類

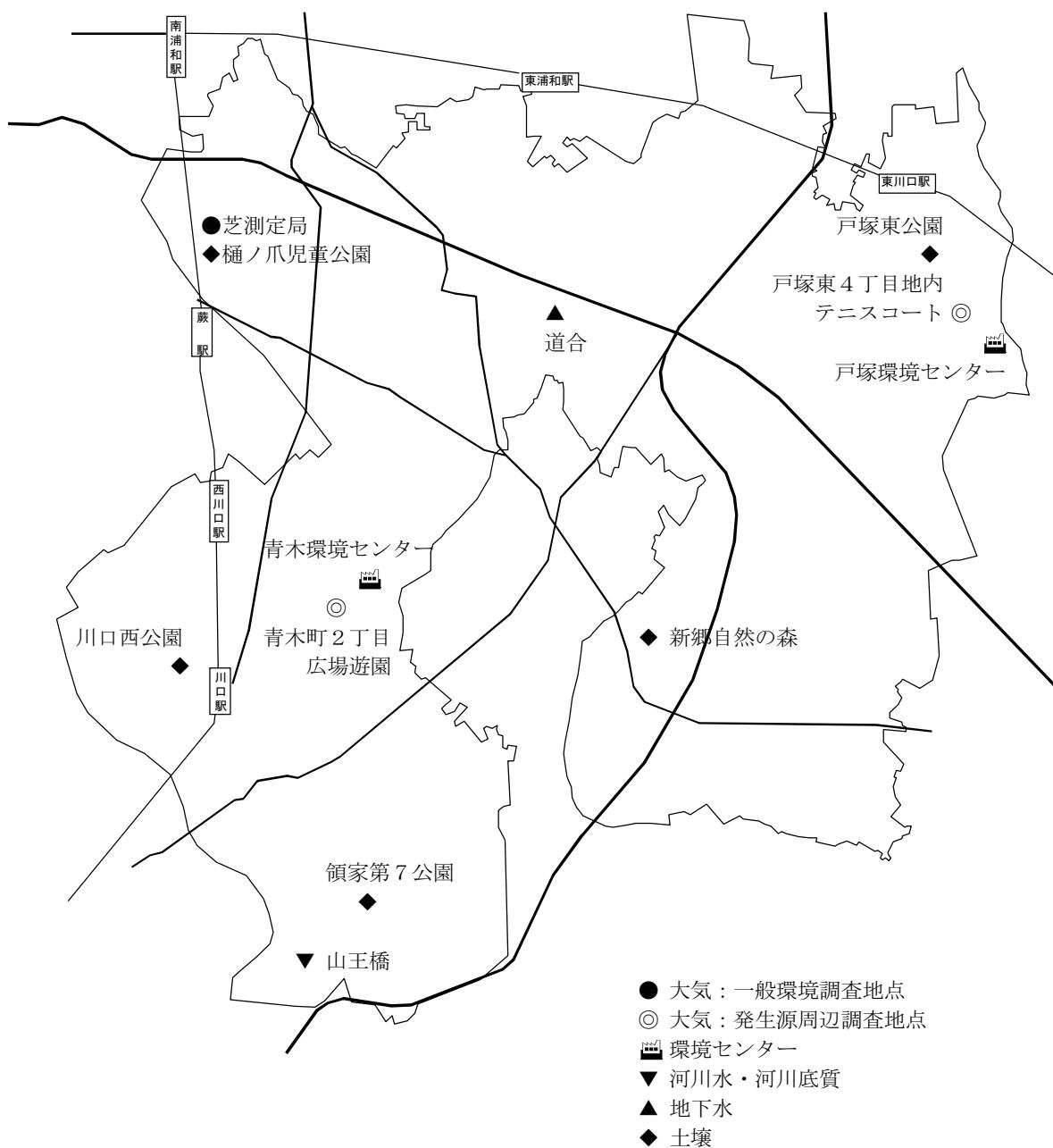
1 概況

ゴミ等の燃焼により非意図的に容易に生成し、非常に高い毒性と内分泌を搅乱する作用（環境ホルモン）が確認され社会問題となつたダイオキシン類であったが、「ダイオキシン類対策特別措置法」の施行や小型焼却炉の規制等の排出抑制施策の結果、一時期に比べ、ダイオキシン類濃度は大きく改善された。一方、河川水については、環境基準値内ではあるものの、比較的高濃度の結果となっている。これについては、大気中のダイオキシン類が殆ど「燃焼由来」であるのに對して「農薬由来」の傾向を示している。

本市では、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく測定計画により大気、河川水、河川底質、地下水、土壤の各媒体について調査を実施している。

規制については平成14年度から、彩の国中核都市として、埼玉県から「ダイオキシン類対策特別措置法」に関する権限が移譲され、排出の規制等の事務を行つてゐる。

図2-7-1 調査地点図



2 測定結果

(1) 大気

青木町2丁目広場遊園、戸塚東4丁目テニスコート、芝測定局の3地点で春夏秋冬の年4回測定を行った。

各測定地点の年平均値はいずれも環境基準を下回った。また、昨年度の年平均値（青木町2丁目広場遊園0.56 pg-TEQ/m³、戸塚東4丁目テニスコート0.75 pg-TEQ/m³、芝測定局0.43 pg-TEQ/m³）に比べると、濃度は大幅に減少している。

表2-7-1 測定結果

単位：pg-TEQ/m³

測定地点	平成14年度				平均	環境基準との比較	環境基準
	春期	夏期	秋期	冬期			
青木町2丁目広場遊園	0.27	0.30	0.56	0.22	0.34	○	0.6
戸塚東4丁目テニスコート	0.19	0.14	0.57	0.24	0.29	○	
芝測定局	0.15	0.12	0.43	0.12	0.21	○	

表2-7-2 経年変化

単位：pg-TEQ/m³

測定地点	調査区分	用途地域	H10	H11	H12	H13	H14
青木町2丁目広場遊園	発生源周辺	準工	0.56	0.33	0.30	0.56	0.34
戸塚中谷公園	発生源周辺	二中高	0.37	0.41	0.21		
戸塚東4丁目テニスコート	発生源周辺	二中高				0.75	0.29
芝測定局	一般環境	二住	0.31	0.24	0.22	0.43	0.21
横曽根測定局	一般環境	二住	0.32	0.27			

(2) 河川水

河川の調査は新芝川の山王橋で年1回の測定を行った。平成14年度の測定結果は環境基準を下回っており、昨年度の値（年平均値0.76 pg-TEQ/ℓ、埼玉県実施）とほぼ横ばいとなった。

表2-7-3 測定結果

測定地点	測定結果	環境基準との比較	環境基準
山王橋	0.74 pg-TEQ/ℓ	○	1 pg-TEQ/ℓ

(3) 河川底質

河川の底質については河川水と同じく新芝川の山王橋で年1回の測定を行った。平成14年度の測定結果は、環境基準を下回っている。

表2-7-4 測定結果

測定地点	測定結果	環境基準との比較	環境基準
山王橋	12 pg-TEQ/g	○	150 pg-TEQ/g

(4) 地下水

地下水は道合地区の1地点で調査を実施した。測定結果は環境基準（1pg-TEQ/ℓ）を下回った。

表2-7-5 測定結果

測定地点	測定結果	環境基準との比較	環境基準
道合地区	0.015 pg-TEQ/ℓ	○	1 pg-TEQ/ℓ

(5) 土壤

土壤は戸塚東公園、樋ノ爪児童遊園、新郷自然の森、川口西公園、領家第7公園の5地点で調査を実施した。測定結果は環境基準を大幅に下回っている。

表2-7-6 測定結果

測定地点	測定結果	環境基準との比較	環境基準
戸塚東公園	9.5 pg-TEQ/g	○	1,000 pg-TEQ/g
樋ノ爪児童遊園	6.6 pg-TEQ/g	○	
新郷自然の森	6.2 pg-TEQ/g	○	
川口西公園	0.50 pg-TEQ/g	○	
領家第7公園	15 pg-TEQ/g	○	

※毒性等量（合計）の算出について

大気・河川・底質・地下水 … 定量下限値以上及び定量下限値未満・検出下限値以上の値はそのまま用い、検出下限値未満の値は検出下限値の1/2の値を用いて各異性体の毒性等量を算出した。
土壤 … 定量下限値未満の値は0として各異性体の毒性等量を算出した。

3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況等

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ダイオキシン類を発生する施設を特定施設として定め、設置者等は届出をすることとなっている。

平成14年度末の特定施設設置状況は、大気基準適用施設が、16施設（13事業場）、水質基準対象施設が、15施設（7事業場）である。

表2-7-7 平成14年度特定施設届出数 (平成15年3月31日現在)

区分	設置	使用	構造等変更	使用廃止	計
大気基準適用施設	2	2	2	24	30
水質基準対象施設	0	0	0	3	3

表2-7-8 大気基準適用施設数 (平成15年3月31日現在)

区分	施設数	
製鋼用電気炉	1	
廃棄物焼却炉	4t/h以上	5
	2t/h以上～4t/h未満	1
	200kg/h以上～2t/h未満	1
	100kg/h以上～200kg/h未満	4
	50kg/h以上～100kg/h未満	4
	50kg/h未満(0.5m ³ 以上)	0
	小計	15
合計	16	
事業場数	13	

表2-7-9 特定施設数（水質基準適用施設）

(平成15年3月31日現在)

区分		事業場数	
		全事業場	基準適用
廃棄物焼却炉に 係る廃ガス洗浄 装置、湿式集じん 施設及び灰の貯留 施設であつて、汚水又は廃 液を排出するも の。 () 内は灰の 貯留施設	4 t/h 以上	2	1
	2 t/h 以上～4 t/h 未満	1	1
	200 kg/h 以上～2 t/h 未満	1	1
	100 kg/h 以上～200 kg/h 未満	2	2
	50 kg/h 以上～100 kg/h 未満	0	0
	50 kg/h 未満 (0.5 m ² 以上)	0	0
	小計	6	5
カーバイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン 洗浄施設		1	0
合 計		7	5

4 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく設置者による測定の結果

表2-7-10 対象試料及び対象施設

対象試料	対象施設	
排出ガス	大気基準適用施設	製鋼用電気炉
		廃棄物焼却炉
排出水	水質基準対象施設	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、 灰の貯留施設
		カーバイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン 洗浄施設
ばいじん・燃え殻		大気基準適用施設のうち廃棄物焼却炉

※ 設置されている特定施設のみを記載

(1) 測定結果の概要

ア 排出ガス

公表の対象とした測定期間の末日に、使用・稼動している施設は、20施設であり、報告のあった施設は8施設である。

また、期間中、使用していた施設で、すでに廃止された6施設からも報告があった。測定の範囲は0.00016～36ng-TEQ/m³Nであった。

報告のあった施設はすべて排出基準に適合しており、測定結果を報告していない施設は、12施設であった。

イ 排出水

公表の対象とした測定期間の末日に、使用・稼働している6事業場のうち3事業場の排出水について測定結果が報告され、その範囲は0.0022～0.56pg-TEQ/ℓであった。
排出基準を超えていた施設はなかった。

ウ ばいじん・燃え殻

公表の対象とした測定期間の末日に、使用・稼働している施設は、19施設であり、報告のあった施設は7施設である。

また期間中、使用していた施設で、すでに廃止された6施設からも報告があった。測定結果の範囲は0.0～14ng-TEQ/gであった。測定結果を報告していない施設は、12施設であった。

ばいじん・燃え殻の処理基準が適用される新設の廃棄物焼却炉は5施設あり、そのうち3施設について測定結果が報告され、3施設とも処理基準に適合していた。

なお、既設の廃棄物焼却炉のうち、平成14年12月1日から適用されるばいじん・燃え殻の処理基準を超えていたのは、4施設（4施設ともばいじん）であったが、すべて廃止されている。

第8節 公害苦情

1 概 况

平成14年度における公害苦情の受理件数は397件で、「埼玉県生活環境保全条例」による野焼きや焼却炉の規制等により市民の意識が高まり、焼却による煙や臭いの苦情が増加しているが、総苦情件数は前年度に比べ微増であった。苦情の種類別に見ると大気汚染に係るものが、203件(51.1%)と最も多く、次いで騒音に係るものが88件(22.2%)、悪臭に係るものが71件(17.9%)となっており、この3種類で全体の91.2%を占めている。

地域別で見ると、住居地域の苦情が最も多く、次いで準工業地域となっている。また、苦情の発生源別に見ると、製造業、建設業、家庭生活からの苦情が多くなっている。

これらの苦情に対して発生源が公害関係法令の対象となっている場合は法令の遵守を指導するが、法令の適用がない場合、または、規制基準に至らない場合が多く、発生源と地域住民の話し合いによる理解と協力を得ながら迅速・的確に解決するよう努めている。

表2-8-1 苦情件数の経年推移

種類 年度	大気汚染			水質 汚濁	騒音			振動	悪臭	地盤 沈下	土壤 汚染	その他	合計
	ばい煙	粉じん	小計		騒音	カラオケ	小計						
H10	172	2	174	10	51	7	58	7	77	0	1	0	327
H11	112	6	118	21	76	8	84	7	95	0	1	0	326
H12	116	23	139	16	82	9	91	12	125	0	1	0	384
H13	133	11	144	33	71	11	82	10	108	0	1	0	378
H14	195	8	203	14	81	7	88	20	71	0	1	0	397

図2-8-1 種類別苦情件数の推移

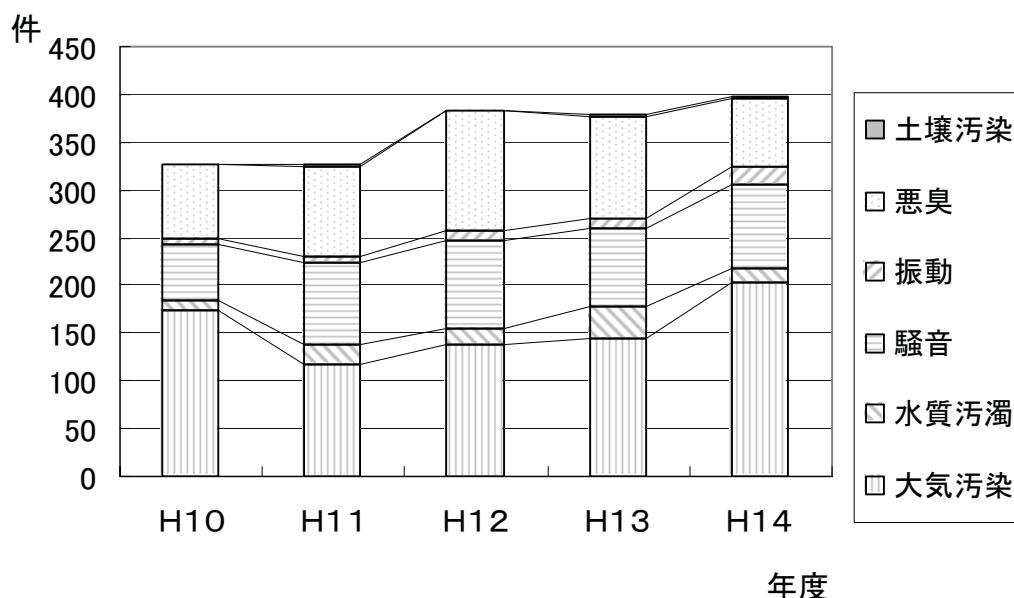


表2-8-2 平成14年度用途地域別公害苦情件数

種類 地域	大気汚染			水質汚濁	騒音			振動	悪臭	地盤沈下	土壤汚染	その他	合計
	ばい煙	粉じん	小計		騒音	カラオケ	小計						
住居地域	93	5	98	6	39	2	41	9	29	0	0	0	183
近隣商業地域	3	0	3	0	2	0	2	0	3	0	0	0	8
商業地域	1	1	2	0	2	3	5	0	1	0	0	0	8
準工業地域	54	1	55	2	26	2	28	11	24	0	1	0	121
工業地域	28	0	28	6	11	0	11	0	14	0	0	0	59
市街化調整区域	16	1	17	0	1	0	1	0	0	0	0	0	18
合計	195	8	203	14	81	7	88	20	71	0	1	0	397

図2-8-2 平成14年度用途地域別公害苦情割合

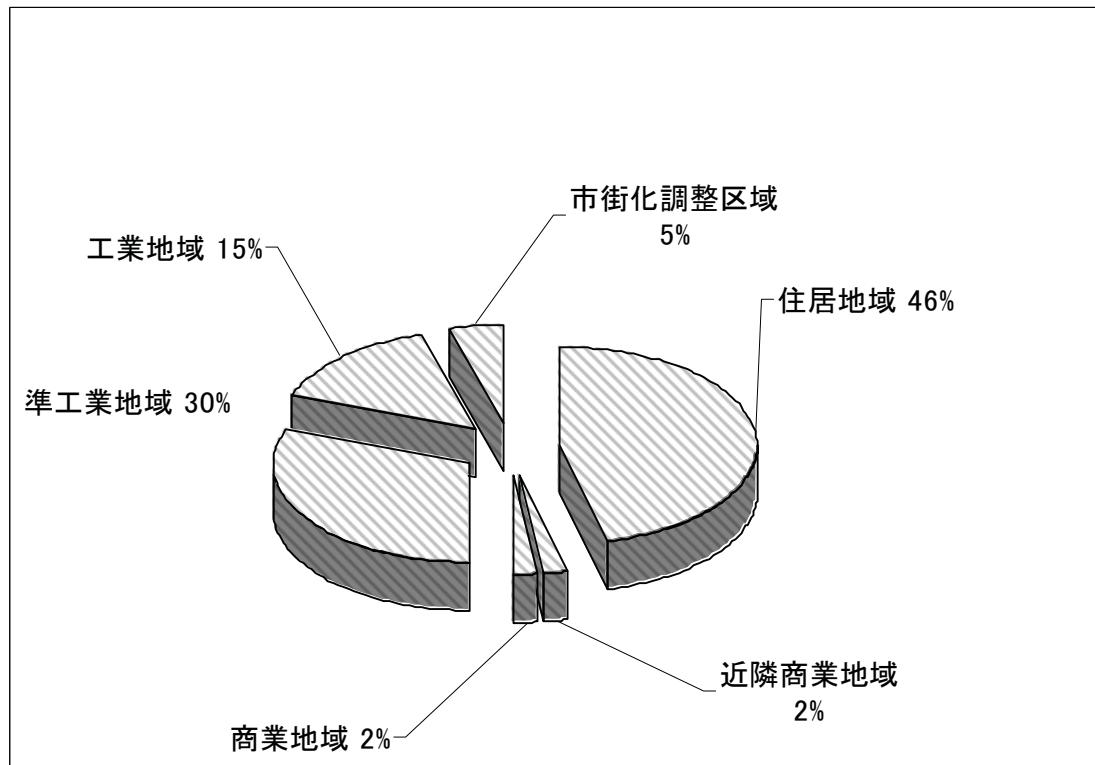
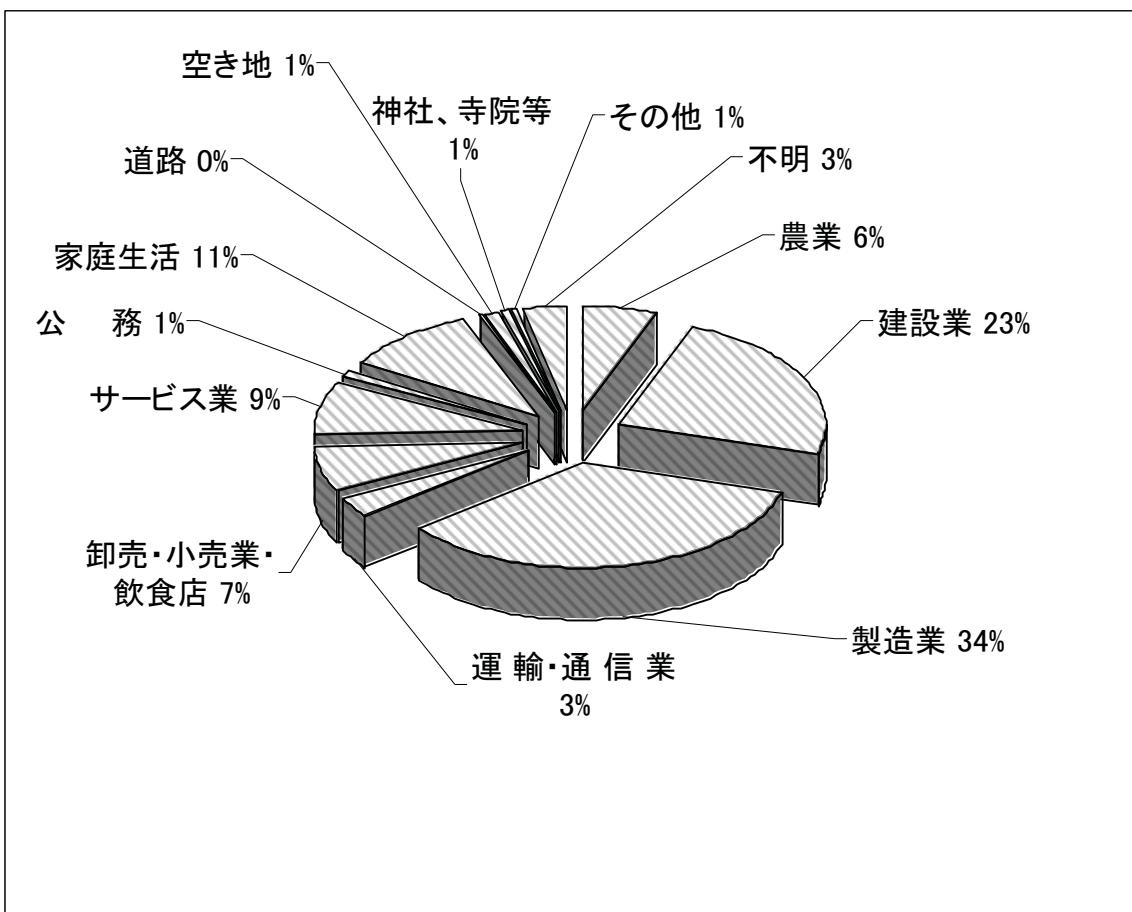


表2-8-3 平成14年度業種別公害苦情件数

業種	大気汚染			水質汚濁	騒音			振動	悪臭	地盤沈下	土壤汚染	その他	合計
	ばい煙	粉じん	小計		騒音	カラオケ	小計						
農業	20		20						3				23
建設業	45	6	51		22		22	17	4				94
製造業	71		71	4	29		29	2	32		1		139
運輸・通信業	6		6		6		6						12
卸売・小売業・飲食店	5	1	6	2	8	7	15		4				27
サービス業	15		15	2	11		11		6				34
公務					2		2	1					3
家庭生活	27	1	28						14				42
道路						1		1					1
空き地	3		3							1			4
神社、寺院等	3		3										3
その他					2		2						2
不明				6					7				13
合計	195	8	203	14	81	7	88	20	71		1		397

図2-8-3 平成14年度業種別公害苦情割合



第3章

環境保全対策

第1節 あき地の環境保全

本市では、昭和43年に「川口市あき地の環境保全に関する条例」を定め、あき地の所有者または管理者に対し、あき地を良好に管理するよう指導を行い生活環境の保全に努めている。

1 雑草除去の指導

あき地に繁茂した雑草は、害虫の発生源となるばかりでなく、防犯上の問題や交通の障害などのほか、枯草となったときには火災の危険性もあり、近隣住民の生活環境を阻害している。

本市においては「川口市あき地の環境保全に関する条例」に基づき、あき地の所有者または管理者に対し雑草の刈り取りの指導を行っている。

また、所有者などのあき地に対する管理及び市民の身近な生活環境の保全に対する意識の向上を図るため、広報紙などによるPRも併せて行っている。

さらに、雑草の刈り取りについては、所有者自身で処理できない場合、市に委託する制度を設けて実費で雑草の刈り取りを行い、所有者に対する便宜も図っている。

表3-1-1 雜草除去の指導状況

年度	事前指導		苦情受付		委託処理	
	件数	面積 (m ²)	件数	面積 (m ²)	件数	面積 (m ²)
11	100	24,750	114	77,984	122	28,639
12	264	86,610	75	38,091	129	37,249
13	110	33,045	85	38,075	112	32,731
14	99	26,450	74	48,071	110	29,847

2 残土置場の指導

本市では、著しい都市化現象とあわせ、東京都に隣接するという立地条件から、あき地が残土置場として利用されるケースが多い。

このような残土置場は、ダンプカー、ブルドーザー等の稼働による騒音、振動、粉じん等が近隣住民の生活環境を阻害する一因となっている事から本市では独自の基準を設け、これらの問題の解決を図っている。また、「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」により、土砂を用いて土地を埋め立てたり盛土を行うことやストックヤード等に土砂をたい積させることも規制基準が設けられている。

さらに、「埼玉県生活環境保全条例」で、残土置場を含めた建設用資材置場における作業騒音について規制基準が設けられており、この基準に基づいて指導を実施している。

(1) 事業者に対する指導基準

- ア 夜間の静穏を保持するため、午後7時から翌日の午前8時までの間は作業しない事。また、日曜日及び祝日なども作業しない事。
- イ 残土等が近隣の住宅に飛散したり、崩れたりしないように、トタン屏等で外柵をし、出入口には門を設けること。
- ウ 残土等の高さは、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の土砂のたい積の標準断面2m以内とする。
- エ 残土等が著しく乾燥している時は、散水する事。
- オ 車両の出入りによって、周辺の道路を汚した場合は清掃する事。
- カ 管理責任を明らかにする、残土等の置場には、使用者の住所、氏名、電話番号等を記載した立札（大きさは、概ね50cm×50cm）を掲示する事。

第2節 水環境保全事業

1 合併処理浄化槽設置整備事業

(1) 補助制度の概要

公共用水域の水質汚濁を防止し、快適な生活環境を保全する必要から、以前より公共下水道の普及促進が進められているが、整備の予定がない地域における生活排水対策の一つとして、生活雑排水をし尿と併せて効率的に処理できる合併処理浄化槽の設置整備事業を実施している。

ア 補助対象となる浄化槽

- ・処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽
- ・浄化槽法第4条第1項の構造基準に適合し、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率90%以上、かつ放流水のBODが20mg/l以下の機能を有すること。
- ・「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合するもの。

イ 補助金の交付を受けることのできる者

次の建築物に合併処理浄化槽を設置しようとする者

- ・住宅(主に居住の用に供する建築物又は延べ面積の1/2以上を居住の用に供する建築物)ただし、販売の目的等の場合は、除く。

ウ 補助対象地域

- ・下水道法（昭和33年法律79号）第4条第1項の認可区域以外の地域。現在、安行・神根・新郷・戸塚の各一部の地域が該当。

表3-2-1 補助限度額及び平成14年度補助件数(人槽別)

内 訳 人 槽	補助限度額(千円)	件 数
5人槽	354	31
6～7人槽	411	16
8～10人槽	519	1
計	—	48

2 河川浄化活動

(1) 概要

河川汚濁の主な原因と考えられている生活雑排水の抜本対策となる公共下水道の整備状況は、平成15年3月末現在、面積比56.4%、人口比77.2%となっている。

市内戸塚地区を流れる綾瀬川は、国土交通省直轄の一級河川の中で昭和55年以来15年間連続ワースト1を続けていた。平成7年以降は河川の汚濁状況がかなり改善され、ワースト1を脱却する年もでてきたが、他の河川も改善されているためワースト1となる年もある。

表3-2-2 国土交通省発表のBOD値による河川の水質状況(ワースト3)

順位	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
1	大和川	綾瀬川	大和川	綾瀬川	鶴見川
2	鶴見川	大和川	綾瀬川	大和川	大和川
3	綾瀬川	鶴見川	鶴見川	鶴見川	綾瀬川

※大和川は奈良・大阪、鶴見川は神奈川の河川である

(2) 綾瀬川清流ルネッサンスⅡ地域協議会

平成5年7月に綾瀬川は、建設省の「水環境改善緊急行動計画」（清流ルネッサンス21）の第一次計画対象河川に選定された。これに伴い、昭和61年から浄化活動を続けていた「綾瀬川一級河川水質ワースト1脱却を目指して」の河川懇談会は、発展的に解散し、綾瀬川流域13市町区と国土交通省江戸川工事事務所、埼玉県、東京都で組織する、「綾瀬川清流ルネッサンス21地域協議会」と新たな組織に生まれ変わり、その後「綾瀬川清流ルネッサンスⅡ地域協議会」と名称を変更し事業を展開している。

ア 綾瀬川みんなで水質調査

流域自治体13市町区で一斉に実施する事業で、本市では地元小学生を対象に、学校の協力を得て調査を実施した。綾瀬川及び伝右川の水を簡易測定法により調査し、水質の現状と河川浄化の大切さを理解してもらった。

表3-2-3 実施状況

実施日	参加者	参加人数
平成14年7月26日	戸塚綾瀬小学校児童	20人

イ 綾瀬川クリーン大作戦

流域自治体13市町区で一斉に実施する事業で、本市では地元小中学生が参加して川口東ライオンズクラブの協力の下、河川敷の清掃活動等を実施した。

表3-2-4 実施状況

実施日	参加者	参加人数
平成14年10月27日	戸塚中学校生徒 戸塚北小学校児童	69人

(3) 綾瀬川浄化対策協議会

綾瀬川浄化対策協議会は越谷市、草加市、八潮市、足立区、葛飾区、川口市で組織し、綾瀬川の水質、水生生物調査や視察研修を行っている。また協議会を構成する2区4市の区・市長が、綾瀬川浄化対策の促進にかかる要請等を行った。

表3-2-5 要請実施状況

要請日	要請先
平成14年7月22日	国土交通省関東地方建設局長・埼玉県知事
平成14年7月29日	環境大臣・東京都知事

(4) 戸塚地区河川浄化懇談会

戸塚地区13町会、川口東ライオンズクラブの住民団体と市で組織している「戸塚地区河川浄化懇談会」では、住民と行政が協力して地域の河川をきれいにするために懇談会を開催した。

表3-2-6 開催状況

開催日	内容	出席者数
平成14年9月27日	「伝右川汚濁調査」の中間報告 他	21人
平成15年3月18日	「伝右川汚濁調査」報告及び荒川の導水計画について 他	24人

第3節 助成等の制度

1 公害防止資金融資及び利子助成

公害問題の解決にあたっては事業者に対し法的規制の徹底や行政指導を行っているが、公害防止対策には利潤を生まない多額の投資を要する場合が多く、改善対策の意思を持ちながら資金面で用意に着手できないのが現状である。

本市では、鋳物工場を中心中小零細企業が多く、特に経済面での援助は公害防止対策の促進上欠かせないものである。

このようなことから、昭和45年に公害防止のための融資制度を設けるとともに、事業者の負担軽減のため融資利用者に対し利子の一部助成を行い、事業者の積極的な公害防止を進めている。

平成15年3月末までの融資件数は314件、14億3,110万円で、平成14年度における融資はなかった。

◎ 公害防止資金融資制度の概要

融資限度額	1千万円
返済期間	1年据置を含み7年以内
貸付利率	年利3.3% 平成15年3月31日
利子助成	約定利子の1/2額

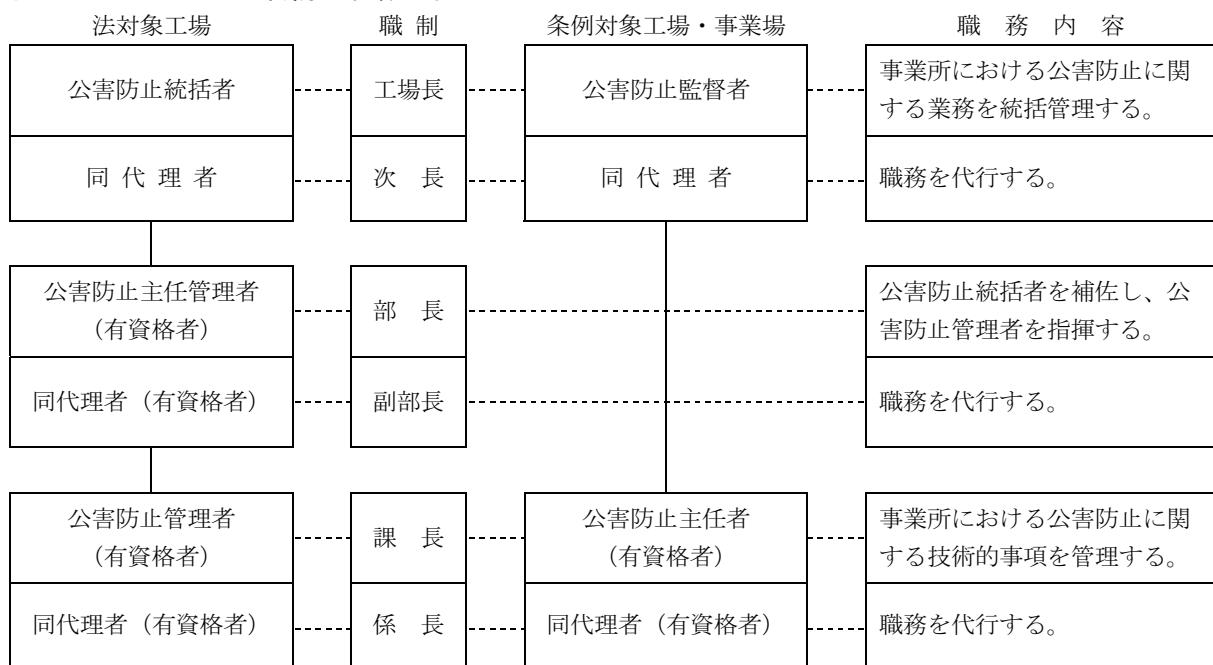
第4節 公害防止組織の整備

1 公害防止組織の届出

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」は、工場における産業公害の発生を防止するため、昭和46年6月に制定された。これにより、製造業等の一定規模以上の施設を設置している特定工場の事業者は、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者を選任し、市に届出が必要となっている。

また、「埼玉県生活環境保全条例」による指定工場または事業場は、公害防止監督者、公害防止主任者を選任し、市に届出が必要となっている。

図 3-4-1 公害防止組織の例



資 料 編

I 環境基準及び規制基準等

1 大気関係

(1) 大気汚染に係る環境基準

■ 環境基準

物質	二酸化硫黄 (S O ₂)	一酸化炭素 (C O)	浮遊粒子状物質 (S P M)	光 化 学 オキシダント (O _X)	二酸化窒素 (N O ₂)
環境上の条件	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。	1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
告示年月日	昭和 48 年 5 月 16 日		昭和 48 年 5 月 8 日		昭和 53 年 7 月 11 日

(備考)

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所について、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μ m 以下のものをいう。
- 3 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.004 ppm から 0.006 ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きはこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

■ 環境基準による大気の汚染の評価

評価方法	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子 状物質	光化学 オキシダント	二酸化窒素
短期的評価	○	○	○	○	
長期的評価	○	○	○		
98%値評価					○

短期的評価 (注1)	<p>二酸化硫黄等の大気汚染の状態を環境基準にてらして短期的に評価する場合は、連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日または時間についてその評価を行う。</p> <p>この場合は、地域の汚染の実情、濃度レベルの時間的変動等にてらし、異常と思われる測定値が得られた際においては、測定機の維持管理状況、気象条件、発生源の状況等について慎重に検討を加え、当該測定値が測定機に起因する場合等地域大気汚染の状況を正しく反映していないと認められる場合には、当該評価対象としない。</p> <p>なお、1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測（上記の評価対象としない測定値を含む。）が1日（24時間）のうち4時間をこえる場合には、評価対象としない。</p>
長期的評価 (注2)	<p>本環境基準の評価は、該当地域の大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するうえからは、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行なうことが必要である。しかしながら、現在の測定体制においては測定精度に限界があること、測定時間、日における特殊事情が直接反映されること等から、次の方法により中期的評価を実施する。</p> <p>1日平均値である測定値〔(1)の評価対象としない測定値を除く。〕につき、測定値の高い方から2%の範囲にあるもの（365日の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外して評価を行なう。ただし、1日平均値につき環境基準をこえる日が2日以上連続した場合には、このような扱いはしない。</p>
98パーセン ト値評価 (注3)	<p>二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の98%値」という。）が0.006 ppm以下の場合は環境基準が達成され、0.006 ppmを超える場合は達成されないものと評価する。</p> <p>なお、1時間値が欠測が4時間を越える測定日の1日平均値は用いない。また、年間における測定時間が6000時間に満たない測定局については、評価の対象としない。</p>

(注1) (注2) 昭和48年6月12日環大企143号より抜粋

(注3) 昭和53年7月17日環大企262号より抜粋

(2) 炭化水素に係る指針

■ 光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

項目	非メタン炭化水素
指針	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。

(3) 大気汚染常時監視測定法の概要

測定項目	測定法	測定原理
二酸化硫黄	溶液導電率法	大気を硫酸・過酸化水素水を含んだ溶液と反応させ二酸化硫黄を吸収し、これに電気を通して電流の変化によって測定する。
	紫外線蛍光法	大気に紫外線を照射すると、二酸化硫黄が蛍光発する。この蛍光の強度で二酸化硫黄を測定する。
浮遊粒子状物質	ベータ線吸収法	大気中の浮遊粒子状物質をろ紙上に捕集したうえで、ベータ線を照射してその透過度の変化によって測定する。
光化学オキシダント	吸光光度法	中性ヨウ化カリウム溶液にオキシダントを通すとヨウ素が遊離し、黄色を呈する。その色の変化でオキシダントを測定する。
	紫外線吸収法	大気に紫外線を照射するとオゾンによって吸収される。その紫外線の量によって測定する。(オゾン濃度として)
窒素酸化物	吸光光度法	ザルツマン試薬は、二酸化窒素と反応して赤褐色に発色する。その色の変化によって二酸化窒素を測定する。(吸光光度法) 一酸化窒素は、酸化して同様に測定する。
	化学発光法	一酸化窒素にオゾンを加えると酸化して発光する。その光の強度で一酸化窒素を測定する。二酸化窒素は還元して一酸化窒素とし総量の窒素酸化物を動搖に測定し、一酸化窒素との差によって二酸化窒素を測定する。
炭化水素	水素炎イオン化検出器を用いたガスクロ法	水素炎に炭化水素が混入するとイオン化されて電流が発生する。その変化によって炭素の量を測定する。ガスクロによってメタンと非メタン炭化水素を分離し測定している。
一酸化炭素	非分散型赤外分析計を用いる方法	大気に赤外線を照射すると一酸化炭素によって吸収される。その吸収量によって一酸化炭素を測定している。
降下ばいじん	デポジットケージ法	屋外に捕集ビンを置き、自重や降雨に含まれて降下するばいじんを測定する。

(4) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

■ 環境基準

物 質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
測 定 方 法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法			
告示年月日	平成9年 2月 4日		平成13年 4月20日	

(備考)

第1 環境基準

- 1 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

第2 達成期間

ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

(5) 有害大気汚染物質の排出基準

■ 埼玉県生活環境保全条例に基づく敷地境界での許容限度

(単位 mg/m³)

項	有害大気汚染物質の種類	許容限度
1	アクリロニトリル	0.15
2	エチレンオキシド	0.061
3	六価クロム化合物	クロム及びその化合物をクロムとして 0.0017
4	クロロエチレン (別名塩化ビニル)	0.22
5	クロロホルム	1.7
6	1・2-ジクロロエタン	1.4
7	ジクロロメタン	5.8
8	水銀及びその化合物	水銀として 0.00085
9	テトラクロロエチレン	5.8
10	トリクロロエチレン	4.6
11	ニッケル化合物	ニッケル及びその化合物をニッケルとして 0.034
12	砒素及びその無機化合物	砒素及びその化合物を砒素として 0.00011
13	1・3-ブタジエン	0.15
14	ベリリウム及びその化合物	ベリリウム及びその化合物をベリリウムとして 0.000068
15	ベンゼン	0.11
16	ホルムアルデヒド	0.021
17	マンガン及びその化合物	マンガン及びその化合物をマンガンとして 0.011

※ 有害大気汚染物質を1年度で500Kg以上取り扱う工場または事業場に適用

2 水質関係

(1) 水質汚濁に係る環境基準

■ 人の健康の保護に関する環境基準

昭和46年12月28日環境庁告示59号

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
ヒ素	0.01mg/ℓ以下	1, 3-ジクロロプロパン(D-D)	0.002mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン(CAT)	0.003mg/ℓ以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	ふつ素	0.8mg/ℓ以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
対象水域	： 全公共用水域		
達成期間	： 直ちに達成し、維持するように努める。		

※ 備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。
3. 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。

■ 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

昭和46年12月28日環境庁告示59号

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50 MPN/100mℓ 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000 MPN/100mℓ 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000 MPN/100mℓ 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ以上	—

※ 備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする。

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの
水道2級：沈でんろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈でん等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

※ 川口市内の主な河川における水域の水質測定結果の評価方法及び類型指定について

○ 水質測定結果の評価方法 (BODの75%水質値)

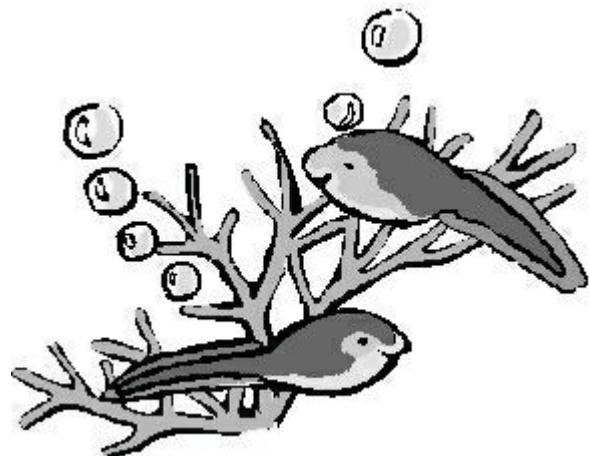
生活環境の保全に関する環境基準に係る有機汚濁の主な指標であるBODの75%水質値は、年間の日間平均値の全データを水質の良いものから順に並べて $0.75 \times n$ 番目（nは、日間平均値のデータ数）の値をもって75%水質値とし、環境基準点においてこの値が環境基準値を満足している地点を「環境基準に適合している」と評価している。

■ 水域の類型指定

類 型	河 川 名
C	荒 川 ・ 綾瀬川
E	芝 川 ・ 新芝川

■ 地下水の水質汚濁に係る環境基準

- ・ 水質汚濁に係る環境基準（平成46年12月環境庁告示第59号）の人の健康の保護に関する環境基準と同じ。



(2) 排水基準

■ すべての工場、事業場及び指定土木建設作業に適用

(単位 : mg/ℓ)

項目	許容限度	項目	許容限度	項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1	P C B	0.003	1, 1, 1-トリクロロエタン	3
シアン化合物	1	トリクロロエチレン	0.3	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06
有機リン化合物	1	テトラクロロエチレン	0.1	1, 3-ジクロロプロパン	0.02
鉛及びその化合物	0.1	ジクロロメタン	0.2	チウラム	0.06
六価クロム化合物	0.5	四塩化炭素	0.02	シマジン	0.03
砒素及びその化合物	0.1	1, 2-ジクロロエタン	0.04	チオベンカルブ	0.2
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	1, 1-ジクロロエチレン	0.2	ベンゼン	0.1
アルキル水銀化合物	検出されないこと	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4	セレン及びその化合物	0.1
ほう素及びその化合物	10	ふつ素及びその化合物	8	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 (※1)

(※1) 1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたものと、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

■ 日平均排水量が 10 m³ 以上の特定事業場及び指定排水工場に適用

(単位 : mg/ℓ)

区分	項目	生物化学的酸素要求量 (B O D)		浮遊物質量 (S S)		フェノール類含有量	
豚房 (総面積 50 m ² 以上) 牛房 (総面積 200 m ² 以上) 馬房 (総面積 500 m ² 以上)	80(60)		150(120)				
と畜業・死亡獣畜取扱業							
指定地域特定施設 (201～500 人槽の浄化槽)	既存 ^{*1} 60		既存 ^{*1} 80(70)		新規 ^{*2} 25(20)		
し尿処理施設	501～2, 000 人槽の 浄化槽	既存 ^{*1} 60		既存 ^{*1} 80(70)		5	
	2, 000 人槽以上の浄化槽 ・し尿処理場	既存 ^{*1} 30		既存 ^{*1} 70(60)			
下水道終末処理施設	25(20)		60(50)				
上記以外の特定施設指定排水施設					1		

注 : カッコ外は最大値、カッコ内は日間平均値

* 1 : 既存とは平成4年4月1日前に設置された施設及び設置の工事をしている施設

* 2 : 新規とは平成4年4月1日以後に設置される施設

(単位: mg/ℓ pH、大腸菌群数を除く)

水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6	溶解性マンガン含有量	10
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5	クロム含有量	2
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30	大腸菌群数 (1 cm ³ につき個)	日間平均 3000
銅含有量	3	窒素含有量	120 日間平均 60
亜鉛含有量	5	りん含有量	16 日間平均 8
溶解性鉄含有量	10		

■ 日平均排水量が10m³未満の下記の特定事業場と指定排水工場、及び日平均排水量が10m³以上の指定外工場等に適用

(単位: mg/ℓ pH を除く)

水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD)	150 (日間平均 120)
浮遊物質量 (SS)	180 (日間平均 150)

◎水質汚濁防止法施行令別表第1中の次のもの

- 第11号 動物系飼料又は有機質肥料製造業
- 第66号の3 共同調理場 (総床面積 500 m²以上)
- 第66号の4 弁当仕出屋又は弁当製造業 (総床面積 360 m²以上)
- 第66号の5から第66号の7 飲食店関係
- 第68号の2 病床数 300 以上の病院に設置されるちゅう房施設、洗浄施設及び入浴施設
- 第70号の2 自動車分解整備事業の洗車施設 (屋内作業面積 800 m²以上)
- 第72号 501人槽以上のし尿浄化槽等
- ◎指定地域特定施設 201~500人槽のし尿浄化槽
- ◎上記の施設を設置する工場又は事業場から排出される水 (公共用水域に排出されるものを除く) の処理施設を設置する工場又は事業場

■ 指定土木建設作業に適用

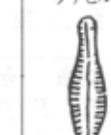
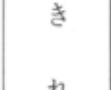
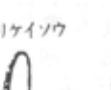
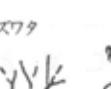
(単位: mg/ℓ pH を除く)

水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6
浮遊物質量 (SS)	180 (日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5

有害物質は建設工事等で使用されることはないと思われるが、前頁に示す通り排水基準が定められている。指定土木建設作業とは、次のものをいう。

- ・杭工事
- ・地盤改良工事
- ・根切り工事
- ・シールド工事
- ・アンカーワーク

■ 生物と水質との関係

類型	BOD (mg/ℓ)	魚類	水生小動物	藻類・その他	一般的表現
AA	1 以下	イワナ 	カワゲラ  サワガニ  ヒラタカゲロウ 	クチビルケイソウ  ピロウランソウ 	大 変 き れ い
A	2 以下	ヤマメ 			
B	3 以下	アユ 	カワニナ  トビケラ 	ウキンオグサ  ハリケイソウ  ナガケイソウ 	き れ い
C	5 以下	フナ 	コカゲロウ 		
D	8 以下	コイ 	サカマキガイ  ミズムシ 	ハリケイソウ  クサビケイソウ 	やや汚 れ て いる
E	10 以下	ドジョウ 			
			イトミミズ  ユスリカ 	ミズワタ  ズークレア 	汚 れ て いる

3 土壌汚染関係

平成 3年環境庁告示第46号

■ 土壌の汚染に係る環境基準

最終改正 平成13年環境省告示第16号

項目	基準値
カドミウム	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下*であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機リン	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下*であること
六価クロム	検液 1ℓ につき 0.05mg 以下*であること
砒素	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下*であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 1.5mg 未満であること
総水銀	検液 1ℓ につき 0.0005mg 以下*であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.004mg 以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.04mg 以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 1mg 以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.03mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること
1,3-ジクロロプロパン	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること
チウラム	検液 1ℓ につき 0.006mg 以下であること
シマジン	検液 1ℓ につき 0.003mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること
ベンゼン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること
セレン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下*であること
ふつ素	検液 1ℓ につき 0.8mg 以下*であること
ほう素	検液 1ℓ につき 1mg 以下*であること

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては、定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、定める方法により測定した場合において、その結果が定められた方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- *印はカドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1ℓ につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び、1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1ℓ につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

■ 土壌汚染対策法に基づく規制基準

	項 目	指 定 基 準	
		<地下水等の摂取によるリスク> 土壌溶出量基準	<直接摂取によるリスク> 土壌含有量基準
揮 發 性 有 機 化 合 物 (※ 1)	四塩化炭素	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること	
	1, 2-ジクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.004mg 以下であること	
	1, 1-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること	
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.04mg 以下であること	
	1, 3-ジクロロプロペン	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること	
	ジクロロメタン	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること	
	テトラクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること	
	1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 1mg 以下であること	
	1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.006mg 以下であること	
	トリクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.03mg 以下であること	
重 金 屬 等 (※ 2)	ベンゼン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること	
	カドミウム及びその化合物	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること	
	六価クロム化合物	検液 1ℓ につき 0.05mg 以下であること	
	シアノ化合物	検液中に検出されないこと	
	水銀及びその化合物	検液 1ℓ につき 0.0005mg 以下であること	
	アルキル水銀	検液中に検出されないこと	
	セレン及びその化合物	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること	
	鉛及びその化合物	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下	
	砒素及びその化合物	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること	
	ふつ素及びその化合物	検液 1ℓ につき 0.8mg 以下であること	
農 薬 等 (※ 3)	ほう素及びその化合物	検液 1ℓ につき 1mg 以下であること	
	シマジン	検液 1ℓ につき 0.003mg 以下であること	
	チウラム	検液 1ℓ につき 0.006mg 以下であること	
	チオベンカルブ	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること	
	P C B	検液中に検出されないこと	
	有機りん化合物	検液中に検出されないこと	

※1・・・第1種特定有害物質

※2・・・第2種特定有害物質

※3・・・第3種特定有害物質

■ 埼玉県生活環境保全条例に基づく規制基準

- ・ 土壌汚染対策法に基づく規制基準の土壌溶出量基準に同じ

4 騒音関係

(1) 環境基準等

■ 一般地域の環境基準

地域の区分		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A 地域	第1種低層住居専用地域	55dB以下	45dB以下
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
B 地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		
C 地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60dB以下	50dB以下

※ 工業専用地域については適用されない。

■ 道路に面する地域の環境基準

地 域 の 区 分	昼 間 (6時～22時)	夜 間 (22時～6時)
A 地域のうち2車線以上の車線を有する地域	60dB以下	55dB以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する地域	65dB以下	60dB以下
C 地域のうち車線を有する地域		

■ 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準

区 分	昼 間 (6時～22時)	夜 間 (22時～6時)
屋 外	70dB以下	65dB以下
窓を閉めた屋内	45dB以下	40dB以下

■ 自動車騒音の要請限度

都市計画法上の地域		時 間 の 区 分	
		昼 間 (6時～22時)	夜 間 (22時～6時)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

※ 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は表の規程にかかわらず、昼間においては、75dB、夜間においては、70dBとする。

(2) 「騒音規制法」に基づく規制基準

■ 特定工場等の規制基準

(単位: d B)

時間区分 区域区分		昼間 (8時~19時)	朝(6時~8時) 夕(19時~22時)	夜間 (22時~6時)
1種	第1種低層住居専用地域	50	45	45
	第2種低層住居専用地域			
	第1種中高層住居専用地域			
	第2種中高層住居専用地域			
2種	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域以外の地域	55	50	45
3種	近隣商業地域 商業地域・準工業地域	65	60	50
4種	工業地域 工業専用地域(一部)	70	65	60

(注) 1. 上表に掲げる第2種区域、第3種区域又は第4種区域内に所在する学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める該当値から5デシベル減じた値とする。

2. 規制基準とは、特定工場等において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

■ 特定建設作業の規制基準

作業 規制項目		くい打 機等	びょう 打機	さく岩機	空気 圧縮機	コンクリートプラント アスファルトプラント	バックホウ	トラクター ショベル	ブルドーザー			
基 準 値		85 d B										
※作業禁止時間	1号区域	19時~7時										
	2号区域	22時~6時										
※作業時間	1号区域	10時間/日以内										
	2号区域	14時間/日以内										
※ 繙続日数		6日以内										
※ 作業禁止日		日曜日・休日										

(注) 1. 騒音の基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界における大きさの許容限度をいう。

2. ※印の項目は、災害時の緊急作業等について例外規定が設けてある。

3. 区域の区分は次のとおり

1号区域 ◇第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域以外の地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
◇上記の区域以外の区域で、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね80メートル以内の区域

2号区域 1号区域以外の区域

(3) 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく規制基準

■ 指定騒音工場等の規制基準

※「特定工場等の規制基準」と同じ。

■ 作業場等における規制基準

※「特定工場等の規制基準」と同じ。

(注) 作業場等とは

1. 廃棄物、原材料、土石、鉱物を保管するために屋外に設けられた場所で、面積が 150 平方メートル以上であるものをいう。
2. 自動車駐車場のうち収容能力が 20 台以上のもの。
3. トラックターミナル

■ 深夜営業騒音の規制基準

a 規制対象

- ・飲食店 ・喫茶店 ・ボーリング場 ・バッティングセンター ・ゴルフ練習場
- ・小売店営業（店舗面積 500 平方メートル以上）
- ・公衆浴場営業（保養又は休養のための施設に付帯する公衆浴場で個室を有しないもの）

b 音量規制

(単位: d B)

区域区分		規制時間
		22時～午前6時
1 種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	45
2 種	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域以外の地域	
3 種	近隣商業地域 商業地域・準工業地域	50
4 種	工業地域 工業専用地域（一部）	

c 音響機器の使用規制

使用禁止時間	使用禁止区域	対象機器
23時 ～ 6時	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域以外の地域 近隣商業地域 準工業地域	カラオケ装置 ステレオセットその他の音響機器 拡声装置 録音・再生装置 有線ラジオ放送受信装置（受信装置に限る） 楽器

(注) 音が外部に漏れない場合は使用可能

■ 商業宣伝を目的とした拡声器の規制

a 使用基準

(単位: d B)

区域区分	規制時間	10時～18時		18時～10時
		固定	移動	
1種	第1種低層住居専用地域	60	70	使用禁止
	第2種低層住居専用地域			
	第1種中高層住居専用地域			
	第2種中高層住居専用地域			
2種	第1種住居地域	65	75	使用禁止
	第2種住居地域			
	準住居地域			
	用途地域以外の地域			
3種	近隣商業地域	75	85	
	商業地域・準工業地域			
4種	工業地域	80	85	
	工業専用地域（一部）			

b 使用方法等

△	固定	移動	航空機
使用方法	1回の使用は20分以内で次の使用まで10分以上休む	学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの周囲約100mでは使用禁止	原則として使用禁止
測定位置	屋外の地上1.5m	停止時、音源から10m以上離れた地上1.5m	_____

(4) 騒音の大きさの例及び影響

■ 騒音の大きさの例

120 デシベル	飛行機のエンジンの近く	
110 デシベル	自動車の警笛（前方 2 m）	
100 デシベル	電車が通るときのガード下	
90 デシベル	大声による独唱 騒々しい工場の中	
80 デシベル	電車の中	
70 デシベル	電話のベル 騒々しい事務所の中 騒々しい街頭	
60 デシベル	静かな乗用車 普通の会話	
50 デシベル	静かな事務所	
40 デシベル	市街の深夜 図書館 静かな住宅地の昼	
30 デシベル	郊外の深夜 ささやき声	
20 デシベル	木の葉がふれ合う音 置時計の秒針の音（前方 1 m）	

■ 騒音の影響

騒音に長時間、あるいは大きな騒音の場合には短時間でも暴露されると、何らかの形で人間に好ましくない影響を与える。その影響は、騒音の性質（大きさ、高さ、持続時間等）、その人が行っている作業内容、生活環境、個人的状態（年齢、性格）、心身の状態などに大きく左右される。

聽力への影響

聽取妨害 睡眠妨害

作業能率への影響

生理機能への影響

5 振動関係

(1) 要請限度

■ 道路交通振動の要請限度

都市計画法上の地域		時間の区分	
		昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
1種	住居専用地域 住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	65dB以下	60dB以下
2種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70dB以下	65dB以下

※ 住居専用地域並びに住居地域は第1種と第2種とに区分され、住居専用地域はさらに低層と中高層に細分されている。

(2) 「振動規制法」に基づく規制基準

■ 特定工場等の規制基準

(単位: dB)

時間区分		昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
区域区分			
1種	第1種低層住居専用地域		
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域	60	55
	第1種住居地域		
	第2種住居地域		
	準住居地域 用途地域以外の地域		
2種	近隣商業地域		
	商業地域・準工業地域	65	60
	工業地域		

- (注) 1. ただし、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。
 2. 規制基準とは、特定工場等において発生する振動の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

■ 特定建設作業の規制基準

規制項目	作業	くい打機	くい抜機	くい打・くい抜機	鋼球	舗装版破碎機	ブレーカー						
基 準 値	75 dB												
※作業禁止時間	1号区域	19時～7時											
	2号区域	22時～6時											
※作業時間	1号区域	10時間／日以内											
	2号区域	14時間／日以内											
※ 継続日数	6日以内												
※ 作業禁止日	日曜日・休日												

- (注) 1. 振動の基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界の値
 2. ※印の項目は、災害時の緊急作業等について例外規定が設けてある。
 3. 区域の区分

1号区域 ◇第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域以外の地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
 ◇上記の区域以外の区域で、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね80メートル以内の区域

2号区域 1号区域以外の区域

(3) 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく規制基準

■ 指定振動工場等の規制基準

※「特定工場等の規制基準」と同じ。

(4) 振動の大きさの例及び影響

■ 振動の大きさの例及び影響

気象庁震度階震度



6 悪臭関係

(1) 悪臭防止法に基づく規制基準

■ 敷地境界における規制基準（特定悪臭物質 22 物質）

(単位: ppm)

特 定 悪 臭 物 質	A 区域	B 区域	C 区域
	B 区域・C 区域 以外の区域	農業振興地域	工業地域・ 工業専用地域
アンモニア	1	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	0.9	4
酢酸エチル	3	3	7
メチルイソブチルケトン	1	1	3
トルエン	10	10	30
スチレン	0.4	0.4	0.8
キシレン	1	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.004

■ 煙突等の排出口における規制基準

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

特定悪臭物質のうち、次の 13 物質について設定されている。基準は、最大着地濃度が敷地境界の基準と等しくなるように悪臭防止法施行規則第 3 条に定める換算式で算出される。

悪臭防止法施行規則第3条に定める方法

$$q = 0.108 \times H e^2 C m$$

この式において、 q 、 $H e$ 及び $C m$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

q : 流量 ($N m^3/h$)

$H e$: 補正された排出口の高さ (m)

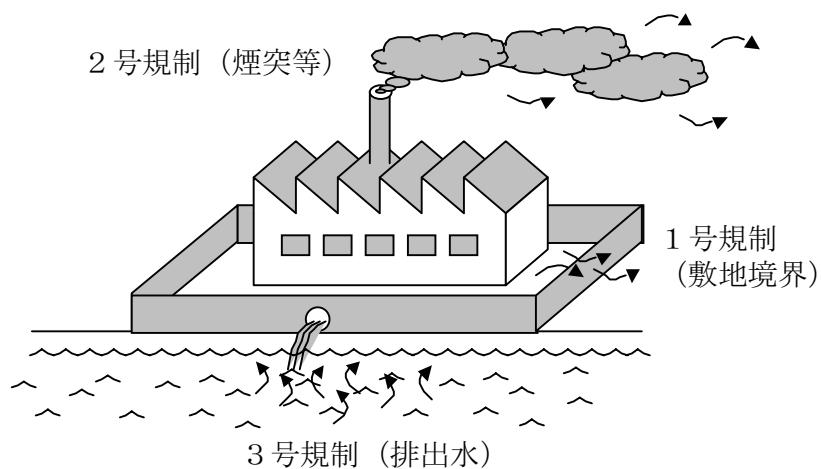
$C m$: アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオニアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンの各物質の規制基準 (ppm)

但し、補正された排出口の高さが 5 m未満のものについては、この式は適用しない。

■ 排出水中における規制基準 (4 物質)

物 質 名	流 量 ($N m^3/h$)	排 出 水 中 の 濃 度 ($m g/\ell$)		
		A 区 域	B 区 域	C 区 域
メチルメルカプタン	0.001 以下	0.03	0.03	0.06
	0.001 を超え 0.1 以下	0.007	0.007	0.01
	0.1 を超過	0.002	0.002	0.003
硫化水素	0.001 以下	0.1	0.1	0.3
	0.001 を超え 0.1 以下	0.02	0.02	0.07
	0.1 を超過	0.005	0.005	0.02
硫化メチル	0.001 以下	0.3	0.3	2
	0.001 を超え 0.1 以下	0.07	0.07	0.3
	0.1 を超過	0.01	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001 以下	0.6	0.6	2
	0.001 を超え 0.1 以下	0.1	0.1	0.4
	0.1 を超過	0.03	0.03	0.09

■ 悪臭物質規制の概念図



(2) 埼玉県生活環境保全条例による規制

■ 規制対象業種（13業種）

- 1 塗装工事業
- 2 食料品製造業
- 3 合板製造業
- 4 家具製造業
- 5 パルプ・紙・紙加工品製造業（塗装紙製造業以外のものについては、有機溶剤を使用して製造又は加工を行うものに限る。）
- 6 印刷業
- 7 化学工業
- 8 プラスチック製品製造業（強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業及び強化プラスチック製容器・浴槽等製造業を除く。）
- 9 ゴム製品製造業
- 10 電線・ケーブル製造業
- 11 金属製品製造業（塗装工程を有するものに限る。）
- 12 一般機械器具製造業（塗装工程を有するものに限る。）
- 13 輸送用機械器具製造業（塗装工程を有するものに限る。）

■ 規制基準

区域の区分	許容限度		気体排出口
	敷地境界線		
下記以外の区域	臭気濃度 10		臭気濃度 300
近隣商業地域・商業地域・準工業地域	臭気濃度 20		臭気濃度 500
工業地域・工業専用地域	臭気濃度 30		臭気濃度 1,000

※ 臭気濃度とは、ある臭気を無臭の空気で希釈し、臭わなくなったときの希釈倍数のことです。
三点比較式臭袋法により測定します。

(2) 特定悪臭物質の性質

■ 特定悪臭物質の主要発生源事業場

特定悪臭物質	主要発生源事業場
アンモニア	畜産農業、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素	畜産農業、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、ビスコースレーション製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
二硫化メチル	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
トリメチルアミン	畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産かん詰製造業
アセトアルデヒド	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、酢酸ビニル製造工場、クロロブレン製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造工場、魚腸骨処理工場等
プロピオンアルデヒド ノルマルブチルアルデヒド イソブチルアルデヒド ノルマルバレルアルデヒド イソバレルアルデヒド	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
イソブタノール 酢酸エチル メチルイソブチルケトン トルエン	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
スチレン	スチレン製造工場、ポリスチレン製造工場、ポリスチレン加工工場、SBR製造工場、FRP製品製造工場、化粧合板製造工場等
キシレン	(トルエンに同じ)
プロピオン酸	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉製造工場等
ノルマル酪酸 ノルマル吉草酸 イソ吉草酸	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、でん粉製造工場、し尿処理場、廃棄物処分場等

■ 特定悪臭物質のにおいの種類

	特 定 悪 臭 物 質	化 学 式	に お い の 種 類
1	アンモニア	NH ₃	し尿のようなにおい
2	メチルメルカプタン	CH ₃ SH	腐ったタマネギのようなにおい
3	硫化水素	H ₂ S	腐った卵のようなにおい
4	硫化メチル	(CH ₃) ₂ S	腐ったキャベツのようなにおい
5	二硫化メチル	CH ₃ S ₂ CH ₃	腐ったキャベツのようなにおい
6	トリメチルアミン	(CH ₃) ₃ N	腐った魚のようなにおい
7	アセトアルデヒド	CH ₃ CHO	刺激的な青ぐさいにおい
8	プロピオンアルデヒド	CH ₃ CH ₂ CHO	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
9	ノルマルブチルアルデヒド	CH ₃ (CH ₂) ₂ CHO	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
10	イソブチルアルデヒド	(CH ₃) ₂ CHCHO	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
11	ノルマルバレルアルデヒド	CH ₃ (CH ₂) ₃ CHO	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
12	イソバレルアルデヒド	(CH ₃) ₂ CHCH ₂ CHO	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
13	イソブタノール	(CH ₃) ₂ CHCH ₂ OH	刺激的な発酵したにおい
14	酢酸エチル	CH ₃ CO ₂ C ₂ H ₅	刺激的なシンナーのようなにおい
15	メチルイソブチルケトン	CH ₃ COCH ₂ CH(CH ₃) ₂	刺激的なシンナーのようなにおい
16	トルエン	C ₆ H ₅ CH ₃	ガソリンのようなにおい
17	スチレン	C ₆ H ₅ CH=CH ₂	都市ガスのようなにおい
18	キシレン	C ₆ H ₄ (CH ₃) ₂	ガソリンのようなにおい
19	プロピオン酸	CH ₃ CH ₂ COOH	刺激的な酸っぱいにおい
20	ノルマル酪酸	CH ₃ (CH ₂) ₂ COOH	汗くさいにおい
21	ノルマル吉草酸	CH ₃ (CH ₂) ₃ COOH	むれた靴下のようなにおい
22	イソ吉草酸	(CH ₃) ₂ CHCH ₂ COOH	むれた靴下のようなにおい

7 地盤沈下関係

(1) 工業用水法（抜粋）

井戸：動力を用いて地下水（温泉法による温泉を除く）を採取するための施設であって、揚水機の吐出口の断面積が 6cm^2 をこえるもの。

工業：製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業。

許可基準：揚水機の吐出口の断面積： 21cm^2 以下

○ 東日本旅客鉄道東北本線の東側及び西側の一部

（ストレーナーの位置：地表から 650m 以深）

○ 東日本旅客鉄道東北本線の西側（ストレーナーの位置：地表から 550m 以深）

(2) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律（抜粋）

建築物用地下水：暖房設備、自動車車庫に設けられた洗車設備、公衆浴場法による公衆浴場で、浴室の床面積の合計が 150 m^2 をこえるものに用いられる。

地下水（温泉を除く）

揚水設備：工業用水法の井戸と同じ。

許可基準：揚水設備の吐出口の断面積： 21 cm^2 以下

ストレーナーの位置：地表から 650m 以深

(3) 埼玉県生活環境保全条例による地下水採取規制

規制地域名：第1種指定地域

利用用途：地下水を利用する全ての用途（ただし次の用途を除く）

①吐出口の断面積が 6 cm^2 以下の家庭用揚水施設

②農業用（かんがい用に限る）でストレーナーの位置が 30m より浅い施設

③法令で規制されているもの（上記（1）、（2）、温泉法等）

揚水施設：すべての揚水施設

8 ダイオキシン類関係

(1) ダイオキシン類による環境基準

■ 環境基準

媒 体	大 気	水 質 (水底の底質を除く。)	水底の底質	土 壤
基準値	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	1 pg-TEQ/ℓ 以下	150pg-TEQ/g以下	1,000pg-TEQ/g以下
測 定 方 法	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	日本工業規格K0312に定める方法	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

(備考)

- 1 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。
- 3 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 4 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 5 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 6 土壤の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壤については適用しない。

第2 達成期間等

- 1 環境基準が達成されていない地域又は水域にあっては、可及的速やかに達成されるよう努めることとする。
- 2 環境基準が現に達成されている地域若しくは水域又は環境基準が達成された地域若しくは水域にあっては、その維持に努めることとする。
- 3 土壤の汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあっては、必要な措置を講じ、土壤の汚染に起因する環境影響を防止することとする。

第3 環境基準の見直し

ダイオキシン類に関する科学的な知見が向上した場合、基準値を適宜見直すこととする。

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準

■ 大気基準適用施設に適用される排出ガスの排出基準(単位 ng-TEQ/m³N)

施設設置年月日		H12. 1. 16～	～H12. 1. 15	
特定施設の種類		新設	既設	
		H12. 1. 16～	H13. 1. 15～ H14. 11. 30	H14. 12. 1～
製鋼用電気炉		0. 5	2 0	5
廃棄物焼却 炉	焼却 能力	4 t / h 以上	0. 1	8 0
		2 t / h ~ 4 t / h	1	8 0
		2 t / h 未満	5	8 0
				1 0

※ 設置されている特定施設のみ記載。

■ 水質基準適用事業場に適用される排出水の排出基準(単位 pg-TEQ/ℓ)

特定施設の種類	新設	既設	
		～H15. 1. 14	H15. 1. 15～
廃棄物焼却炉に係る排ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設	1 0	5 0	1 0
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設		1 0	

※ 設置されている特定施設のみ記載。

■ 廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、焼却灰、燃え殻の処理基準 (単位 ng-TEQ/g)

新設	既設
3	3

備考 既設については、平成12年厚生省令第1号において、平成14年12月1日以後も処理基準を適用しない処分方法としてセメント固化、薬剤処理等が規定されている。

II 関係条例等

1 川口市環境審議会条例

〔昭和 46 年 4 月 1 日
条例 第 21 号〕

(設置)

第1条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、川口市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平成 6 条例 27 ・ 平成 13 条例 18 ・ 一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境保全に関する事項を調査審議し、及びこれらについて必要と認める事項を市長に建議する。

(平成 6 条例 27 ・ 一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 民間団体の代表者
- (3) 業界関係者
- (4) 関係行政機関の職員

(昭和 46 条例 50 ・ 昭和 53 条例 60 ・ 平成 6 条例 27 ・ 平成 10 条例 20 ・ 一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会が、特に必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(昭和 53 条例 60 ・ 平成 6 条例 27 ・ 一部改正)

(部会)

第7条 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会の委員のうちから会長が指名する者及び次条の規定により特別委員を置く場合には特別委員をもって組織する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告するものとする。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 部会が、特に必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(平成 13 条例 18 ・ 追加)

(特別委員)

第8条 部会に、特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、当該特別の事項について専門的知識を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに、解任されるものとする。

(平成 13 条例 18・追加)

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干人を置き、市長が市職員のうちから任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について会長、副会長及び委員を補佐する。

(昭和 53 条例 60・全改、平成 13 条例 18・旧第 7 条繰下)

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(昭和 53 条例 60・昭和 57 条例 1・一部改正、平成 13 条例 18・旧第 8 条繰下)

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平成 13 条例 18・旧第 9 条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 46 年 11 月 1 日条例第 50 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年 3 月 30 日条例第 60 号)

この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年 3 月 27 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 6 月 27 日条例第 27 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 53 年条例第 9 号)の一部を次のように改める。

[次のように] 略

附 則(平成 10 年 3 月 24 日条例第 20 号)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 26 日条例第 18 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例

〔昭和 45 年 4 月 1 日
条例 第 16 号〕

(目的)

第1条 この条例は、環境基本法(平成5年法律第91号)の精神にのっとり、市内の中小企業者に対し、公害防止のために必要な資金の融資及び利子の助成を行い、公害の発生を防止し、もって市民の健康を保護し、生活環境の保全に資することを目的とする。

(昭和 51 条例 32・平成 6 条例 19・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、環境基本法第2条第3項に規定する公害をいう。

2 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者をいう。

3 この条例において「公害防止資金」とは、次に掲げる資金をいう。

- (1) 公害を防止し、又は除去するために必要な機械、器具、装置、建物及び工作物等の購入、設置若しくは改善に要する資金
- (2) 公害を防止するための事業所の移転又は設備の移転に要する資金
- (3) その他市長が必要と認める資金

(昭和 51 条例 32・平成 6 条例 19・一部改正)

(融資の対象)

第3条 公害防止資金(以下「資金」という。)の融資の対象となる者は、中小企業者で、次に掲げる要件を備えているものでなければならない。

- (1) 市内に事業所を有し、原則として引き続き1年以上事業を営んでいること。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 貸付金の償還能力が確実であること。
- (4) 自己資金で公害防止措置を行うことが困難であること。
- (5) 現に公害が発生し、又は発生のおそれがあるために公害防止措置の必要があり、かつ、その措置の計画が適当であること。

(昭和 51 条例 32・一部改正)

(融資の限度額)

第4条 資金の融資限度額は、1企業につき最高10,000,000円とする。

(昭和 46 条例 48・昭和 48 条例 23・昭和 50 条例 23・昭和 51 条例 32・一部改正)

(融資の条件)

第5条 資金の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付期間 7年以内
- (2) 据置期間 1年以内
- (3) 偿還方法 元金均等割賦償還
- (4) 利率 市長が別に定める。
- (5) 保証 原則として埼玉県信用保証協会の保証を付けるものとする。
- (6) 連帯保証人 個人にあっては1人以上、法人にあっては2人以上(この市の議会議員及び職員は、連帯保証人になることができない。)とする。ただし、特別小口無担保無保証人保証制度の適用を受ける者については、連帯保証人を必要としない。

(昭和 48 条例 23・昭和 49 条例 3・昭和 51 条例 32・一部改正)

(融資の申請)

第6条 資金の融資を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

(融資の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、融資の適否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により融資を適當と認めるときは、市長が別に指定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)に通知するものとする。

(昭和 46 条例 48・全改、昭和 51 条例 32・昭和 53 条例 65・一部改正)

(融資の時期)

第8条 指定金融機関は、前条第2項の通知を受けたときは、遅滞なく当該申請者に対し資金の融資を行うものとする。

(昭和 51 条例 32・一部改正)

(融資報告)

第9条 指定金融機関が前条の規定によって資金の融資を行い、又は既に融資を受けた者(以下「借受人」という。)から償還を受けたときは、融資状況を市長に報告しなければならない。

(昭和 51 条例 32・一部改正)

(利子助成の対象)

第10条 資金の借受人に対して、貸付金の利子を助成することができる。

(利子の助成額)

第11条 利子の助成額は、借受人が指定金融機関に支払う約定利子の2分の1に相当する額とする。

(昭和 46 条例 22・平成 6 条例 19・一部改正)

(利子助成の期間)

第11条 利子助成の期間は、資金の貸付期間の範囲内とする。

(利子助成の申請)

第12条 利子の助成を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

(助成金の交付)

第13条 借受人又は借受人の委託を受けた指定金融機関は、市長が定める期日までに助成金の交付請求書を市長に提出しなければならない。

(預託)

第14条 市長は、資金の融資を円滑にするため、予算の範囲内で必要資金を指定金融機関に預託する。

(融資及び利子助成の取消し)

第16条 市長は、借受人が次の各号の一に該当するときは、融資及び利子助成の決定を取り消し、貸付金又は助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 第3条の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 資金を融資の目的以外に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により融資及び利子の助成を受けたとき。

(昭和 51 条例 32・一部改正)

(書類の提出)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、借受人から必要書類の提出を求めることができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(昭和 46 条例 48・旧第 18 条繰下、昭和 53 条例 65・旧第 19 条繰上)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 46 年 4 月 1 日条例第 22 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例第 11 条の規定は、この条例の施行の日以後の貸付期間に対応する利子に係る助成から適用し、同日前までの貸付期間に対応する利子に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(昭和 46 年 11 月 1 日条例第 48 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 48 年 4 月 1 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 49 年 2 月 7 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年 3 月 25 日条例第 23 号)

この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 51 年 3 月 30 日条例第 32 号)

この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 3 月 30 日条例第 65 号)

この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 28 日条例第 19 号)

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

3 川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例施行規則

〔昭和 45 年 4 月 1 日
規則 第 4 号〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例(昭和 45 年条例第 16 号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(平成 11 規則 55・一部改正)

(指定金融機関)

第 2 条 条例第 7 条第 2 項に規定する市長が別に指定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)は、告示をもって定める。

(昭和 50 規則 42・全改、平成 11 規則 55・一部改正)

(申請の手続)

第 3 条 資金の融資及び利子助成を受けようとする者は、様式第 1 号の申請書を市長に提出しなければならない。

2 法人にあっては、前項の申請書のほか、次の書類を添付しなければならない。

(1) 法人登記簿謄本 1 通

(2) 決算書 2 通

(3) 最近の試算表(ただし、決算期が申請前 3 月を超える場合に限るものとする。) 2 通

(平成 11 規則 55・一部改正)

(調査決定等)

第 4 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに信用調査を行うとともに、公害防止措置の内容及び効果その他必要と認める事項を調査し、その適否を決定するものとする。

2 信用調査は、借り入れする指定金融機関に依頼する。

3 前項の依頼を受けた指定金融機関は、速やかに調査を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(昭和 46 規則 36・昭和 53 規則 15・平成 11 規則 55・一部改正)

(融資の決定通知等)

第 5 条 市長は、貸付け及び利子助成を決定したときは、当該申請者に対して様式第 2 号の通知書を交付するとともに、指定金融機関に対して様式第 3 号の通知書を送付するものとする。

2 融資及び利子助成をしないことに決定した者に対しては、この旨通知する。

(平成 11 規則 55・一部改正)

(融資及び報告)

第 6 条 指定金融機関は、この資金の融資を行ったときは、次に掲げる事項を速やかに市長に報告するものとする。当該契約に変更があったときも、また、同様とする。

(1) 借受人の事業所名、所在地、代表者名及び受付番号

(2) 貸付金額

(3) 貸付けの償還及び利子に関する約定事項

(4) 貸付契約年月日

2 指定金融機関は、借受人から償還を受けたときは、次に掲げる事項を市長に報告するものとする。

(1) 借受人の事業所名、代表者名及び受付番号

(2) 前月末貸付残高、当月償還額及び当月末貸付残高

(3) その他市長が必要と認める事項

(平成 11 規則 55・一部改正)

(設備等完了届及び検査)

第7条 借受人は、融資に係る設備等を完了したときは、遅滞なく様式第4号の完了届を市長に提出し、検査を受けなければならない。
(平成11規則55・一部改正)

(利子の助成及び交付の時期)

第8条 市長は、設備等の完了を確認し、適當と認めたときは、利子助成を行う。

2 利子助成金の交付時期は、9月及び3月の2回とする。

3 利子助成金の請求は、交付する月の20日までとする。

(平成元規則2・平成11規則55・一部改正)

(借受人の遵守事項)

第9条 借受人は、次に定める事項を守らなければならない。

- (1) 融資を受けたときは、承認を受けた計画に従って、遅滞なく公害防止措置に着手すること。
- (2) 融資に係る公害防止措置を変更する場合は、あらかじめその旨を市長に届け出て、承認を受けること。
- (3) 融資に係る経理を常に明らかにするとともに、資金の支払いを証明する書類を整理保存すること。
- (4) 融資に係る公害防止施設、用地及び建物等を有効に保持すること。
- (5) 融資金の金額を返済するまでに、公害防止施設等の譲渡、貸与、売却その他の処分をしないこと。
- (6) 移転の跡地を、公害発生のおそれのある事業を営む者に譲渡し、又は貸与し、その他移転の目的に反するような利用又は処分をしないこと。
- (7) 市長が必要と認める検査又は指示に従い、報告書等の提出を求められたときは、速やかに応ずること。
- (8) 資金借受期間中次の事項に変更がある場合は、その都度報告し、その指示を受けること。
ア 企業の所在地
イ 代表者
ウ 企業形態
エ 資本額又は出資額
オ 連帯保証人

(平成11規則55・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年10月15日規則第43号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年11月1日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年5月20日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年7月1日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年10月1日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年3月30日規則第15号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(平成元年1月28日規則第2号)

この規則は、平成元年2月1日から施行する。

附 則(平成11年9月22日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年9月27日規則第77号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、川口市規則に規定する様式に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

4 川口市あき地の環境保全に関する条例

〔昭和 43 年 12 月 26 日
条例 第 51 号〕

(目的)

第1条 この条例は、雑草が繁茂したままで放置され、若しくは残土等の置場として使用され、又は沼地化したままで放置されている等良好な状態で維持管理されていないあき地が、火災若しくは犯罪の発生等市民の生活環境を害していることにかんがみ、これらのあき地を整備し、清潔な生活環境を保持することによって、市民の生活の安定と公共の福祉に寄与することを目的とする。

(昭和 45 条例 49・全改)

(定義)

第2条 この条例において「不良状態」とは、あき地に雑草が繁茂し、若しくは汚物が投棄され、又はあき地が残土等の置場として使用され、若しくは沼地と化し、これらをそのままにしておくときは、火災若しくは犯罪の発生又は非衛生の原因となり、市民の健康と生活環境を著しく阻害するような状態をいう。

(昭和 45 条例 49・全改)

(所有者等の責務)

第3条 あき地の所有者又は管理者は、当該あき地が不良状態にならないように維持管理しなければならない。

(市長の指導助言)

第4条 市長は、あき地が不良状態になるおそれがあるとき、又は不良状態にあるときは、雑草の除去等あき地の整備の措置について必要な指導または助言をすることができる。

(昭和 45 条例 49・一部改正)

(勧告)

第5条 市長は、前条に定める指導助言を履行しない者があるときは、当該あき地の所有者または管理者に対し、雑草の除去等あき地の整備について必要な措置を勧告することができる。

(昭和 45 条例 49・一部改正)

(あき地の活用)

第6条 あき地の所有者または管理者は、公共の福祉のため、当該あき地を活用するよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 45 年 10 月 15 日条例第 49 号)

この条例は、公布の日から施行する。

5 川口市あき地の環境保全に関する条例施行規則

〔昭和 43 年 12 月 26 日
規則 第 46 号〕

(目的)

第1条 この規則は、川口市あき地の環境保全に関する条例(昭和 43 年条例第 51 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(除去等の委託申し込み)

第2条 雑草が繁茂したまま放置されているあき地の不良状態を除去し、整備することができないときは、当該あき地の所有者又は管理者は、その業務を市長に委託することができる。

2 前項の規定により雑草の除草業務を委託しようとするときは、雑草除去等業務委託申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

(昭和 45 規則 45・全改、昭和 54 規則 26・一部改正)

(委託費)

第3条 前条の規定による除去等の委託費は、実費とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、これを免除することができる。

(納期)

第4条 前条本文の委託費は、除去等の作業開始までに前納しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、このかぎりでない。

(勧告書)

第5条 条例第 5 条による勧告は、雑草等除去勧告書(様式第 2 号)、残土等置場整備勧告書(様式第 3 号)又は沼地整備勧告書(様式第 4 号)により行なうものとする。

(昭和 45 規則 45・一部改正)

(活用の方法)

第6条 条例第 6 条によるあき地の活用とは、子供の遊び場その他公共の利用に供することをいう。

(昭和 61 規則 1・全改)

(あき地の公共利用)

第7条 市長は、あき地の所有者又は管理者から、前条の公共利用の目的のため、あき地の利用提供の申し出があったときは、次の基準により当該あき地を借り受け、公共の利用に供するものとする。

- (1) 当該あき地の周辺に、公園、子供の遊び場等がなく、かつ、環境的に適当地と認められること。
- (2) 当該あき地の周辺に住居が多く、施設の利用度が高いことが認められること。
- (3) 当該あき地が、利用目的に適するように整地されていること。
- (4) 借り受けるあき地の使用貸借契約期間は、原則として 5 年とすること。

(昭和 48 規則 38・全改)

(立札の掲出)

第8条 市長は、前条の規定によりあき地を借り受けたときは、そのあき地に公共の利用に供する旨の立札を掲出するものとする。

(昭和 48 規則 38・追加)

(あき地の返還)

第9条 市長は、借り受けたあき地の所有者又は管理者から、特にやむを得ない理由により当該あき地の返還の申し出があったときは、すみやかに返還するものとする。

(昭和 48 規則 38・追加)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 45 年 10 月 15 日規則第 45 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 47 年 12 月 1 日規則第 53 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 48 年 12 月 10 日規則第 38 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 54 年 5 月 30 日規則第 26 号)

この規則は、昭和 54 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 1 月 29 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 63 年 3 月 28 日規則第 19 号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、この規則による改正前の各規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、使用できるものとする。

3 前項の場合において、この規則により押印欄を廃止されたものについては、押印を省略することができる。

附 則(平成 13 年 9 月 27 日規則第 77 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、川口市規則に規定する様式に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

6 川口市環境基本条例

〔平成 10 年 9 月 28 日
条例 第 58 号〕

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)
- 第 2 章 環境の保全等に関する基本的施策等
 - 第 1 節 施策の策定等に当たっての環境への配慮(第 8 条)
 - 第 2 節 環境基本計画(第 9 条)
 - 第 3 節 市が講ずる環境の保全等のための施策等(第 10 条—第 20 条)
 - 第 4 節 地球環境保全の推進(第 21 条)
- 附則
- 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市、事業者及び市民が適正な役割分担と協働のもとに、環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)に取り組むための基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第 3 条 環境の保全等は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、環境資源の有限性を認識し、その適正な管理及び利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が適正な役割分担のもと、自らの力で積極的に行わなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

- 第 4 条 市は、前条に定める環境の保全等についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、前項の施策のうち、広域的な取組を必要とするものを策定し、及び実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力してその施策の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図る責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(報告書)

- 第7条 市長は、定期的に、環境の状況及び市が環境の保全等に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境への配慮

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

- 第8条 市は、環境との共生を図るため、施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全等について極力配慮するものとする。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

- 第9条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、川口市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全等に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、川口市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 市が講ずる環境の保全等のための施策等

(環境基本計画との整合)

- 第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るようにするものとする。

(環境影響評価の措置)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施前に環境に及ぼす影響について事前に評価し、その結果に基づき、その事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(助成措置)

第12条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全等のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(自然環境の保全及び創造)

第13条 市は、緑地、水辺等における多様な自然環境の適正な保全及び創造に努めるものとする。

2 市は、自然環境の適正な保全及び創造を行うに当たっては、動植物の生育環境等に配慮することにより、生態系の多様性の確保に努めるものとする。

(循環を基調とする社会の構築)

第14条 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、事業者及び市民による資源等の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源等の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第15条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全等についての理解を深められるようにするとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の環境保全活動の促進)

第16条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(事業者、市民等の意見の反映)

第18条 市は、環境の保全等に関する施策に、事業者、市民等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に推進するため、情報の収集に努めるものとする。

2 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第20条 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

第4節 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第21条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国等と連携し、又は市の実施する各種の国際交流を通して、環境の保全等に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

環境保全行政の概要

平成 15 年版

平成 16 年 3 月

川口市 環境部 環境保全課

**埼玉県川口市青木2丁目1番1号
電話 048(258)1110**



彩の国まごころ国体

夏季大会 平成16年 9月11日(土)~14日(火)
開会式 平成16年 9月10日(金)
秋季大会 平成16年10月23日(土)~28日(木)